

# 大阪府個人情報保護条例 解釈運用基準

令和4年4月

大阪府

# 大阪府個人情報保護条例の解釈運用基準

## 目 次

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	2
第2条（定義）	3
第3条（実施機関の責務）	16
第4条（府民の責務）	17
第5条（適用除外）	18
第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護	
第1節 個人情報の取扱い	
第6条（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）	20
第7条（収集の制限）	25
第8条（利用及び提供の制限）	38
第8条の2（特定個人情報の利用の制限）	52
第9条（適正管理）	53
第10条（委託に伴う措置等）	55
第11条（職員等の義務）	57
第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止	
第12条（開示請求）	58
第13条（開示してはならない個人情報）	61
第14条（開示しないことができる個人情報）	64
第15条（部分開示）	71
第16条（個人情報の存否に関する情報）	72
第17条（開示請求の方法）	73
第18条（開示の決定及び通知）	75
第19条（開示決定等の期限）	77
第19条の2（開示決定等の期限の特例）	78
第19条の3（開示請求に係る事案の移送）	80
第20条（第三者に対する意見の提出の機会の付与等）	82
第21条（開示の実施）	84
第22条（開示請求等の特例）	90
第23条（訂正請求）	91
第24条（訂正請求に係る個人情報の存否に関する情報）	93
第25条（訂正請求の方法）	94
第26条（訂正請求の決定及び通知）	95
第27条（訂正決定等の期限）	97
第28条（訂正決定等の期限の特例）	98
第29条（訂正請求に係る事案の移送）	99
第30条（個人情報の提供先への通知）	101
第30条の2（情報提供等の記録の提供先への通知）	102
第31条（利用停止請求）	103
第31条の2（利用停止請求に係る個人情報の存否に関する情報）	106

第 31 条の 3 (利用停止請求の方法)	107
第 31 条の 4 (利用停止請求の決定及び通知)	109
第 31 条の 5 (利用停止決定等の期限)	110
第 31 条の 6 (利用停止決定等の期限の特例)	111
第 3 節 是正の申出	
第 32 条 (是正の申出)	112
第 33 条 (是正の申出の方法)	113
第 34 条 (是正の申出に対する措置等)	114
第 4 節 救済手続	
第 34 条の 2 (府が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)	115
第 34 条の 3 (審理員による審理手続に関する規定の適用除外)	116
第 35 条 (審議会への諮問)	117
第 36 条 (諮問をした旨の通知)	119
第 37 条 (第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)	120
第 38 条 (審議会の調査権限)	121
第 39 条 (意見の陳述)	123
第 40 条 (意見書等の提出)	124
第 41 条 (委員による調査手続)	125
第 42 条 (提出資料の閲覧等)	126
第 43 条 (調査審議手続の非公開)	128
第 44 条 (答申等)	129
第 45 条 (苦情の処理)	130
第 5 節 他の制度との調整等	
第 46 条 (他の制度との調整等)	131
第 3 章 事業者が取り扱う個人情報の保護	
第 1 節 事業者の責務	
第 47 条 (事業者の責務)	134
第 48 条 (府の出資法人の責務)	137
第 2 節 事業者に対する指導等	
第 49 条 (事業者の自主的措置のための指導及び助言等)	138
第 50 条 (説明又は資料の提出の要求)	139
第 51 条 (勧告)	141
第 52 条 (事実の公表)	142
第 52 条の 2 (適用上の注意)	143
第 53 条 (苦情相談の処理)	144
第 3 節 府が設立した地方住宅供給公社等の特例	
第 53 条の 2	146
第 4 節 指定管理者等の特例	
第 53 条の 3	147
第 5 節 適用除外	
第 53 条の 4	150
第 4 章 雑則	
第 54 条 (費用負担)	152
第 55 条 (国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人との協力)	154
第 56 条 (運用状況の公表)	155

第 57 条（審議会の建議等）	156
第 58 条（委任）	157
第 5 章 罰則	
第 59 条	158
第 60 条	161
第 61 条	162
第 62 条	163
第 63 条	164
第 64 条	165
附則	166

## 前文

個人の尊厳と基本的人権の尊重は、私たちの社会の基礎をなすものであり、この見地から、個人のプライバシーを最大限に保護することが重要である。

とりわけ、情報・通信技術の飛躍的発展がもたらす高度情報化社会においては、個人が自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできるようにすることが必要である。

このような理解のもとに、広く個人情報の保護を図り、個人の尊厳を基調とする高度情報化社会の実現を目指し、この条例を制定する。

### 【趣旨】

前文は、大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)の制定の基本的認識及び理念を宣言したものである。

### 【解釈】

1 憲法第13条は、個人の尊厳と幸福追求権を保障している。

この幸福追求権には、「プライバシーの権利」が含まれると解されている。

この「プライバシーの権利」の概念は、当初「一人にしておいてもらう権利」あるいは「私生活をみだりに公開されない権利」という消極的・受動的なものとして理解されてきた。ところが、近年、情報通信機器のめざましい発展などによる情報化の進展を背景として、個人情報の大量・迅速な収集・利用を可能とする「データバンク」社会といえるような状況が到来し、自己に関する情報が知らないところで収集・利用されたり、まちがった情報が流通し、個人が不利益を被ることへの不安が増大することとなった。

この結果、「プライバシーの権利」の概念は、上記の「一人にしておいてもらう権利」から、「個人が自律的存在として自己に係わる情報を開示する範囲を選択できる権利」すなわち「情報コントロール権」あるいは「自己情報をコントロールする権利」という積極的・能動的なものとして発展してきた。

これに従い、個人的人格的利益をまもり、幸福追求権を全うするためには、個人情報について、自らのコントロール下に置くことができるように適切な保護対策を設けることが提唱されることとなった。

しかし、プライバシーの権利の外延は、いまだ明確でないところがあり、本来プライバシーとして保護されるべき情報が、プライバシーとしてとらえられないおそれがある。

したがって、プライバシーの権利をより十全に保護するためには、直接の保護の対象を「プライバシーの権利」に限定せず、把握可能な個人情報に係る個人の権利利益を直接の保護対象とすることが適当である。

2 この前文は、本条例が、憲法が保障する「個人の尊厳」、「基本的人権の尊重」を基本理念とし、高度情報化社会において、広く個人情報の保護を図ることが個人の尊厳を保つ上で重要な意義を有するものであるという認識に立って制定されることを明らかにしている。

## 第1章 総則

### 第1条(目的)関係

第1条 この条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

#### 【趣旨】

本条は、この条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈運用の指針となるものである。各条項の解釈に当たっては、常に本条に照らしながら行うものとする。

#### 【解釈】

- 1 「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにする」とは、実施機関が保有している個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を新たに本条例によって認めることを明示したものである。
- 2 「個人情報の適正な取扱いの確保等に関し必要な事項」とは、府の実施機関が取り扱う個人情報については、収集の制限、適正管理、目的外利用及び提供の制限、開示、訂正及び利用停止を請求する権利など個人情報保護制度の根幹をなす具体的個別施策に係る事項をいう。また、事業者が取り扱う個人情報については、その保護の重要性を踏まえた上で、事業者の自主的対応の促進を基本とする具体的個別施策に係る事項をいう。
- 3 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある次のような権利利益を含めて、社会的なもの、精神的なもの等、一般的には広範なものである。
  - (1) 私生活をみだりに公開されない権利
  - (2) 個人の秘密が公開されない利益
  - (3) 誤った情報、不完全な情報等によって自己に関して誤った判断がなされない利益
  - (4) 自己の情報を知る利益また、一般に、いわゆるプライバシーとして保護されるものの中には、本条例によって保護しようとする個人の権利利益に含まれないものも考えられる。  
例えば、覗き見されない、勝手に自己の写真を撮られて雑誌などに掲載されない等については、別の法令(例えば、軽犯罪法第1条第23号の軽犯罪、民法第709条以下の不法行為等)で保護されるべきものである。
- 4 「基本的人権の擁護に資する」ことを目的としたのは、次の理由による。  
ある意味で、個人情報は個人そのものである。個人情報が誤っていたために、名誉や人格が傷つけられることもあるし、不当な差別に利用される危険もある。  
これらの個人生活への支障は、憲法で保障された各種の自由権を享受することの妨げともなるので、個人情報の保護は、これらの基本的人権を擁護する上でも重要な意義を有するものである。

## 第2条(定義)関係

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
  - イ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 要配慮個人情報 個人情報のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則（規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則をいう。以下同じ。）で定める記述等が含まれるもの
  - イ アに掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 実施機関 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、警察本部長及び府が設立した地方独立行政法人をいう。
- (6) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- (7) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 実施機関が、府民の利用に供することを目的として管理しているもの
  - イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの（アに掲げるものを除く。）
- (8) 国等 国、独立行政法人等（法第二条第九項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。
- (9) 事業者 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

### 【趣旨】

本条は、この条例における基本的な用語を定義したものである。

## 【解釈】

### 1 第1号関係（個人情報）

- (1) 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、生年月日はもとより、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、所属団体、財産、所得、顔画像、指紋、筆跡、個人に対する評価等、個人に関するすべての情報をいう。

死者に関する情報については、不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等生存者の権利利益を侵害するおそれがあるから、本条例の「個人情報」に含まれるものとして、その保護を図ることになる。

なお、死者には権利能力がないため、開示請求権等を行使できないのは自明の理である。

- (2) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録を指す。具体的には、パソコンやサーバなど電子計算機におけるハードディスク等の記憶装置のほか、磁気テープ（録音テープ、ビデオテープ等）、磁気ディスク（フロッピーディスク等）、光ディスク（CD-ROM等）、光磁気ディスク（MO等）、USBメモリ、SDメモリーカード等に記録されたものをいう。

- (3) 「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」とは、氏名等により特定の個人であることが明らかに識別できるものはもとより、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものが含まれる。

なお、事業者（指定管理者等を除く。）が取り扱う個人情報については、他の情報との照合にあたり、容易性を要件としている（第47条）。これは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の個人情報の定義規定において、事業者の営業の自由に配慮して過度に広範な規制を避ける観点から容易性を要件としているものであり、本規定を踏まえたものである。

- (4) 「個人識別符号」とは、個人情報保護法第二条第二項に規定する個人識別符号をいい、他の情報との照合を行うまでもなく、当該情報単体で個人情報として位置付けられる。

具体的には、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年5月30日政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護法施行規則」という。）において定められる、文字、番号、記号その他の符号をいう。

なお、本条例における個人識別符号については、死者に関するものも含まれる。

#### 個人情報保護法施行令(抜粋)

(個人識別符号)

第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静



脈の形状

ト 指紋又は掌紋

二 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

三 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

四 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード

六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

七 次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第二項の被保険者証

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十四条第三項の被保険者証

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十二条第三項の被保険者証

八 その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

#### 個人情報保護法施行規則(抜粋)

第二条 個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条 令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

二 令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

三 令第一条第七号ハに掲げる証明書 同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条 令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

四 出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

五 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に

規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

九 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

個人情報保護法施行令第1条第1号に掲げる個人識別符号の意義については、個人情報保護法ガイドライン（通則編）（平成28年11月（令和3年10月一部改正）個人情報保護委員会。以下「法ガイドライン」という。）2-2のイからチまでを参考とする。

### 個人情報保護法ガイドライン(通則編)(抜粋)

2-2

イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシーケンスデータ、全エクソームシーケンスデータ、全ゲノム塩基多型（single nucleotide polymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシーケンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（short tandem repeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化によって定まる声の質

音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的と

した装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

ト 指紋又は掌紋

(指紋) 指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

(掌紋) 手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

チ 組合せ

政令第1条第1号イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

(5) 平成8年の条例制定時においては、次の情報が条例の対象となる「個人情報」から除外されていたが、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関個人情報保護法における個人情報の定義等を踏まえ、平成17年条例第26号による改正において、条例の「個人情報」に含めることとした。（平成17年4月1日より施行）

- ・ 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報
- ・ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(6) 平成29年条例第85号による改正において、個人情報の定義規定を行政機関個人情報保護法の規定を踏まえたものとした。

これは、国において、個人情報の利活用を促進することを目的に個人情報の定義の明確化を図るなどの個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正（平成27年法律第65号及び平成28年法律第51号）が行われ、本府においても、個人情報の定義の明確化は、個人情報保護制度の円滑な運営に資するものであること、条例の定義規定が行政機関個人情報保護法（事業者が取り扱う個人情報にあっては個人情報保護法）と同様であることは府民にとってわかりやすいものであることから、当該法を踏まえて条例改正したものである。

## 2 第2号関係（要配慮個人情報）

(1) 個人情報のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則で定める記述等が含まれるもの、その他社会的差別の原因となるおそれのあるものについては、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいことから、特に配慮を要するものとして定めたものである。

なお、本条例における要配慮個人情報には、死者に関するものも含まれる。

「実施機関の規則で定める記述等が含まれるもの」について、知事部局においては、次のとおりである。

### 規則(抜粋)

(要配慮個人情報)

第二条の二 条例第二条第二号アの実施機関の規則で定める記述等は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号)第二条各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。

### 個人情報保護法施行令(抜粋)

(要配慮個人情報)

第二条 法第二条第三項の政令で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

### 個人情報保護法施行規則(抜粋)

(要配慮個人情報)

第五条 令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
- 二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）
- 四 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

条例第2条第2号アに掲げる要配慮個人情報の意義については、法ガイドライン2-3の(1)から(11)までを参考とする。

### 個人情報保護法ガイドライン(通則編)(抜粋)

2-3

次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

#### (1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

#### (2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること（政令第2条第1号関係）

次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

① 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は身体障害者更生相談所により、別表に掲げる身体上の障害があることを診断又は判定されたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（別表上の障害の名称や程度に関する情報を含む。）
- ・ 本人の外見上明らかに別表に掲げる身体上の障害があること

② 「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

- ・ 医師、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センターにより、知的障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から療育手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

③ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）」があることを特定させる情報

- ・ 医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと（障害の程度に関する情報を含む。）
- ・ 都道府県知事又は指定都市の長から精神障害者保健福祉手帳の交付を受け並びに所持していること又は過去に所持していたこと（障害の程度に関する情報を含む。）

④ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- ・ 医師により、厚生労働大臣が定める特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けていると診断されたこと（疾病の名称や程度に関する

る情報を含む。)

- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第2条第2号関係）（※）

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診査の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第2条第3号関係）（※）

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

指導が行われたことの具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合を含む。）が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと（犯罪の経歴を除く。）（政令第2条第4号関係）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当す

る。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

- (11) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと（政令第 2 条第 5 号関係）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

（※）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第 2 条第 2 号関係）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第 2 条第 3 号関係）に該当し得る。

- (2) 本号イの「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、その内容が客観的に明らかであるとはいえないが、例えば、出身地、門地、精神的な悩み等に関する情報のうち不当な社会的差別の原因となるおそれがあるもの等が該当すると考えられる。

なお、旧同和对策事業対象地域の所在地名については、当該情報からは特定個人が直接識別されないが、住民票その他と結合することにより、特定個人が旧同和对策事業対象地域の出身者であることが判明することから、この規定に該当するものである。

- (3) 要配慮個人情報については、平成 29 年条例第 85 号による改正において、行政機関個人情報保護法の規定を踏まえたものとした。

これは、改正前の条例第 7 条第 5 項において、いわゆるセンシティブ情報の原則収集禁止を定めていたが、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正（平成 27 年法律第 65 号及び平成 28 年法律第 51 号）により要配慮個人情報の定義が新たに定められ、本府においても、要配慮個人情報の定義の明確化は、個人情報保護制度の円滑な運営に資するものであること、条例の定義規定が行政機関個人情報保護法と同様であることは府民にとってわかりやすいものであることから、当該法を踏まえて条例改正したものである。

なお、行政機関個人情報保護法に定める要配慮個人情報に該当する個人情報以外の情報で、条例改正前からセンシティブ情報として保護を図ってきた情報についても、引き続き保護を図るため、本号イにおいて、条例で定める要配慮個人情報に含めることとしたものである。

### 3 第 3 号関係（特定個人情報）

- (1) 「特定個人情報」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項において、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報と定義されている。

この番号法でいう「個人情報」とは、番号法第 2 条第 3 項において「個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう」とされる。

- (2) 個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する個人情報は、生存する個人に関する情報に限られていることから、本号における特定個人情報には、死者に関する個人番号をその内容に含む個人情報を含まない。死者に関する個人番号をその内容に含む個人情報については、本条第 1 号に規定する個人情報に含まれるものとして、その保護を図ることになる。

なお、死者の個人番号については、番号法第12条により安全確保の措置が義務付けられている。

- (3) 個人情報保護法第2条第1項に規定される個人情報は、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とされており、第1号の容易照合性を要件としていない個人情報とは異なるが、実施機関における特定個人情報の取扱いに影響を及ぼすものではない。

#### 4 第4号関係（情報提供等の記録）

「情報提供等の記録」は、番号法第23条において、情報照会者及び情報提供者は情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報の提供の求め又は提供があった場合には、情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に、情報照会者及び情報提供者の名称、提供の求め及び提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することとされており、当該記録された特定個人情報をいう。

なお、番号法第26条により同法第23条を準用する場合の情報照会者及び情報提供者は、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者という。

#### 5 第5号関係（実施機関）

- (1) 本号は、この条例により個人情報の保護の責務を有し、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとされる府の機関を定めたものである。
- (2) この条例における「実施機関」とは、独立して事務を管理執行する権限を有する機関をいうが、次に掲げるものは、知事等が実施機関となる。
  - ア 地方自治法第153条等の規定により、知事等からその権限に属する事務の一部を委任された土木事務所長、保健所等の吏員
  - イ 建築基準法等の法律により権限を付与された建築主事等
- (3) 地方職員共済組合大阪府支部、地方公務員災害補償基金大阪府支部、職員互助会、法律により設立された公益法人等は、府とは別の団体であり、実施機関とはならない。

#### 6 第6号関係（本人）

本号は、この条例に規定する開示請求、訂正請求、利用停止請求及び是正の申出等における「本人」の定義を定めたものである。

#### 7 第7号関係（行政文書）

- (1) 本号は、個人情報の記録媒体としての「行政文書」の範囲を定めたものであり、情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「公開条例」という。）における行政文書の範囲の考え方と同様である。（ただし、情報公開条例とは実施機関の範囲が異なる。）
  - ア 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員及び監査委員のほか、実施機関の指揮監督権限に服するすべての職員をいい、一般職及び特別職の区別を問わないものとする。実施機関の附属機関の委員も含まれる。
  - イ 「職務上」とは、実施機関の職員が、法令、条例、規則、規程、訓令、通達等により、与えられた任務又は権限を、その範囲内において処理することをいう。
    - (ア) 実施機関の職員が職務上処理する事務には、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務を含む。
    - (イ) 実施機関の職員が職務上処理する事務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により、実施機関又はその職員が受任し、又は補助執行している事務を含む。



ウ 「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。

具体的には、次の要件を満たすものをいう。

(ア)「組織的に用いるもの」について

「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないものをいう。

したがって、ファイルされている正式文書とは別に職員が自己の執務の便宜のために保有する複写物や個人的な検討段階のメモで未だ組織的な検討に付されていないものなど、個人で自由に廃棄しても組織上・職務上支障がない個人メモ、個人用の控えなどは、これに該当しない。

また、職員が起案文書や資料作成の準備等のために個人が管理するパソコンを利用して作成し、当該パソコンのハードディスク等に保存している電磁的記録は、当該職員個人において自由に廃棄（削除）等の処分ができる場合が多いと考えられる。しかしながら、当該電磁的記録が、室・課（所）等の共有フォルダに保存されるなど実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されるに至った場合は、職員個人の段階のものとはいえず、「組織的に用いるもの」に該当する。

「組織的に用いるもの」となる時点を示すと、次のとおりである。

- ・ 作成されたものについては、組織的な検討に付された時点以後のもの
- ・ 取得したものについては、受領した時点以後のもの

「組織的な検討に付された」ものとは、原則として、課長補佐に相当する職以上の職にある者を含めた複数の職員による検討に付され、その結果、これらの者が共用するに至ったものをいう。

「受領した時点」とは、府の機関（職員を含む。）に了知し得るものとして現に到達した時点を示すが、職員が個人として取得した文書（私信等）にあつては、閲覧に供するなどにより組織としての共用を開始した時点の意味する。

なお、法律上の権限を有する職員（建築主事、医師等）が、その権限に基づき職務上作成した文書（建築確認済証、カルテ等）は、作成した時点で「組織的に用いるもの」に該当することとなる。

また、職員宛の私信や実施機関が単に預かって保管中のものなどは「組織的に用いるもの」には該当しない。

「組織的に用いるもの」に該当する具体例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 起案者が回議に付した時点以後の起案文書
- ・ 庁内会議（部長会議等の会議）において提出された資料
- ・ 部長、課長等への説明、検討に用いられた文書等で共用化されたもの
- ・ 知事、部局長、室課長等の事務引継書
- ・ 許（認）可申請書、届出書、報告書等（供覧等の手続にかかわらず府へ提出された段階で対象となる。）
- ・ 行政文書管理システムなど業務用システムのサーバに保存されている共用の電磁的記録
- ・ 業務上必要なものとして組織的に管理されるに至った電磁的記録（室・課（所）等の共有フォルダ）に保存されているものなど
- ・ 電磁的記録媒体により府に提出されたもの

- ・ 電子申請システムを通じて入力され所定のサーバに保存されている電磁的記録

(イ) 「実施機関が管理しているもの」について

「実施機関が管理している」とは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が利用、保存している状態のものを意味する。こうした文書は、例外なく文書管理に関する規則（規程を含む。）に従い、適正に管理しなければならず（例 大阪府行政文書管理規則第3条第2号）、文書管理に関する規則等に保存期間（1年から長期）の定めのあるものは、当該期間が終了し、廃棄の決定がなされるまでは、行政文書となる。

エ このように、文書等が行政文書に該当するためには、その文書等について、実施機関の職員が「職務上作成し、又は取得した」ものであり、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」という要件が満たされる必要がある。（紙の文書と電磁的記録など複数の記録媒体で同じ内容の文書等が存在する場合であっても、これらが行政文書に該当するかどうかは、それぞれが行政文書の要件を満たしているかどうかによって判断されることとなる。）

したがって、ある文書等が行政文書に該当するかどうかの判断は、時間的経過やその文書等の処理経過等により異なってくるものであり、文書等そのものの内容や性質により一律に判断することはできない。例えば、組織的な検討に着手する前の、職員個人が思索中の段階に作成したメモや個人の判断で入手した資料は、個人の段階のものにとどまる限りでは行政文書には該当しないが、こういったものも、組織的な検討に付されるなどにより、実施機関の組織において利用、保存されるものとして管理されるに至った場合には、行政文書に該当することとなる。

オ 「実施機関が、府民の利用に供することを目的として管理しているもの」及び「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの」については、一般に容易に入手、閲覧等が可能なものであることから、行政文書から除外されている。

(ア) 「実施機関が、府民の利用に供することを目的として管理しているもの」とは、開架、閉架を問わず、現に府民の利用に供することができる状態で管理されているもの（府立図書館、府政情報センターなどで一般の閲覧等に供しているものなど）をいう。したがって、公文書館に引き継がれた文書のうち、現に府民の利用に供されていないものは、行政文書となり得る。

(イ) 「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されているもの」は、実施機関が組織共用文書として管理している場合でも、行政文書には該当しないが、起案文書等に添付されている参考文献の抜粋や新聞記事の写しなど、他の行政文書の添付書類となっている場合は、当該他の行政文書の一部として、行政文書となり得る。

## 8 第9号関係（事業者）

本号は、第3章（事業者が取り扱う個人情報の保護）に定める事業者の範囲を定めたものである。

「法人その他の団体」の「法人」とは、自然人以外で、法律上、権利義務の主体となることを認められた営利法人、非営利法人をいい、株式会社、社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等をいう。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は除かれる。

「その他の団体」とは、権利能力なき社団等をいう。

「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む

個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

なお、この条例における「事業者」は、個人情報保護法第16条第2項の「個人情報取扱事業者」の範囲とは異なり、個人情報取扱事業者の要件とする「個人情報データベース等を事業の用に供している者」以外の事業者も含まれる。

(参考)

個人情報保護法第16条

第2項 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」と

は、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等
- 四 地方独立行政法人

### 第3条(実施機関の責務)関係

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策（以下「個人情報保護施策」という。）を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関が個人の権利利益の保護を常に認識し、そのために必要な施策を策定し、及びこれを実施する一般的責務を定めたものである。

#### 【解釈】

「必要な施策」とは、この条例に具体的に定める保護措置に限らず、個人情報を取り扱う事務の見直し・改善のほか、職員の研修、府民及び事業者に対する普及・啓発等個人情報の保護に関し必要なすべての施策をいう。

## 第4条(府民の責務)関係

第4条 府民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、府民一人ひとりが個人情報の保護の重要性について認識し、自己又は他人の個人情報の保護に努める責務を有することを明らかにしたものである。

### 【解釈】

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するために、府民一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識することが大切であることを求めたものである。
- 2 「自己の個人情報の適切な管理に努める」とは、府民が自己に関する個人情報の不適正な取扱いから権利利益を侵害される危険を自ら招くことのないよう、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるべきことをいう。
- 3 「他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」とは、府民が、権利利益の侵害の被害者となるばかりでなく、個人情報の不適正な取扱いによって、他人の権利利益を侵害することがあることを認識し、他人の個人情報の適正な取扱いに努めるべきことをいう。

## 第5条(適用除外)関係

第5条 次に掲げる個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

- (1) 府の行った統計法（平成19年法律第53号）第2条第5項に規定する統計調査に係る同条第11項に規定する調査票情報（次号において「調査票情報」という。）に含まれる個人情報及び同法第27条第2項の規定により総務大臣から提供を受けた同法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (2) 府が統計法第16条の規定により基幹統計調査（同法第2条第6項に規定する基幹統計調査をいう。以下この号において同じ。）に関する事務の一部を行うこととされた場合又は一般統計調査（同法第2条第7項に規定する一般統計調査をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第41条第1号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合において取り扱う次に掲げる個人情報
  - イ 基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
  - ロ 統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報
  - ハ 統計法第29条第1項の規定により他の行政機関（同法第2条第1項に規定する行政機関をいう。）から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

### 【趣旨】

本条は、統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、一般に個人が識別されない形で処理され、使用されることを前提としているものであることや統計法等において秘密の保護、目的外使用の禁止、適正な管理等の所要の保護措置が講じられていることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1号関係(府が実施主体となる統計調査に係る個人情報について)

府が実施主体となる統計調査において、「調査票情報」や調査の実施に当たり総務大臣から提供を受けた「事業所母集団データベース」に含まれる個人情報は、この条例の規定を適用しない。

「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているものをいう（統計法第2条第11項参照）。

「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であって、それらの情報について電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したものをいう（統計法第2条第8項参照）。

#### 2 第2号関係(国の行政機関が実施主体となる統計調査に係る個人情報について)

国の行政機関が実施主体となる統計調査である「基幹統計調査」や「一般統計調査」に係る業務を府が取扱う場合、次の(1)～(3)に係る個人情報については、この条例の規定を適用しない。

「基幹統計調査」に係る業務の一部については、統計法第16条の規定により地方公共団体の長又は教育委員会が行うことができ、「一般統計調査」に係る業務の一部については、調査票情報や事業所母集団データ等を扱う業務を地方公共団体が委託を受けることがある。本項は、このような場合に府が取扱う個人情報についての規定である。

「基幹統計調査」とは、「基幹統計」（国勢統計やその他の国の行政機関が作成する統計であって、全国的な政策の企画立案等の観点から特に重要な統計のこと。）の作成を目的とする統計調査をいう。

「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。

(1) イ関係

基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報、この条例の適用がないことを定めるものである。調査票情報の意義は第1号と同様である。

(2) ロ関係

事業所母集団データベースに含まれる個人情報は、この条例の適用がないことを定めるものである。事業所母集団データベースの意義は第1号と同様である。

(3) ハ関係

国の行政機関が、統計調査のため、国の他の行政機関から提供を受けた「行政記録情報」を、府の実施機関においてその情報を取り扱う必要が生じたとき、当該行政記録情報に含まれる個人情報には、この条例の適用がないことを定めるものである。

「行政記録情報」とは、国の行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」第2条第2項に規定する行政文書に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報及び事業所母集団データベースに記録されているものを除く。統計法第2条第10項参照。）をいう。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い

#### 第6条（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）関係

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 府の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもの（実施機関が行う職員の採用に関する事務を含む。）
- (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
- (3) 犯罪の捜査に係る事務
- (4) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）に係る事務であって、国の安全その他の国の重大な利益に係るもの
- (5) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
- (6) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
- (7) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、犯罪の予防等に係る事務（前項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）については、登録簿を作成し、又は登録簿に第1項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を記載することにより、当該事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合においては、登録簿を作成せず、又は登録簿に同項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を記載しないことができる。

5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。



## 【趣旨】

本条は、実施機関が、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、その名称及び目的、個人情報の対象者の範囲、記録項目、収集先等を明らかにすることにより、府民等が実施機関における個人情報の取扱状況を確認することができるようにするとともに、自己情報の開示や訂正の請求等に資することとするため、個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供する義務があることを定めたものである。

## 【解釈】

### 1 第1項関係（作成及び縦覧）

- (1) 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関が所掌する事務であって、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用等の取扱いを伴う事務をいう。

ただし、次の事務は含まれない。

ア 条例第5条各号に定める個人情報の取扱いに関する事務（条例の適用除外）

イ 条例第6条第3項各号に該当する事務（登録簿への登録、縦覧等の適用除外）

ウ 条例第46条第1項に定める個人情報の取扱いに関する事務（条例第2章の適用除外）

なお、個人情報の取扱いを伴う事務のすべてを実施機関以外のものに委託して実施機関が当該個人情報を取り扱っていない場合は、含まれない。

指定管理者等（条例第46条第1項に規定する指定管理者等をいう。以下同じ。）が、管理施設（条例第53条の3第1項に規定する管理施設をいう。以下同じ。）の管理に関して個人情報を取り扱う場合においては、第53条の3の規定により、管理施設の管理に係る個人情報の取扱いについて、一部を読み替えた上で、本条第1項から第5項の規定が適用される。したがって、管理施設を所管する実施機関（指定実施機関）は、その事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の縦覧に供するなどの義務がある。

- (2) 「一般の縦覧に供し」とは、登録簿を実施機関の窓口に着せしめ、利用者が自由に縦覧できる状態にしておくことをいう。
- (3) 「個人情報取扱事務の名称」とは、個人情報取扱事務の内容が府民等に具体的に明らかになるような名称をいう。
- (4) 「個人情報取扱事務を所掌する組織の名称」とは、登録主管課（室・所）及び個人情報保有機関の名称をいう。
- (5) 「個人情報取扱事務の目的」とは、個人情報取扱事務の目的が府民等に具体的に明らかになるような目的をいう。
- (6) 「個人情報の対象者の範囲」とは、個人情報取扱事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、被表彰者、講師、受験者等のような個人の類型をいう。
- (7) 「個人情報の記録項目」とは、氏名、個人番号、生年月日、住所等をいう。
- (8) 「個人情報の収集先」については、本人から収集する場合のほか、本人以外のものから収集する場合もあるので、収集先を明らかにするため、登録事項としたものである。
- (9) 「実施機関の規則（規程を含み、実施機関が警察本部長である場合にあっては、公安委員会規則をいう。以下同じ。）で定める事項」とは、実施機関が定める規則等に規定する事項をいい、個人情報の処理形態、個人情報が記録されている主な行政文書の名称等をいう。

### 2 第2項関係（登録の時期）

- (1) 本項は、実施機関の個人情報取扱事務についての登録簿への登録義務及びその登録の時

期を定めたものである。

- (2) 「あらかじめ」とは、個人情報取扱事務を開始する前に登録することをいうが、この条例の施行の際（平成8年10月1日）において現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の附則第2項の規定により、遅滞なく登録しなければならないものである。

### 3 第3項関係（適用除外）

- (1) 本項第1号、第2号及び第5号から第7号は、個人情報取扱事務の登録の趣旨から、登録して一般の縦覧に供する意義に乏しいものについて登録を要しないこととしたものである。

本項第3号及び第4号は、公安委員会及び警察本部長に適用されるもので、個人情報の内容等について明らかにすることにより、事務に支障を及ぼすものについて登録を要しないこととしたものである。

- (2) 第1号は、人事、給与等府の内部管理のための情報について、職員の人事管理のためのものであり、使用者と被用者との関係に基づく内部管理情報であって、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから、登録等の適用除外としたものである。

ア 「府の職員」とは、府の機関の一般職、特別職の区分、あるいは常勤、非常勤の区分を問わず、すべての職員が含まれる。したがって、実施機関の附属機関の委員や市町村立学校職員給与負担法に規定するいわゆる府費負担教職員も含まれる。

「職員であった者」とは、「府の職員」が府を退職、失職又は免職により離職した者をいう。旧地方自治法附則第8条に規定する地方事務官であった者で現に府の職員でないものも「職員であった者」に含まれる。

- イ 「専ら」とは、ほぼすべてが当該目的のために使われることを意味し、他の目的にも使われているという事実があれば含まれない。

「人事に関する事務」としては、学歴、試験、資格、勤務の記録、評価、表彰、任免、分限、懲戒等に関する事務が考えられる。職員証、立入検査証、研修名簿等に関する事務も含まれる。

「給与に関する事務」としては、給料、扶養手当等の諸手当等に関する事務、「福利厚生に関する事務」としては、健康管理、安全衛生等に関する事務があり、これらの事務の一環として職員の被扶養者等に関する個人情報を取り扱う事務も含まれる。

「これらに準ずる事務」としては、公務災害補償等に関する事務が考えられる。

「実施機関が行う職員の採用に関する事務」は、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは府の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に関する事務と同様に取り扱うこととしたものである。

- (3) 第2号の事務は、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員の人事情報という内部管理情報の延長線上に位置づけられるものであり、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。

「職務の遂行に関するもの」とは、職務の遂行に関連して作成、取得する個人情報をいう。

- (4) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

犯罪の捜査に係る職務を適正に執行するためには、関連する情報の秘匿性が特に要求される場所であり、本来的に、登録することになじまないものであることから、第4号の規定とは別に、犯罪の捜査に係る個人情報取扱事務については登録を要しないこととしたものである。

- (5) 「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」は、「公共の安全と秩序の維持」についての主たるものの例示であり、警察法第2条第1項にいう「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締」と同義である。（「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持」を、以下「犯罪の予防等」という。）

「国の安全その他の国の重大な利益に係るもの」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。

このような事務は、その存在自体及びその内容について知りうる関係者をできるだけ少なくする必要があり、その性質上、本来的に登録になじまないものであることから、国の安全その他の国の重大な利益に係るものについては登録を要しないこととしたものである。ただし、登録を要しないこととしたのは、「犯罪の予防等」に係る事務であって、「国の安全その他の国の重大な利益に係るもの」に限ることとした。

本号後段の意味は、次のとおりである。

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

「その他の国の重大な利益」とは、国の安全に匹敵するような国の重大な利益をいう。本号前段の意味は、それぞれ次のとおりである。

「犯罪の予防」とは、社会秩序の維持一般を目的として、犯罪の発生を予防することをいう。具体的には、犯罪に巻き込まれるおそれのある者を保護すること等により、犯罪の発生を未然に防止することのほか、少年を補導し、その不良化を防ぎ、もって犯罪の発生を防止することや、すり、置き引き、屋内に侵入する窃盗犯等について府民等に防犯上の指導を行うこと、犯罪の発生を防止する防犯資機材の開発普及、地域、職域等における民間防犯活動の伸張への協力等による府民等の防犯意識の啓発等により、犯罪の発生を一般的に防止することまで幅広い事務を指す。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防ぎ、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。その態様は、犯罪の予防の場合もあり、また、事案の発生後の犯人逮捕等の場合もある。

「犯罪の捜査」とは、前号の解釈と同様である。

「被疑者の逮捕」は、犯罪捜査に当然含まれるが、重要なものであることから、特に明記したものである。

「交通の取締」とは、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動であって、道路における車両、歩行者等の交通の規制、運転免許に関する事務、交通法令違反の防止及び捜査などがこれに当る。

「公共の安全と秩序の維持」とは、法規又は社会的慣習をもって確立している国家及び社会の公の安全秩序を意味する。

- (6) 「臨時に収集された個人情報を取り扱う事務」については、当該情報が短期間で廃棄又は消去されるため、登録簿を作成し、縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。
- (7) 「一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務」には、市販されている書籍等の購入等が該当し、既に一般に知り得る状態にある個人情報を取り扱う事務であり、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。
- (8) 「物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務」には、文書送付のための相手方の氏名、住

所が記載された文書整理簿を管理する事務や金銭送付又は受領のために記載された債権債務者の住所、氏名等を管理する事務が該当し、送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを取り扱うもので、個人の権利利益の侵害のおそれが少なく、登録して一般の縦覧に供する必要性に乏しいことから除外したものである。

#### 4 第4項関係（適用除外）

本項は、公安委員会及び警察本部長に適用されるものである。

第3項第3号及び第4号は、性質上、本来的に登録になじまないものを掲げているのに対し、本項は、第3項第3号及び第4号以外の犯罪の予防等に係る事務について、個人情報の内容等について明らかにすることにより事務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるものについて、適用除外としたものである。

「犯罪の予防等」とは、前項の解釈と同様である。ただし、「犯罪の予防等」に係る事務であっても、運転免許証の発給や道路使用許可申請受理等、登録しても、当該事務の適正な遂行に支障がないと認められるものについては、登録を行うものとする。

#### 5 第5項関係（登録の抹消）

(1) 本項は、実施機関が登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときの登録の抹消について義務付けたものである。

(2) 「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、根拠となる法令等の廃止等により個人情報取扱事務そのものが廃止され、又は、文書管理規程等に定める行政文書の保存期間が満了したときや、市町村への事務の移管等により実施機関において個人情報を取り扱うことを廃止したときなどをいう。

#### 【運用】

登録簿の作成等については、「個人情報取扱事務登録簿作成要領」によるものとする。

## 第7条（収集の制限）関係

- 第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし、当該目的の達成のために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
  - (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
  - (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
  - (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (6) 犯罪の予防等を目的とするとき。
  - (7) 前号に掲げる場合のほか、大阪府個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。
- 5 実施機関は、要配慮個人情報（番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例の規定に基づくとき、犯罪の予防等を目的とするとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報を取り扱う最初の段階である収集の時点において、収集目的を明確にするとともに、原則として本人から収集するなど、収集目的、収集方法、収集先及び収集内容について、一定の制限を設け、また、収集目的の明示の努力義務を課すことによって、収集に当たって個人の権利利益の侵害を防ぐことを目的とするものである。

なお、実施機関が本条第1項から第3項まで又は第5項の規定に違反して収集した個人情報は、第31条第1項の利用停止請求の対象となるものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（目的の明確化）

- (1) 本項は、実施機関が個人情報を収集するに際して必要以上の情報を収集しないように、収集する目的を具体的に明らかにし、その目的の達成のために必要な範囲内で個人情報を収集する義務があることを定めたものである。特に、特定個人情報にあっては、番号法第20条において収集が認められる場合が限られており、同法に定める事務の処理に必要な範囲内で収集しなければならない。

(2) 「個人情報を収集する」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を能動的に取得する場合に限らず、法令又は条例の規定に基づく申請、届出、申告、申込、相談等により受動的に取得する場合も含まれるものである。

(3) 「個人情報を取り扱う目的を具体的に明らかにし」とは、収集する個人情報をどのような目的に使用するかを、事務を所掌する課（室・所）において具体的に明らかにすることをいう。

なお、第6条により登録簿への登録の対象となる事務については、登録簿において事務の目的が明らかにされることになる。

(4) 「当該目的の達成のために必要な範囲内」とは、収集する情報の内容、対象者の範囲等が、収集目的を達成するために必要最小限のものであることをいい、必要以上に個人情報を収集することのないようにするものである。

具体的には、事務の目的及び根拠となる法令等の趣旨、内容等から判断されるものである。

## 2 第2項関係（適法かつ公正な手段による収集）

(1) 本項は、行政上の手続は適法かつ公正であることが求められるものであり、個人情報の収集に当たっても、これを常に念頭において行うよう、この原則が妥当することを明らかにしたものである。

(2) 「適法かつ公正な手段により収集」とは、適法な手段により収集することはもちろん、事務の目的等からみて社会通念上妥当と認められる手段により収集することをいう。

## 3 第3項（本人収集の原則）

(1) 本項は、個人情報の収集は、本人から行うことを原則とすることを実施機関に義務付けるとともに、例外的に、本人以外のものから個人情報を収集できる場合を定めたものである。

(2) 「本人から収集し」とは、本人から個人情報を直接収集する場合のほか、申請書、申告書等を本人の使者を介して受け取る場合、本人から提出された書類が市町村、本人の所属団体等を経由して進達される場合等のように実質的に本人から個人情報を収集したものと解される場合も含まれる。

また、成年被後見人又は幼児等で意思能力を有しない者の個人情報を法定代理人から収集する場合は、本人から個人情報を収集したものとみなす。

### (3) 第1号関係

「本人の同意があるとき」とは、本人以外のものから収集することについて口頭又は文書により本人の同意がある場合をいう。

しかし、実施機関が行う事務の中には、事務の性質上明らかに本人の同意があると認められる場合があり、このような場合についても、すべて本人の明確な同意を必要として本人の同意書の提出を義務付けることは、いたずらに行政事務の非効率化と煩雑さを増すだけでなく、府民等もその都度無用な負担を強いられることになる。このため、事務の流れその他の客観的事実から本人の同意が明らかであると認められる場合は、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。

また、成年被後見人又は幼児等で意思能力を有しない者の個人情報を法定代理人の同意を得て収集した場合は、本人の同意の下に個人情報を収集したものとみなす。

### (4) 第2号関係

ア 「法令又は条例」とは、法律、政令、省令等の国法と条例をいい、国の通達、行政実例は含まないものとする。

また、「法令又は条例」には、本人以外のものが実施機関に個人情報を提供することを義務付けているもの等（いわゆる「義務規定」）のほか、実施機関に裁量があり、本人以外のものから個人情報を収集し得る根拠となると解されるもの（いわゆる「できる規定」）が含まれる。

具体的には、次のようなものが考えられる。

(ア) 「義務規定」による収集の例

- ・ 地方税法第72条の59(知事の閲覧請求に基づく政府の法人税関係書類を提示)
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条(医師が保健所長を経由した知事への届出)
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2(精神病院の管理者による精神病患者の知事への届出)

(イ) 「できる規定」による収集の例

- ・ 公害紛争処理法第49条の2(知事は市町村長に対し、公害に対する苦情の処理状況について報告を求めることができる。)
- ・ 生活保護法第29条(福祉事務所長等は要保護者等について官公署等に必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に報告を求めることができる。)
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条(精神障害者又はその疑いのある者を知った者は、その者について必要な保護を知事に申請できる。)

イ 特定個人情報については、番号法第20条において、情報提供ネットワークシステムを使用して収集する方法など本人収集以外の方法により収集する場合が規定されており、このような場合は本号に該当するものとして取り扱うものである。

(5) 第3号関係

「他の実施機関」とは、収集する側の実施機関以外の実施機関をいい、例えば、知事が教育委員会から収集する場合の教育委員会がこれに該当する。

「他の実施機関からの提供を受けるとき」を例外としたのは、実施機関には、第8条により個人情報の提供の制限が課されているため、重複して制限を課す必要がないためである。なお、ここでいう「提供」は、事務の目的の範囲内であるかどうかを問わないものである。

(6) 第4号関係

「出版、報道等」には、新聞、書籍等の発行等、テレビ、ラジオ等で知らせることのほか、公開の会議、講演会、説明会等における発表、説明等や登記簿謄本のように何人も閲覧できるものを含むものである。

「公にされているもの」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることを指し、同好会名簿のように特定の者のみに頒布する目的のために作成されたものは、公にされているものとはいえないもので、この規定には該当しない。

また、公にされているものから収集できる場合であっても、その利用目的によっては、本人等から収集すべき場合もあり得ることに十分留意する必要がある。

(7) 第5号関係

「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪等から個人の生命、身体、財産を守るために、本人から個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつ、他に適当な収集方法がない場合をいう。

例えば、地震、火災などの災害や不慮の事故等により、病歴、血液型等の個人情報を本人以外のものから収集する場合などである。

なお、緊急事由が止んだ後、本人が収集された個人情報を知り得るよう運用する必要がある。

(8) 第6号関係

本号の場合を例外とするのは、「犯罪の予防等」を目的とする業務を遂行する上では、本人以外のものから個人情報を収集することが必要不可欠であるためである。

「犯罪の予防等」とは、第6条第3項の解釈と同様であり、公安委員会及び警察本部以外の実施機関において犯罪の予防等を目的とする場合においても、本項が適用される。

(本号を適用して防犯カメラを設置する場合は、「防犯カメラ設置に関する留意事項について(通知)」(平成23年9月30日付け府情第2256号)を参照のこと。)

(9) 第7号関係

「事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある」場合とは、事務の性質上本人から収集することにより当該事務の目的が損なわれ、又は多大な経費と労力を要するため当該事務の円滑な実施が困難になるおそれがある場合等をいう。

「その他本人以外のものから収集することに相当の理由がある」とは、本人から収集することが事実上不可能又は著しく困難な場合など、本人以外から個人情報を収集することについて、社会通念上、客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。

「相当な理由がある」かどうかは、本人以外から収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などの有用性を比較衡量して、提供を受ける情報の内容、性質やその使用目的に合わせて個別、具体的に判断する必要がある。

本号の規定により個人情報を収集する場合には、本人以外のものからの個人情報の収集の妥当性について客観的な判断が要求されることから、大阪府個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くこととしたものである。

なお、例外事項に係る審議会意見は表1のとおりである。



表1 本人収集原則の例外事項（条例第7条第3項第7号）について

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1	<p>栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合</p>	<p>① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。</p>
2	<p>委員、講師、指導者、助言者等を選任する事務等において、人選に必要な範囲内で候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体、市町村等から収集する場合</p>	<p>① 委員等の適任者を幅広く求めるため、本人以外のものから候補者の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の目的に支障が生ずる。</p> <p>③ 選考、任命等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>④ 団体、市町村の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から収集することができない。</p>
3	<p>団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対して指導し、又は補助金の交付等を行うに当たり、団体等の職員、構成員又は団体等が設置し、若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を団体等から収集する場合</p>	<p>① これらの情報は、当該団体等でなければ保有していない情報である。</p> <p>② 情報の客観性、正確性を確保するため、当該団体等から収集する必要がある。</p> <p>③ 団体等の指導、補助金の交付等に際して、事務に必要な範囲内で行政機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは必要不可欠なものであると考えられる。</p>
4	<p>相談、陳情、要望、苦情、意見等その他本人の自由な意思により提供される情報の中に、提供者以外の者に関する個人情報が含まれている場合</p>	<p>① 相談、陳情、要望、苦情、意見等の内容に相談者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p> <p>② 相談等の内容は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。</p>

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
5	病院、保健所等の機関が診療行為、疾病予防等のために本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	患者や受診者等に対する的確な治療等を行うために、本人の過去の治療歴等に関する情報を主治医や家族等など、本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
6	実施機関以外の府の機関、国、他の地方公共団体その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合	① 実施機関以外の府の機関、国等の事務又は事業の目的に基づいて送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 ② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが困難である。
7	本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する場合	事務の性質上本人から収集することができない。
8	争訟、評価、指導、交渉等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	① 本人から収集したのでは事務が公正・正確に行われないなど事務の目的を達成し得ない。 ② 争訟、評価、指導等に当たっては、本人以外のものから情報を収集することが、当該争訟、評価、指導等の事務の公正かつ円滑な執行のために必要であり、また、公益に資するものである。
9	規則、要綱等の規定に基づく各種の申請、届出等に伴い、提出される情報に当該申請者等以外の者の個人情報が含まれている場合	申請書等の内容に、当該申請者等以外の者に関する個人情報が必要として定められている場合がある。
10	委託契約等に伴い、当該受託者等からその従業員等に関する個人情報を収集する場合	委託等の契約を締結する事務において、契約先の従業員の氏名等を把握することが契約書に明記されている場合があり、当該事務の適正かつ円滑な執行のために必要である。
11	職員の任免等を行う事務の中で、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査や、免職等の処分を行うに当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人の個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。

番号	項目	本人以外からの収集を適当と認める理由等
1 2	国若しくは他の地方公共団体又は実施機関以外の府の機関から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合	情報の客観性、正確性を確保するためには、国等から収集する必要がある場合がある。
1 3	法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、本人以外から本人に関する個人情報を収集する場合	知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。
1 4	公共事業に必要な土地等の取得、収用、使用に際し、事業の円滑な推進を図るため、土地所有者等の権利関係等に関する個人情報を収集する場合	<p>① 権利関係について確認するため、本人以外のものから情報を収集することが必要になる場合がある。</p> <p>② 権利関係の中に当事者以外の者に関する個人情報が含まれている場合、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理することができない。</p>
1 5	ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声に個人情報が含まれている場合	<p>① 公用車での交通事故発生時等における適切かつ円滑な事故処理等に資するため、また、府が管理する道路施設等の状況等を確認し、その適切な管理に資するため、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する場合がある。</p> <p>② ドライブレコーダーにより記録した映像及び音声には、不特定多数の者の個人情報が含まれる場合があり、被撮影者の同意を得ることは現実的に困難である。</p>

#### 4 第4項関係（利用目的の明示）

- (1) 本項は、実施機関が、本人から直接当該本人の個人情報を収集するときには、当該個人情報を取り扱う目的をあらかじめ明示するよう努めなければならないことを定めるものである。
- (2) 「本人から直接当該本人の個人情報を収集するとき」とは、本人に申請書やアンケート調査票等を提出させる等書面によって収集する場合のほか、口頭による場合も含む。また、オンラインによる申請等、情報通信ネットワーク等を介して収集する場合も含む。
- (3) 「あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示する」方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

#### 5 第5項関係（要配慮個人情報の原則的な収集禁止）

- (1) 要配慮個人情報は、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、原則としてその収集を禁止することを定めたものである。
- (2) 「法令若しくは条例」は、第3項第2号における「法令又は条例」の解釈と同義である。

「法令若しくは条例の規定に基づくとき」には、取扱いの義務又は権限のある場合はもちろん、要件審査をする際に収集することを法令が予定している場合などがあり、例えば、次のようなものがある。

- ・ 公職選挙法第86条第1項（公職の候補者に係る本籍、所属政党等に関する届出義務）
- ・ 地方公務員法第16条（職員採用の際の欠格事項の照会）
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第5条（薬局開設の際の欠格事項の照会）
- ・ 旅券法第3条（一般旅券の発給申請）

また、法令又は条例を根拠として設置された審議会や審査会において、その審議や審査のため参考人等から意見等を聴取する際、参考人等の一方的な意思により、この規定により制限される情報が提供され、審査の過程において取り扱うことになる場合も含むものである。

- (3) 「犯罪の予防等」とは、第6条第3項の解釈と同様である。

「犯罪の予防等」に係る例外は公安委員会及び警察本部長に適用されるものであり、これは、「犯罪の予防等」を目的とする業務を遂行する上では、要配慮個人情報を収集することが必要不可欠であるためである。

- (4) 「審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき」とは、法令又は条例の根拠はないが、当該個人情報を収集しなければ、事務の執行ができなくなる場合のほか、当該個人情報が当該個人の一方的な意思により提供されるため、実施機関として当該情報を収集しなければならない場合等を含む。

本項の規定により個人情報を収集する場合には、法令又は条例の規定に基づく場合及び公安委員会及び警察本部長が「犯罪の予防等」を目的として収集する場合以外は、その個人情報の特殊性から、審議会の意見を聴くこととしたものである。

なお、例外事項に係る審議会意見は表2のとおりである。

- (5) 本項の個人情報から、番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報が除かれているが、これは、そもそも収集が認められていない特定個人情報にあっては本項の適用を受けるまでもなく収集してはならないことから規定整備されたものである。

よって、番号法第20条の規定により収集が認められ、かつ、本項各号に該当する特定個人情報にあっては、「法令又は条例の規定に基づくとき」に該当するものとして、取り扱うものである。

#### **【運用】**

市町村が発行する個人番号カードについては、各申請や届出等にあたっての本人確認書類（身分証明書）として利用できることとされている。個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別及び本人の顔写真が掲載されており、裏面に個人番号が掲載されているが、特定個人情報の収集が認められない事務において、個人番号カードを本人確認書類（身分証明書）として求める場合には、裏面に掲載されている個人番号を収集（裏面のコピーや個人番号の書き写しなど）しないよう留意する必要がある。

また、特定個人情報の収集が認められない事務において住民票を求める場合にあっては、個人番号の記載のない住民票を求めることとする必要がある。

表2 要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項（条例第7条第5項）について

番号	項目	収集する 要配慮個人情報	収集を適当と認める理由等
1	府民等からの相談、要望、陳情、意見等の中で相談者等の意思により、要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該要配慮個人情報を収集することになる場合	・要配慮個人情報全て	<p>府民等から寄せられた相談、要望、陳情、意見等の中には、要配慮個人情報が含まれる場合があるが、これらの情報は、相談者等の意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p> <p>また、実施機関としても、当該相談等に適切に対応するためには、事務の目的の範囲内でこれらの要配慮個人情報を収集する必要がある。</p>
2	病院、保健所等の機関において、診療、疾病予防行為等を行うために、患者等の要配慮個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>医療機関や保健所等において、患者や受診者等の病状等に合わせた的確な治療行為や予防等のための行為を行うためには、当該患者等の生活観や信仰に関する個人情報を収集する場合があるほか、生活歴等を聴取する中で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集する場合がある。</p>
3	作文等のコンクールや試験等を行う事務において、作文、論文等の中で個人の意思により要配慮個人情報が提供され、実施機関として当該要配慮個人情報を収集することになる場合	・要配慮個人情報全て	<p>各種のコンクールや試験の作文、論文等の記述内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記述されている。その中には要配慮個人情報について記載される場合があり、事務の目的の範囲内でこれらの要配慮個人情報を必然的に収集することがある。</p>
4	刊行物等で一般に入手し得るものから、要配慮個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>事務執行上、刊行物等から要配慮個人情報を収集する場合があるが、これら新聞や書籍等に掲載され、公にされている情報については、不特定多数の者に公表され誰もが知り得る状態にあることから、事務の目的の範囲内で収集することが正当と認められる限りにおいては、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。</p> <p>しかし、情報のすべてが正確なものとは限らないので、出典を明示しておくことが望ましい。</p>

番号	項目	収集する 要配慮個人情報	収集を適切と認める理由等
5	栄典、表彰等を行う事務の中で、選考対象者、候補者の犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>栄典、表彰等を行う場合、犯罪歴を有する者が表彰候補者や被表彰者となることは、社会通念上、府民等の感情にそぐわないものと考えられる。このため、選考事務を行う上で、犯罪歴の有無等を確認する必要がある。</p> <p>また、功績調書のなかで思想、信仰等に関する個人情報が含まれる場合がある。</p>
6	海外からの研修生、来訪者等の受入れ等を行う事務において、当該研修生等の信仰等に関する個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>海外からの研修生や来訪者等を受け入れるに当たっては、食事の制限や生活習慣の違い等を的確に把握し、当該研修生等の滞在中の適切な対応を図るため、信仰、習慣等に関する個人情報を収集する場合がある。</p>
7	職員や委員の任免等を行う事務の中で、身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>公務に従事する職員の任免等を行う事務においては、任用に当たっての適格性の審査及び免職等の処分に当たっての事案に応じた的確な処理を行うため、本人等の身体状況、犯罪歴等に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。</p>
8	法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、要配慮個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。</p>
9	府営住宅の適正な管理を行うために、入居者の心身等に関する個人情報を収集する場合	・要配慮個人情報全て	<p>府営住宅の募集・入居に関する事務等を行うに際しては、入居者等の実状を正確に把握するために、心身や本籍、戸籍等に関する個人情報を収集する必要がある。</p>
10	公共事業において土地等を取得するに際して、墳墓、神社仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適切に行うため信仰に関する個人情報を収集する場合	・信仰に関する個人情報	<p>公共事業等において土地や家屋等を取得する場合、墳墓や神社、仏閣、教会等の改葬、移転等が必要となる場合において、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する費用の補償額の算定のため、土地や家屋等の所有者の信仰に関する個人情報を収集する場合がある。</p>

番号	項目	収集する 要配慮個人情報	収集を適切と認める理由等
11	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うために、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	災害や事故の状況を把握する事務及び災害や事故により死亡や障害が生じた者に給付金等を支給する事務を行うに際しては、必然的に心身に関する個人情報を収集する必要がある。
12	障害者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	障害を有する者に対して、適切な事務事業を行っていくためには、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
13	府立高等技術専門学校大阪障害者職業能力開発校、府大学、府立学校等において在籍者に関する事務を行うにあたって、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	生徒指導を適切に行うために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
14	府内の生徒の運動能力や在籍者数など学校教育に係る現状を把握し、教育行政に資するため、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	府内の生徒の運動能力や在籍者数など継続的に学校教育の現状を把握していくために、心身に関する個人情報を収集する必要がある。
15	研修参加や資格取得に際して、健康診断書等の心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	研修や資格の内容によって、健康状態が要件に課されている場合がある。
16	住宅整備資金の貸付、各種年金・保険給付等に係る事務を行うにあたって、心身に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	住宅整備資金の貸付や各種給付金等に係る事務を行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、心身に関する個人情報を収集することがある。



番号	項目	収集する 要配慮個人情報	収集を適当と認める理由等
17	子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において児童等の処遇を的確に行うため、障害、健康状態等に関する個人情報を収集する場合	・心身に関する個人情報	子ども家庭センター等の相談機関や児童福祉施設等において、処遇を的確に行うに際しては、対象者の実状を正確に把握するために、児童等の障害、健康状態等に関する個人情報を収集することがある。
18	公共事業における土地等の取得、裁決、許認可や指定、官民境界確定協議、公共用財産の管理・処分等を行うにあたって、権利者を確認するために相続関係調査等が必要となり、戸籍・本籍に関する個人情報を収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	公共事業用地等の取得、公有財産との境界確定協議、裁決、許認可や指定等を行うに際して、真の所有者・権利者を確認するため、土地や家屋等の所有者等の相続関係調査等により、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要がある。
19	中国帰国者を対象とした事務事業を行うにあたって、対象者を把握するために、戸籍・本籍に関する個人情報収集する場合	・社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	中国帰国者に対して、適切な事務事業を行っていくために、戸籍や本籍に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。
20	(平17.9.9答申第84号により削除)		
21	府の及び府が設立した地方独立行政法人の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍、外国人登録原票の登録事項に関する情報を収集する場合	社会的差別の原因となるおそれのある個人情報	府等の貸付金、賃料債権の回収を行うに当たって、債務者等の所在を把握するため、戸籍・本籍や外国人登録原票の登録事項に関する個人情報を収集する必要が生ずる場合がある。 ただし、これらの個人情報を収集することがあることについて、今後、広く周知するとともに、貸付時等において相手方に説明し、確実にその同意を得ること。

## 第8条（利用及び提供の制限）関係

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。第2項及び第4項において同じ。）を、当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。

(2) 法令又は条例の規定に基づくとき。

(3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。

(6) 犯罪の予防等を目的として実施機関内において利用する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があると認められるとき。

(7) 犯罪の予防等を目的として、他の実施機関、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。

(8) 犯罪の予防等を目的として、前号に規定する者以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

3 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報（情報提供等の記録を除く。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

4 実施機関は、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて個人情報の提供をしてはならない。ただし、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合は、この限りでない。

- 5 実施機関は、前項ただし書に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当するときを除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。
- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
  - (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
  - (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。
  - (4) 出版、報道等により公にされているものを提供することが正当であると認められるとき。
  - (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 6 第4項の規定は、公安委員会又は警察本部長が犯罪の予防等を目的として、国の機関又は他の都道府県警察に個人情報を提供するときには、適用しない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報適正に収集された場合であっても、その利用や提供の仕方によっては個人の権利利益を侵害するおそれが生ずることから、実施機関の個人情報（特定個人情報を除く。以下解釈1、2及び4において同じ。）の利用又は提供に一定の制限を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（目的外の利用及び提供の禁止）

- (1) 「事務の目的以外」とは、個人情報を収集する際に明確にした事務の目的以外をいう。具体的には、登録簿に記載の「事務の目的・個人情報収集の根拠」から判断すべきであり、登録簿に記載のない事務にあつては、個人情報を収集する際の当該個人情報取扱目的を個別に検討して判断するものとする。

したがって、例えば、許認可事務において、関係各課に協議を行うような場合は、事務の目的内で利用又は提供を行っていると考えられる。

- (2) 「利用」とは、実施機関が当該実施機関内で個人情報を取り扱うことをいう。  
「提供」とは、実施機関が当該実施機関以外のものに個人情報を提供することをいい、国等や民間事業者団体に提供する場合のほか、他の実施機関に提供する場合も含まれる。
- (3) 特定個人情報の目的外の利用は、次条において規定されるため、本項の適用除外とするものである。

また、特定個人情報の提供は、目的内又は目的外を問わず、番号法第19条各号に規定する場合に限り認められることから、本項の適用除外とするものである。

#### 2 第2項関係（目的外の利用及び提供の禁止の例外）

- (1) 本項は、個人情報の目的外の利用及び提供の禁止について、本項各号に該当する場合は例外を認めるものである。

条例第3条において、実施機関は個人の権利利益の保護を図るため、必要な施策を策定し、実施する責務を有するとされており、実施機関が目的外の利用及び提供を行うことにあつても、当然に個人の権利利益の保護を前提に行われることとなるが、個人情報の目的外の利用及び提供において、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう、確認的に定めたものである。

なお、本項各号に該当する場合であっても、実施機関が目的外の利用及び提供を行うことを義務付けられたものではない。

(2) 「本人又は第三者の権利利益」とは、条例第1条に規定する「個人の権利利益」と、目的外の利用及び提供の対象となる個人情報の本人又は第三者において、同義である。

(3) 第1号関係

「本人の同意」とは、一般的に、本人の明確な意思表示が口頭又は文書等により確認された場合であって、当該目的外の利用又は提供の目的の内容と当該目的に利用又は提供される個人情報の項目を本人が承知している状態をいうものである。

しかし、実施機関の行う事務によっては、周囲の状況から判断して、明らかに本人の同意があると推定される場合があり、このような場合にまで改めて本人の同意を求めることは、事務を煩雑にすることになる。

したがって、事務の流れその他の事情から本人の同意の意思が明らかであると認められるときは、本人の同意があるものとして取り扱うこととする。

また、本人の同意が明確である限りは、利用又は提供先等が本人の同意をとった場合でもよい。

なお、申請書等の記入要領等に、あらかじめ使用目的、提供先等が記載されている場合は、本人の反対の意思表示のない限り、「本人の同意」に該当するものとして取り扱うものとする。

「本人に提供するとき」とは、本人の意思にかかわらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合を含むものである。

(4) 第2号関係

「法令又は条例の規定に基づくとき」とは、法令又は条例の明文の規定により個人情報の目的外利用又は提供が義務付けられている場合に限るものとする。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ・ 民事訴訟法第223条（裁判所の文書提出命令を受けて提出する場合）
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第2項（医師から麻薬中毒患者の届出を受けて厚生大臣に報告する場合）

法令又は条例の規定がある場合でも、解釈上義務付けられていると解される場合、提供等がされない場合に懲戒処分を要求できるなどの規定により提供等の確保が図られている場合及び利用又は提供そのものが任意である場合には、本号に該当しないものとし、これらが第9号に該当する場合には、審議会の意見を聴くものとする。

なお、公開条例に基づく公開請求があった場合は、個人が識別されうる情報であっても、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」以外の情報は公開される場合があるが、これは本号に該当するものと解することが適当である。また、本条が、目的外の利用及び提供の制限を定めていることのみをもって、実施機関が保有する個人情報のすべてが、公開条例第9条第2号の「法令又は条例の規定により公にすることができない情報」に該当すると解することは適当ではない。

(5) 第3号関係

出版、報道等により公にされているものから個人情報を収集する場合であっても、当該情報について正確性の担保があるとは必ずしもいえないことから、情報の出典、収集時期を明示しておくとともに、収集した情報を利用又は提供する際に「正当であると認められる」かどうかを判断するに当たっては、客観的な判断に努める必要がある。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ・ 不動産登記簿のように、法令で何人も閲覧することができるものとされているものを利用及び提供する場合

(6) 第4号関係

「緊急かつやむを得ないと認められるとき」とは、前条第3項第5号の解釈と同様である。

具体的には、次のような場合が考えられる。

- ・ 事故にあった者の血液型、既往症等を府立の病院が本人の入院した病院に連絡する場合
- ・ 地震、火災等の災害の際に、家屋等を守るため、工場等の所有者名や危険物の貯蔵状況などの情報を提供する場合

(7) 第5号関係

一般に、統計作成や学術研究の目的などに利用される個人情報、個人情報を利用する者や提供を受けた者が限られた目的の範囲内で利用し、また、公益性が高いと認められることから、①個人名を伏せるなど個人が特定されないこと、②情報提供先を限定し、必要最小限の情報に止めることなどに特に配慮しており、個人の権利利益を侵害するおそれが少ない場合には、目的外の利用又は提供を認めるものである。

したがって、個人が識別される形で提供する場合などは、該当しない。

(8) 第6号関係

本号は、公安委員会及び警察本部長に適用されるもので、当該実施機関内において目的外に利用する場合について定めたものである。例外規定がないと、「犯罪の予防等」を目的とする業務を遂行する上で、著しい支障が生じるおそれがあることから、例外として定めたものである。

「犯罪の予防等」とは、第6条第3項の解釈と同様である。

「相当の理由があると認められるとき」とは、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案して、実施機関が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

(9) 第7号関係

本号は、国、地方公共団体等に対し、目的外に提供する場合について定めたものである。

「犯罪の予防等」とは、第6条第3項の解釈と同様である。

「相当の理由があると認められるとき」とは、前号の解釈と同様である。

(本号を適用して防犯カメラで収集した個人情報を提供する場合は、「防犯カメラ設置に関する留意事項について（通知）」（平成23年9月30日付け府情第2256号）を参照のこと。)

(10) 第8号関係

本号は、公安委員会及び警察本部長に適用されるもので、第7号に掲げる機関等以外のものに対し、目的外に提供する場合について定めたものである。

「犯罪の予防等」を目的とする業務を遂行する上で、民間の団体や個人に対し警察が他の目的で収集した個人情報を提供することがあることから、例外として定めたものである。

「特別の理由があると認められるとき」とは、本来実施機関において厳格に管理すべき個人情報について、実施機関等以外のものに例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、①実施機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急

を要すること、③情報を提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

(11) 第9号関係

「公益上の必要」とは、目的外利用又は提供することが社会一般の利益を図るために必要であることをいい、「相当な理由がある」とは、目的外利用又は提供することについて相当な必要性や正当性があることをいう。

本号の規定により個人情報の目的外の利用又は提供をする場合には、当該個人情報の目的外の利用又は提供の妥当性について客観的な判断が要求されることから、審議会の意見を聴くこととしたものである。

なお、例外事項に係る審議会意見は表3のとおりである。

(12) 平成17年条例第26号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）においては、上記の各号に加え「同一実施機関内で利用し、又は他の実施機関に提供する場合で、個人情報を利用し、又は提供することが当該実施機関の所掌事務の遂行に必要かつ不可欠のものであり、かつ、当該利用又は提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき」も例外事由として認められていた（旧条例第8条第1項第5号）。

これは、各実施機関の遂行する事務は公共性の高いものであり、かつ、実施機関は、所掌事務を遂行するために個人情報を取り扱うに当たっては、この条例に従い、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うことになるとの理由で例外事項とされていたものであったが、上記改正により廃止したものである。

旧条例第8条第1項第5号により、個人情報の利用、提供を行っていた場合は、同号の削除に伴い、現行の本条第1項各号のいずれかに該当するよう取り扱う必要があることに十分留意するものとする。

表3 目的外利用・提供禁止原則の例外事項（条例第8条第2項第9号）について

番号	項目	適当と認める理由等
1	<p>栄典、表彰の選考又は委員、講師、指導者等の選任のため、個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供する場合</p> <p>ただし、利用・提供は必要な範囲に限定することとし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>① 栄典、表彰等を行う事務において、選考対象者に関する個人情報を本人から収集したのでは、事務の公正な運営に支障をきたしたり、又は円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>② 委員や講師等の人選を行う場合において、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができず、また、人選を行う機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から委員、講師等の候補者の実績等の個人情報を収集する必要がある。</p> <p>③ このため、候補者に関し、実施機関が現に保有する個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供することを認める必要がある。</p>
2	<p>実施機関が法令（条例を含む。以下同じ。）に基づき実施する事務に関して同一実施機関内で行う照会又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合</p> <p>ただし、法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性があり、個人情報を照会することについて合理的な理由があり、かつ、いずれの場合も個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>また、当該実施機関において利用し、又は他の実施機関に提供する場合においては、個人情報取扱事務の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用し、又は提供してはならない。</p>	<p>① 国等が法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。</p> <p>② 個人情報を利用し、又は提供しないと、国等は改めて本人から収集しなければならず、時間及び経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、府民の負担の軽減、行政運営の効率化の観点から回答する必要がある。</p> <p>③ 国等は、住民の福祉の向上を図るため、相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。</p> <p>④ 国等が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。</p> <p>⑤ 国等の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。</p> <p>⑥ ただし、条例第8条第2項の規定により、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めること。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
3	<p>広報資料の送付又は会議等の案内のために、実施機関が実施した事業の参加者の名簿等の個人情報を当該実施機関内において利用し、又は他の実施機関、実施機関以外の府の機関若しくは国等に提供する場合</p> <p>ただし、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。</p>	<p>① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関、当該実施機関以外の府の機関又は国等が、関連する事業や会議、催し物等の案内をし、又は刊行物等を送付することは、当該個人の利益にかなうものである。したがって、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除き、当該案内又は送付ができることとする必要がある。</p> <p>② なお、収集に当たっては、できるだけ本人の同意を得るように努力し、この項目に該当する事務事業数を減らしていくよう心がけること。</p>
4	<p>報道機関に発表し、又は報道機関の取材、要請に応じて提供する場合</p> <p>ただし、社会的関心が高い等府民に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。</p>	<p>対象となる個人情報の内容、公表した場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合には、報道機関の取材に応じ、又は報道機関に発表することが必要な場合がある。</p>
5	<p>法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法第245条第1号（へ）の指示、その他これに類する行為をいう。）に基づき、本人に関する個人情報を提供する場合</p>	<p>知事等の事務の処理に関し、国の行政機関等から地方自治法第245条第1号（へ）の適法な指示があれば、知事等は、最終的にはこれに従わざるを得ないものである。</p>
6	<p>二級・木造建築士及び二級・木造建築士事務所の開設者の処分状況を、国土交通省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村に情報提供する場合</p>	<p>① 国土交通省、他の都道府県及び建築主事を置く市町村は、建築確認業務を行っており、処分（業務停止・事務所閉鎖以上）を受けた二級・木造建築士や二級・木造建築士事務所を認知していなければ、無資格者の設計等による建築確認事務を行うことになり、建築士法第3条、第3条の2、第3条の3及び第23条違反を認めることになるため。</p> <p>② 国土交通省及び地方公共団体の職員は、守秘義務を負っており、みだりに当該情報が公開されるおそれがない。</p>
7	<p>がん対策の推進のために、患者の発生状況等を調査する悪性新生物患者登録事務を実施する場合</p>	<p>① がん登録事業は、がんの実態把握を主目的として実施され、がん対策の企画と評価に関する基礎資料となっている。がん登録資料は、がんの原因の究明、がん検診の精度管理と効果測定、医療機関における対がん活動の支援にも活用されておりこうした分野での情報提供においては、公益上の必要性が認められる。</p>



番号	項目	相当と認める理由等
		<p>② 公的機関の職員は守秘義務を負っており、また医療機関等に提供する場合においても、限定された目的と対象者であり、かつ、資料の保管についても、十分な配慮を義務づけるなど、資料の漏えいを防止している。</p> <p>③ 医療情報の持つ特殊性があるとしても、今後はがん登録制度自体の周知を図ることで、府民をはじめとする関係者のより一層の協力を得るとともに、患者本人の利益にも配慮し、個人情報の保護システムを充実していくことが特に重要である。</p>
8	<p>会計検査院法第26条の規定に基づく会計検査院の帳簿等の提出要求に従い、帳簿等を提出する場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
9	<p>地方自治法第100条第1項の規定に基づく地方議会の提出要求に従い、選挙人等の記録を提出する場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく提出要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
10	<p>国税徴収法第141条の規定に基づく税務署等からの質問及び検査に応ずる場合</p>	<p>① 法律の規定に基づく質問及び検査であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
1 1	民事訴訟法第226条等の法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合	<p>① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
1 2	刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく司法警察職員からの照会に対して回答する場合	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
1 3	地方自治法第98条第1項及び第99条第1項の規定に基づく地方議会からの検閲及び検査の請求並びに説明の要求に応ずる場合	<p>① 法律の規定に基づく検閲及び検査の請求並びに説明の要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
1 4	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して回答する場合	<p>① 法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を踏まえて処理する必要がある。</p> <p>② ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>

番号	項目	適当と認める理由等
1 5	<p>訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立て事件、裁判所に申し立てられた調停事件等において、当事者である府及び府が設立した地方独立行政法人が訴訟等の資料として裁判所や審査庁等に個人情報を提供する場合</p>	<p>① 事実関係を正確に反映させ、公正、妥当な訴訟等を遂行する要請との均衡を考慮して、個人情報の保護に十分に配慮しながら処理する必要がある。</p> <p>② ただし、実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p> <p>③ 提供等は、目的達成のため必要な範囲に限定するものとする。</p>
1 6	<p>団体役員及び個人事業者に関する個人情報のうち、団体の代表である役員及び個人事業者の氏名並びに営業所の名称、所在地、電話番号及び業種等について、府民への公表等を行う場合</p> <p>ただし、その公表等に公益上の必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。</p>	<p>団体の代表である役員及び個人事業者に関する個人情報のうち、氏名や営業所の名称、所在地等の情報は、通常、事業活動に伴い公にされるものと想定される。</p> <p>対象となる個人情報の内容、公表等をした場合の影響等を判断して、社会通念上許容される範囲内であり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合は、府民への公表等が必要な場合がある。</p>

### 3 第3項関係（提供先に対する措置要求）

(1) 本項は、個人情報（情報提供等の記録を除く。以下3において同じ。）を実施機関以外のものに提供する場合には、その提供先に対して個人情報の保護措置等を講ずるよう求めるものである。

(2) 本項の「提供」は、事務の目的の範囲内であるかどうかを問わないものである。

「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用目的、使用方法等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいい、個別具体的に判断することになる。

「その他の必要な制限」とは、再提供の禁止、取扱者の限定、使用期間の制限、使用状況の報告等、使用に係る必要な制限をいう。

「必要な措置」とは、適正な管理、取扱者の研修、内部管理規程の整備等をいう。具体的には、提供先の状況、提供する情報の内容等に応じ、実施機関が個別的に判断することになる。

(3) 情報提供等の記録に係る措置要求は、特定個人情報の不正な情報提供を抑止するために情報提供ネットワークシステムにより自動保存されるものであって、その利用方法が限定されており、措置要求を行う場合が想定されないことから、番号法第31条第1項による個人情報保護法の読替規定において適用除外とされている。地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、本条においても同様に適用除外としたものである。

また、特定個人情報（情報提供等の記録を除く。）の措置要求については、番号法において個人情報保護法第70条（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）の読替規定による適用除外規定は設けられていないものの、措置要求の対象となる目的外提供を定める同法第69条第2項第3号（他の行政機関等へ保有個人情報を提供する場合）及び第4号（専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合）は番号法の読替規定による適用除外規定が設けられていることから、個人情報保護法においては実質的に措置要求が適用除外となっている。一方で、本条例においては、措置要求の対象となる「提供」は(2)で述べたように「事務の目的の範囲内であるかどうかを問わないもの」であることから、番号法第19条により提供される特定個人情報であっても情報提供ネットワークシステムにより自動保存される情報提供等の記録を除けば、措置要求の対象となり得るものとしたものである。

### 4 第4項、第5項及び第6項関係（オンライン結合を用いた個人情報の提供の場合の制限）

(1) 複数の電子計算機を通信回線を用いて結合するいわゆる「オンライン結合」は、瞬時に大量の情報が送れるので、事務処理の効率化につながる反面、一方が保有する個人情報を他方が必要に応じ随時に引き出せるので、その取扱いの如何によっては個人に不利益を与える可能性が高いと考えられる。そのため、本項は、実施機関が「オンライン結合」を用いて個人情報を実施機関以外のものに提供する場合は、これを原則として禁止することを定めたものである。

なお、特定個人情報にあつては、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合は提供が可能となり、また、番号法第22条第1項により情報提供ネットワークシステムを使用しての情報照会に対して提供義務が生じることから、本項の適用除外とするものである。

(2) 「通信回線により結合された電子計算機を用いて個人情報の提供」は、いわゆる「オンライン結合」を用いて実施機関以外の外部への提供をいう。

「実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするもの」とは、実施機関が管理する電子計算機と国、市町村等実施機関以外のものが管理する電子

計算機とを通信回線により結合されたオンラインを用いて、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手しうる状態にすることをいう。

「公益上の必要があり」とは、当該事務事業の目的、内容等にかんがみ、オンラインにより個人情報を提供することが、社会一般の利益を図るために必要がある場合、行政サービスの向上、行政の効率化等に寄与する場合等をいう。

「個人の権利利益を侵害するおそれがない」とは、個人情報の漏えい、滅失、損傷等の防止措置、用途や取扱者の限定、再提供の禁止等の保護措置が講じられている場合をいう。

したがって、電子計算機を用いて処理した情報を記録した電磁的記録媒体等により相手方に提供する場合や、実施機関が特定の時期に相手方に情報を送信するだけの場合（電子メールの送信など）は、これに該当しない。

- (3) 「オンライン結合」を用いて個人情報を実施機関以外のものへ提供しようとする場合には、実施機関は、第5項各号のいずれかに該当するときを除き、審議会の意見を聴く必要がある。

審議会の意見聴取の対象外とするもの及びその理由については次のとおりである。

ア 本人同意があるとき又は本人に提供するとき

本人同意があるとき又は本人に提供するときにあつては、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため。

イ 法令又は条例の規定に基づくとき

法令又は条例にオンライン結合による個人情報の提供が定められており、それに基づき提供を行う必要があるため。

ウ 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき

行政機関等への提供であり、公益上の必要性がより高く、行政上の必要があると認められるため。

エ 出版、報道等により公にされているものを提供するとき

既に公にされているものについては、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるため。

オ 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき

行政上の必要性や緊急性がより高いと認められるため。

- (4) オンライン結合を用いた個人情報の提供は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認める場合に限られており、その適用について判断が難しい場合にあつては、審議会に意見を聴くことが必要である。

- (5) 第6項は、公安委員会及び警察本部長に適用されるものである。

「犯罪の予防等」とは、第6条第3項の解釈と同様である。

表4 オンライン結合による個人情報の外部提供禁止の例外事項（条例第8条第4項）について（個別システムに係るものは略）

システムの名称	提供する個人の類型	提供先	適当と認める理由等
実施機関ウェブページ	① 知事その他の府職員 府が設立した地方独立行政法人の職員	インターネット ユーザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>府政の情報をオンラインで提供することは、国内外への情報発信や情報交流の推進とともに、府民との情報の共有を通じた開かれた行政の推進に効果的である。</li> </ul>
	② 公共的団体及び府が出資等をしている団体の役員等		
	③ 府の附属機関及びこれらに類するもの並びに各種協議会等の委員等		
	④ 府民等への情報発信の必要性が高い個人事業者、団体役員等		
	⑤ 行政処分、指名停止等を受けた個人事業者、団体の代表である役員等		
	⑥ 研修会、講習会、相談事業等の講師等	インターネット ユーザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>府政の情報をオンラインで提供することは、国内外への情報発信や情報交流の推進とともに、府民との情報の共有を通じた開かれた行政の推進に効果的である。</li> <li>ただし、本件提供に係る個人情報については、あらかじめ本人に対し、提供する情報を説明し、提供の目的や当該情報が府のウェブページに掲載され、インターネットを通じて広く発信されることを十分説明した上で、提供について明確な本人同意を確実に得ること。</li> <li>また、提供した個人情報について、本人から訂正、提供の停止の求めがあったときは、速やかに対応すること。</li> </ul>
	⑦ 各種の提案、投稿、コンクールへの応募者等		
	⑧ 各賞の受賞者、感謝状贈呈の対象者等		
	⑨ スポーツ、音楽、美術、作文等の競技者、作者等		
	⑩ ボランティア活動等の従事者		
	⑪ 人材バンク等の登録者等		
	⑫ 各種行事等の参加者等		
	⑬ 広報誌への掲載その他府民等に公にすることを前提として収集する個人情報の本人等		
	⑭ 歴史的人物等（公の個人情報）	インターネット ユーザー	<ul style="list-style-type: none"> <li>公表しても社会通念上、個人のプライバシーを侵害するおそれはないと考えられるため。</li> </ul>

表5 オンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準

オンライン結合を用いて個人情報の提供を行う際には、次の分類に従い、2つの観点からの要件を満たしていることが必要である。

名称	オンラインシステム No.1	オンラインシステム No.2
分類	・事務事業に関する処理を行うために国や他の地方公共団体等、実施機関以外の公的団体に対して、オンライン結合を用いて個人情報を提供するもの	・府民サービスの向上を図るために府民等に対して、府政に関する情報（個人情報も含む）をオンライン結合を用いて提供するもの
(要件一) 公益上の必要性があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的による基準 ⇒ 実施機関又は相手方の事務事業の目的達成にあたり、オンラインシステムを必要とする特別な理由があると認められること</li> <li>・具体的には、次のいずれかの要件を満たしていること               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令にオンライン利用の根拠があること</li> <li>(2) 全国統一的に、大量の情報について、即時的に対応することが必要な事務であって、他の方法によっては事務事業の目的が達成できないこと</li> <li>(3) 実施機関又は相手方の事務の性質上、個人情報の提供の即時性又は個人情報の最新性を特に確保する必要がある事務であって、手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では、十分な成果が期待できないこと</li> <li>(4) 当該事務事業の目的達成に、オンラインシステムを用いることが密接に関連しているとともに、府独自で府民にオンラインシステムにより個人情報を提供する場合は、当該事務事業が、法令や府の総合計画等の施策体系のもとにあること</li> </ol> </li> </ul>	
(要件二) 個人の権利利益を侵害するおそれがないこと	① 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このオンラインは、「オンラインシステムNo.2」に比べると、提供される個人情報の内容が、詳細かつ大量であることが多いため、目的に従った正しい運用がなされないと、情報の本人の権利利益侵害の可能性が高い。</li> <li>・このオンラインは、「オンラインシステムNo.1」に比べると、不特定多数者の利用が可能である。しかし、実施機関に、アクセス形態決定の主導権があり、あらかじめ想定した目的内の利用に限定することが比較的容易である。</li> </ul>
	② 情報の本人の同意の確実性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、情報の本人に事前に説明し、同意を得ていること (※)</li> <li>・本人の同意を得ることが特に困難な場合にあっては、オンライン提供される本人に対し、オンライン提供の目的、個人情報の内容、利用等について、あらゆる機会を通じて十分に周知すること</li> <li>また、この場合、本人がオンライン提供を希望しないときには、申出により当該者に関する情報の提供を中止することとするなど、本人の同意に替わる必要な措置を講ずること</li> </ul>
	③ 情報の管理体制の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン結合を用いた個人情報の提供に対応した、個人情報保護の体制が、実施機関及び情報の提供先において整備されていることが必要である。</li> <li>とりわけ、不正アクセスの排除等、安全性の確保措置について配慮されていること</li> <li>・本人から情報の取扱いについて苦情があった場合は、これに応じるとともに、情報の最新性、正確性が担保されるための手段を講じておくことが望ましい。</li> </ul>

※ オンライン提供について、本人の同意があるとき等条例第8条第5項各号に掲げる場合にあっては、審議会の意見の聴取を要しない。この場合、オンライン提供の開始後、速やかに、審議会に運用状況を報告すること。

**【運用】**

実施機関は、第5項各号のいずれかに該当することにより、審議会の意見を聴くことなくオンライン結合を用いた個人情報の提供を行った場合は、提供開始後、速やかに、審議会に運用状況を報告する。

## 第8条の2（特定個人情報の利用の制限）関係

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等の記録を除く。）を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関における特定個人情報の目的外利用を原則禁止し、また、特定個人情報の要保護性に照らし、その目的外利用の例外事由を限定することを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 特定個人情報（情報提供等の記録を除く。）の目的外利用は、番号法第30条第1項による個人情報保護法の読替規定において、その要保護性に照らし、生命等保護のために必要な場合に限定されている。また、情報提供等の記録にあつては、番号法第31条第1項による個人情報保護法の読替規定において、特定個人情報の要保護性及び個人の生命等の保護のために必要な場合が想定されないことから、目的外利用が禁じられている。地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、本条に同様の規定を設けたものである。
- 2 「事務の目的以外」、「利用」及び「本人又は第三者の権利利益」とは、前条で述べたものと同義である。
- 3 特定個人情報にあつては、番号法第19条各号に基づき提供され、番号法第9条に基づき個人番号が利用できる事務の目的の範囲内において利用できるものであり、特定個人情報（情報提供等の記録を除く。）の目的以外の利用は、第2項に定める例外事由以外は認められていない。



## 第9条（適正管理）関係

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものについては、この限りでない。

### 【趣旨】

個人情報の不適正な管理により、漏えいや改ざん等が行われた場合、個人の権利利益に重大な侵害が発生するおそれがある。

そこで、本条は、実施機関に対し、個人情報の正確性を確保する努力義務、適切な管理のために必要な措置を講ずる義務及び不要情報の廃棄義務を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（正確性の確保）

(1) 「正確かつ最新の状態に保つ」とは、収集の時点で正確かつ最新の個人情報であることはもとより、利用又は提供の時点でも正確かつ最新の個人情報であることをいう。

ただし、過去の一定の時点で収集した個人情報は、その時点における資料として利用又は提供をする限り、修正の必要はない。

(2) 個人情報の正確性及び最新性を確保するための措置としては、次のようなものが考えられる。

ア 誤り等を発見した場合の訂正

イ 必要な場合における記録内容の更新

#### 2 第2項関係（安全性の確保）

本項は、実施機関は、その取り扱う個人情報について、安全確保のための措置を講ずる義務があることを定めたものである。

「個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）」とは、個人情報の漏えい等の防止を始め、個人情報の適正な管理のために必要なあらゆる措置をいう。（平成16年9月14日付総管情第84号総務省行政管理局長通知参照）

具体的な対策は、個人情報の安全管理に関する基本方針（平成27年11月27日情公第1597号）及び個人情報の取扱い及び管理に関する要綱（平成27年11月27日情公第1599号）によることとしているが、この対策は技術の進歩によって改善されるべきものであり、処理業務の目的や個人情報の内容に応じて、効果・費用等を勘案して、最も適切な措置を講ずるものとする。

#### 3 第3項関係

本項は、実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について、歴史的文化的価値を有する資料として保存されるものを除き、廃棄又は消去する義務があることを定めたものである。

「保有する必要のなくなった」とは、個人情報取扱事務を執行する上で、当該個人情報を保有する必要がなくなったことをいい、具体的には、保存期間が定められている行政文書に記録されている個人情報については、当該行政文書の保存期間が満了したこと、保存期間が定められていない物に記録されている個人情報については、当該個人情報が当該個人情報取扱事務の用に供する必要がなくなったことをいう。

「確実」とは、個人情報が漏えい又は盗用されることのない確かな方法によることをいう。廃棄又は消去を業者に委託等する場合は、委託等を受けたものが講ずべき安全確保の措置を明らかにすることもここでいう「確実」に含まれる。

「廃棄」とは、焼却、シュレッダーによる裁断、溶解等の処理方法をいう。

「消去」とは、磁気テープ等の磁氣的消去等記録媒体に記録された情報を消して、何も記録されていない状態にする処理方法をいう。

「歴史的文化的資料を有する資料として保存されるもの」とは、大阪府行政文書管理規程第26条第3項に規定する「府政情報室長が歴史的文化的価値を有すると認める文書」等をいう。

### 【運用】

実施機関における個人情報の具体的な適正管理の方法や手順等については、実施機関において定める個人情報の安全管理に関する基本方針及び個人情報の取扱い及び管理に関する要綱によるものとする。

また、担当室・課(所)等においては、個人情報の適正管理が図られるよう担当室・課(所)等における具体的な個人情報の取扱方法について整備する。

## 第10条（委託に伴う措置等）関係

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報の適切な管理のため、実施機関が個人情報の取扱いを実施機関以外のものに委託する場合における実施機関の義務、その委託を受けたものの義務及びその委託を受けた事務の従事者の義務を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（委託に伴う措置）

「個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託」とは、個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに依頼するすべてのものをいい、電子計算機処理に係るパンチ委託などのほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託契約、また、収納等の委託契約等も含むものである。

ただし、地方自治法第252条の14から第252条の16までの規定により、府の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は、含まれない。

「個人情報の保護のために必要な措置」とは、委託先において個人情報が適切に取り扱われるようにするため、実施機関として行うべき事項をいい、個人情報の観点から委託先を慎重に選定すること、また、委託契約書等に個人情報の保護に関して必要な事項を明記すること、委託先に必要かつ適切な監督を行うことなどが考えられる。

「個人情報の保護のために必要な措置」の内容は、個人情報取扱事務の内容や取り扱う個人情報の内容、記録媒体の実態等に応じ、個別に判断されるものである。

#### 2 第2項関係（受託者の義務）

個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合は、本条第1項の規定により、通例、契約において個人情報の適正な管理に関する事項が定められており、委託者である実施機関は、契約に基づく権限により、受託者に対し必要な監督を行うことができる。

また、受託者は、通例はその個人情報の取り扱う量に照らし、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当することが想定され、同法に基づく規律の対象となっていると考えられる。

このような契約や個人情報保護法による規律とは別に、本項が受託者に対して実施機関と同様な適切な管理のための義務を課しているのは、実施機関から個人情報取扱事務を受託している以上、実施機関と同様の厳しい規律を確保する必要があるとの趣旨である。

#### 3 第3項関係（受託事務従事者の義務）

本項は、受託事務の従事者に対し、当該事務に関して知り得た個人情報について適切な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。

**【運用】**

個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合には、「個人情報取扱事務委託基準」によるものとする。

## 第11条（職員等の義務）関係

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対して、職務上知り得た個人情報の適切な取扱いを義務付けることにより、個人の権利利益を保護しようとするものである。

### 【解釈】

- 1 地方公務員法第34条第1項（守秘義務）の規定は、職員が職務上知り得た秘密を対象としているのに対し、本条は、個人情報であれば秘密に該当しないものも対象となる。
- 2 「実施機関の職員」とは、条例第2条第6号の「実施機関の職員」と同義である。  
「職務上知り得た個人情報」とは、自ら担当する職務に関連する情報はもちろん、担当外であっても職務に関連して知り得たものは含まれるものである。  
「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、又は自己の権限・事務に属する場合であっても、正当な理由なく知らせる場合などをいう。  
「不当な目的」とは、正当な職務行為を逸脱して、自己の利益のために個人情報を使用する場合や、他人の正当な利益や公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

## 第2節 個人情報の開示、訂正及び利用停止

### 第12条（開示請求）関係

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報に係るものにあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）（以下これらを「代理人」という。）は、本人に代わって、前項の規定による請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

#### 【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の開示を求める権利を創設するとともに、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わってその個人情報（本人の委任による代理人にあつては、特定個人情報に限る。）の開示を請求することができることを定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 第1項関係（本人による開示請求）

- (1) 「何人も」とは、府民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。
- (2) 「実施機関が現に保有している」とは、実施機関が現に保有しているすべての個人情報をいい、登録簿において既に登録が抹消されている個人情報取扱事務に係る個人情報も含まれる。
- (3) 「検索し得る」とは、業務として十分に対応の可能な時間、経費の範囲内で、特定の個人情報を検索できる場合をいう。
- (4) 開示請求をすることができる情報は、「自己に関する個人情報」のみであり、自己以外の個人情報については、たとえ配偶者、家族等の個人情報であっても開示請求をすることはできない。
- (5) 本項において、開示請求を具体的な権利として創設することを明らかにしたものであるが、このことによって、実施機関が本人との信頼関係に基づき任意に本人に個人情報を提供することを制限するものではない。

##### 2 第2項関係（代理人の開示請求）

- (1) 開示請求は、個人情報の本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、広く代理請求を認めることは、本人の保護に欠けるおそれがある。

しかし、未成年者や成年被後見人は、本人自らが開示請求をすることが困難な場合があることから、これらの法定代理人に代理請求を認めるものである。

また、特定個人情報の開示請求にあつては、本人の委任による代理人（いわゆる任意代理人）による代理請求を認めるものとしている。地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、これに合わせ、認めることとしたものである。

任意代理人による代理請求の必要性については、番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室）において「社会保障・税番号制度においては、情報提供ネットワークシステ

ムの導入に伴い不正な情報提供等がなされる懸念があり得ることから、開示請求、訂正請求及び利用停止請求といった本人参加の権利の実質的な保障が重要である。このため、これらの権利が容易に行使できるよう、情報提供等記録開示システムを整備して情報提供等の記録の開示等を容易に行えるようにするとともに、インターネット接続が困難で、かつ書面請求も困難な者についても容易に開示請求権等を行使できるよう、任意代理を認める必要がある。また、個人番号が利用される社会保障・税分野の手続は、専門家である税理士や社労士などの代理人に手続を委任するニーズが高いことから、開示請求等についても税理士などの任意代理人を認めることが国民の利便性向上に資する。そこで、本条において任意代理を認めるものである。」とされているところである。

- (2) 未成年者であっても、自ら開示請求をすることができる意思能力を有すると認められる場合には、未成年者自らによる開示請求を妨げるものではない。

ただし、未成年者の身分行為についての関係規定（民法第 797 条等）において 15 歳以上に行為能力を認めていると考えられる点などを考慮し、自己情報の持つ意味や内容を理解できる意思能力を有する者であるかどうかを慎重に判断する必要がある。

- (3) 「未成年者」とは、年齢が満 18 年に達しない者をいう。（民法第 4 条）

「成年被後見人」とは、民法第 7 条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう。

「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。未成年者の法定代理人は、第一次的には親権者（民法第 818 条等）、第二次的には未成年後見人（民法第 838 条第 1 号等）であり、成年被後見人の法定代理人は、成年後見人（民法第 8 条等）である。

「本人に代わって」とは、開示請求権を本人が行使していない場合に代理人が本人に代わって行使できるという趣旨ではなく、既に本人が開示請求をしている場合であっても、代理人自身の名をもって開示請求権を行使できるという趣旨である。

- (4) 本項ただし書きは、本人と代理人が利益相反関係にある場合に、代理人の請求権を否定する趣旨の規定である。

本人と代理人との間に利益相反関係が認められる場合、明文の規定がなくても、権利の濫用に当たるとして、代理人による開示請求を却下する運用も考えられるところであるが、法的安定性の確保と府民等に対し明らかにするという観点から、このような場合に対応し得る規定として、平成 17 年条例第 26 号による改正で、本項ただし書きを新たに設けたものである（本人の委任による代理人に係る規定については、平成 27 年条例第 100 号による改正で設けたもの）。

利益相反関係に当たり得るものとしては、児童虐待事例で児童が親を告発している場合、その児童の発言内容等児童に関する個人情報を、親が法定代理人として開示請求する場合等が想定される。

- (5) 死者に関する個人情報も本条例の保護の対象となるものであり（条例第 2 条第 1 号関係の解釈参照）、特定個人情報を除く個人情報の開示請求できる者は本人若しくは本人が未成年者又は成年被後見人であるときの法定代理人のみであることから、死者の個人情報については遺族であっても開示請求できないこととなる。

ただし、「相続財産」に関する情報は、被相続人である死者の情報であるとともに当該財産を相続した遺族の情報にも当たる場合があり、このような場合には相続権者である遺族は自己の情報として開示請求できるものである。

この場合にあつては、実施機関は、請求者に、請求者及び死者の戸籍謄本その他請求者が相続人であることを示す書類及び公正証書による遺言書若しくは裁判所の検認を受けた遺言書又は遺産分割協議書その他死者の財産が請求者に帰属していることを示す書類の提出又は提示を求める必要がある。

また、死亡した未成年の子どもの個人情報については、判決（平成 9 年 5 月 9 日東京地

裁)において、「自我の萌芽がない幼児を除き、子の個人情報は親の個人情報と区別されるべき」としながらも、「子が親の監護、養育の権利を行使することが期待される場合においては、子の対外的言動は親に対する評価の基礎となる親の個人情報というべき側面を有するのであり、(中略)また、子の固有の情報であっても、子の死亡によって当然にその個人情報の主体が消滅するものと解すべきではなく、子の個人情報が当該家族共同体の社会的評価の基礎資料となるものはもとより、家族共同体の一員として関心を持ち、その情報を管理することが社会通念上も当然と認められる情報については、家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合がある」として、その親に開示請求権を認めた事例がある。

死亡した未成年の子どもに関する個人情報を親権者自身の個人情報とみなして開示請求を認めるか否かに当たっては、未成年者の子どもが生存していれば、当該未成年者の個人情報について、利益相反関係により必ずしも親権者に開示請求権が認められるものではなく、また、仮に開示請求権が認められても開示されない場合もあり得ることを踏まえると、慎重な検討が必要になる。

なお、親権者に開示請求を認める場合にあつては、実施機関は、請求者に、戸籍謄本その他の書類により請求者が死亡した未成年の子の親権者であったことを示す書類の提出又は提示を求める必要がある。

この他、死者の個人情報が、社会通念上、遺族自身の個人情報でもあるとみなし得る場合には、遺族に開示請求権が認められる場合もあり得るが、開示請求を認めるか否かに当たっては、当該個人情報の内容や性質、遺族との関係等を踏まえて慎重に検討する必要がある。

- (6) 特定個人情報には、第2条解釈3(2)で述べたように、死者に関する個人番号をその内容に含む個人情報は含まれない。よって、死者に関する個人番号をその内容に含む個人情報の開示請求にあつては、任意代理人による請求はできないものである。



## 第13条（開示してはならない個人情報）関係

第13条 実施機関は、開示請求に係る個人情報、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示してはならない。

- (1) 開示請求をした者(前条第2項の規定により、代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の者に関する個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの
- (2) 法令又は条例の規定により、開示することができない個人情報
- (3) 法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、開示することができない個人情報

### 【趣旨】

本条は、自己情報の開示請求に対して、開示してはならない場合を定めたものである。

### 【解釈】

- 1 個人情報の中には、第三者の利益や公共の利益との調整等の観点から、本人であっても開示することが適当でない場合がある。
- 2 「開示してはならない」とは、本条各号に該当する場合には、裁量の余地なく、これを非開示としなければならない趣旨である。
- 3 開示請求に係る個人情報が本条各号及び第14条各項各号に該当するかどうかは、各号の【趣旨】及び【解釈】を参考に、個々具体的に判断するものとする。  
なお、各号において示している情報の具体例が常にすべて非開示となるわけではなく、部分開示となる場合、あるいは請求の時期によっては開示できる場合があり得ることに留意することが必要である。

#### 4 第1号関係

- (1) 本号は、開示請求者以外の個人のプライバシーが侵されることを防止するために定めたものである。
- (2) 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人の事業活動と同様の性格を有することから、別途第14条第1項第1号に照らして判断すべきものであり、本号は適用しない。ただし、事業を営む個人であっても、当該事業と係わりのない個人に関する情報は、本号に照らして開示か否かの判断をするものとする。
- (3) 「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう。なお、「正当と認められるもの」かどうか客観的に明白である場合を除き、当該個人から意見を聴取するなどにより(条例第20条第1項参照)、慎重に取扱い、客観的な判断に努めることとする。

「一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められるもの」に該当せず、公開

することができる情報の例としては、次のものが考えられる。

ア 何人でも法令の規定により、閲覧できる情報（閲覧を利害関係人等にも認められているもの及び法令の規定では何人とされていても、現に制限されているものは含まない。）

（例）株式会社の代表取締役の氏名及び住所並びに他の取締役の氏名

イ 個人が公表することについて了承し、又は公表することを前提として提供した情報

（例）被表彰者名簿

ウ 個人が自主的に公表した資料等から他人が誰でも知り得る情報

（例）著書や報道記事等において広く公表されている個人の職業、所属団体、経歴等

エ 従来から慣行上公開しており、かつ、今後公開しても、それが一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる情報でないことが確実であるもの

（例）審議会等の委員の氏名、大学の教授等の氏名、社会的活動を行っている団体の代表者の氏名

オ 専ら個人の資格で事業活動に従事する専門職の当該職務に関する情報

（例）医師、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等の職・氏名

カ サービスの内容や性格から氏名等を明らかにして職務に従事する者の当該職務に関する情報

（例）居宅介護支援に係る介護支援専門員及び訪問介護に係る訪問介護員の職・氏名

キ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるもの（第14条第1項第1号「例外開示情報」参照）

（例）河川占用許可申請書、道路占用許可申請書、宅地造成の勧告書、改善命令書

ク 公務員の職務に関連する情報

（例）起案者名、決裁者名、旅行命令簿・復命書の出張者名、決裁印

- (4) 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報を含むもの」は、氏名や住所等の個人識別情報を除いても、開示することにより開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報をいう。

これは、カルテ、反省文等の個人の人格と密接に関連する情報や未公表の研究論文等開示すれば財産権等を害するおそれがある情報等について、個人識別性がなくとも本人の同意なく第三者に流通させることは適切でないことから、非開示とするものである。

なお、行政文書の公開請求にあっても、このような観点から、情報公開条例第9条第1号において個人情報の非公開要件が定められている。

## 5 第2号関係

本号は、法令又は条例の規定に基づく非開示情報と本条例の関係について定めたものである。

「法令」とは、法律、政令、省令等をいう。府の規則は含まない。

「法令又は条例の規定により、開示することができない個人情報」とは、法令や条例の趣旨、目的からみて、明らかに非開示の旨が定められている情報のほか、明らかに非開示とは定められていないが、社会通念に従って適正に解釈すると開示できない場合をいう。

## 6 第3号関係

本号は、地方自治法に規定する国の関与と本条例について定めたものである。

地方自治法第245条に規定する国の行政機関が行う「関与」の中でも、同条第1号(へ)の「指示」及び同条第3号に該当する行為のうちこれに類するものにより開示してはならないとされている個人情報については、それが書面による適法かつ正当なものである限り、法律

上府はこれに従う義務を有することから、開示することができないとしたのが本号の趣旨である。

「明示の指示により、開示することができない情報」とは、府の事務の処理に関し、国の行政機関から地方自治法第245条に規定する「関与」として、開示してはならない旨の書面による「指示」又はこれに類する行為がある場合について定めたものである。

「明示の指示」については、個人が自己に関する情報を自ら実効的にコントロールできるようにするとの条例の制定趣旨等を斟酌し、

(1) 国の行政機関が地方公共団体の事務の処理に関し、法律又はこれに基づく政令の明文規定を根拠として発した指示であること

省令、規則、通達等のみを根拠とする指示は含まない(地方自治法第245条の2参照)。

(2) 指示は、権限者を明記した文書によるものであること

また、指示は事務の執行前になされるのが一般的であるが、そうでない場合であっても、その指示文書を取得したときから適用がある。

(3) 指示は、非開示とする対象(個人情報)が具体的に特定でき、疑義の生じる余地のないものであることが必要である。

口頭によるもの、抽象的な内容のもの(例 「本人への開示については慎重に取り扱うこととされたい。」)は含まない。

本号の「明示の指示」があったか否かを判断するに当たっては、指示の根拠と形式、指示の発信者、指示の内容及び具体的表現、そこに示された合理的理由等を総合して判断する。

## 第14条（開示しないことができる個人情報）関係

第14条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 法人(国等を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報(以下「例外開示情報」という。)を除く。)
- (2) 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- (5) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる個人情報
- (6) 本人から開示請求がなされた場合において、開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報
- (7) 第12条第2項の規定により代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であって、開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれのある個人情報

2 公安委員会又は警察本部長は、開示請求に係る個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報を開示しないことができる。

- (1) 前項各号（第五号を除く。）のいずれかに該当する個人情報
- (2) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある個人情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれのある個人情報

### 【趣旨】

本条は、自己情報の開示請求に対して、開示しないことができる場合を定めたものである。

## 【解釈】

1 本条各号のいずれかに該当する個人情報について、開示請求がある場合に、実施機関はこれを開示しないことができるが、これは、実施機関の開示義務を免除するだけであり、進んで非開示義務を課すものではない。

## 2 第1項関係

本項は、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関が開示しないことができる個人情報の範囲について定めたものである。

### (1) 第1号関係

本号は、人の生命等の保護に係る情報を除き、開示することにより、法人等及び事業を営む個人（以下「事業を営む者」という。）の競争上の地位その他正当な利益を害することを防止する観点から、定めたものである。

具体的には、開示請求者と当該事業を営む者との関係、当該事業を営む者の事業活動における当該情報の位置づけ、当該事業を営む者が営む事業の性格等を総合的に勘案して判断されるものである。

「国等」（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体）については、その公共的性格に鑑み、法人の範囲から除外する。

「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上のノウハウ、取引上、金融上、経営上の秘密等開示されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいう。

「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業を営む者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び結社の自由を保障し、組織秩序を維持するために社会通念上、団体の内部事項と認められる情報等、必ずしも競争の概念でとらえられないものをいう。

括弧書きの前半は、事業を営む者の事業活動が原因となって、現在、発生している人の生命、身体、健康への危害が拡大したり、再発したりするのを防止するため、あるいは、将来発生する蓋然性が高い人の生命、身体、健康への危害を未然防止するため、開示することが必要な情報である。

括弧書きの後半は、事業を営む者の違法な又は著しく不当な事業活動が原因となって、現在、発生している人の財産、生活への重大な影響が拡大したり、再発したりするのを防止するため、あるいは、過去又は現在の状況から類推して、将来、発生する蓋然性が高い人の財産、生活への重大な影響の未然防止のため、開示することが必要な情報である。

開示しないことができる具体例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 生産技術上又は販売上の情報
- ・ 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報
- ・ 名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等に関する情報

### (2) 第2号関係

本号は、行政における計画、施策等の立案、決定、実施に際しての調査研究、企画、調整等の公正かつ適切な執行を確保する観点から、定めたものである。

「府の機関」とは、府の執行機関、附属機関、補助機関をいう。したがって、執行機関である知事や行政委員会等だけでなく、地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関並びに副知事、出納長、副出納長及び出納員その他の会計職員並びにこれらの者以外の事務吏員又は技術吏員その他の職員といった補助機関がすべて含まれる。

「国等の機関」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体のすべての機関をいう。「府の機関又は国等の機関が行う」とは、府が行う

場合（機関相互で行う場合、受託により行う場合を含む。以下同じ。）、国等が行う場合、府と国等が共同で行う場合等をいう。

「著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」かどうかは、意思形成過程における当該情報の位置づけ、事務の目的との関連からみた当該情報の成熟度、開示をすることにより以後の事務の執行に及ぼす影響の程度等を総合的に勘案して客観的に判断するものとするが、具体的には次のような場合が考えられる。

- ・ 機関内部において検討中の案、精度点検が不十分な調査資料等で、開示することにより不正確な理解や誤解を与えたり、混乱を招くおそれのあるもの
- ・ 調査研究等におけるノウハウ、発明、調査結果等で、開示を受けた者に不当な利益を与え、府民の間に不公平を生ずるもの
- ・ 統一的に公表する必要のある事業計画、検討案等で、開示を受けた者に不当な利益を与え、不公平を生じるなどのおそれのあるもの
- ・ 企画、検討等に関して収集した資料等で、開示することにより、今後の企画、検討等に必要な資料、データ等を得にくくなるもの
- ・ 施策の立案、推進等のため、又は行財政運営上の必要な調整、協議等に関する情報で、開示することにより、必要な情報又は関係者の理解、協力を得られなくなるおそれのあるもの

### (3) 第3号関係

本号は、行政の行う事務事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保の観点から、定めたものである。

本号と前号の違いは、本号が主として行政の事務事業の実施段階に関する情報であるのに対し、前号は、主として事務事業の計画、調整段階に関する情報であるという点にある。

「取締り、監督、立入検査」とは、行政機関が権限に基づいて行うもので、各種法令等違反の取締りなどをいう。

「許可、認可」とは、行政処分に係るもので、類似の事務として特許、免許、取消、停止等がある。

「試験」とは、資格試験、採用試験等をいう。なお、技術等の試験、研究、検査等については、第3号で処理する。

「入札」とは、工事発注、物品購入等に係る競争入札をいう。

「交渉」とは、相手方との話し合いによる取り決めを行うことをいい、補償、賠償に係る交渉、土地等の売買に係る交渉、労務上の交渉等である。

「渉外」とは、外国、国、地方公共団体、民間団体等と行う府の行財政運営等の推進のための接遇、儀礼、交際等に係る事務をいう。

「争訟」とは、訴訟、行政不服審査法等の不服申立てをいい、類似の事務として争訟に発展するおそれのある紛争がある。

その他、本号の「事務」には、人事異動など、人事管理に関するものも含まれる。

「事務の目的が達成できなくなるおそれのあるもの」とは、立入検査、交渉等事務の性質上、それらに係る情報を開示すれば、事務事業を実施しても、所期の成果が得られず、当該事務事業を実施する意味を失うと考えられる場合などをいう。

「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とは、開示することにより、

- ・ 請求者に不当な利益を与えたり、不公平を生ずるもの
- ・ 事務事業の実施の時期が大幅に遅れて、行政の質の低下を来すもの
- ・ 事務事業実施のために必要な情報又は関係者の理解、協力が得にくくなったり、府にとっての経済的、財政的利益又は社会的信用を低下あるいは喪失させるおそれのあるもの

るもの  
などをいう。

ただし、「著しい支障を及ぼす」かどうかは、これらの事情を総合的に勘案し、客観的に判断する必要がある。

#### (4) 第4号関係

本号は、開示することにより、個人の指導、診断、判定、評価等の過程やそれらの基準を知らせることになり、評価者等と本人との信頼関係を損なうこと、評価者等が正確な評価等ができなくなること、本人に悪影響を及ぼすこと等の結果をもたらす場合も考えられるので、これらを防止するために定めたものである。

本号は、事務という点では、前号と同じであるが、指導、診断等の事務の性格に着目して前号とは別に規定したものである。

「個人の指導、診断、判定、評価等」とは、列挙された事務のほか推薦、意見等これらに類する事務をいい、府が行う事務のみならず、府以外のものが行うものも含むものである。

「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行った教育や指示の記録をいう。

「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において専門的見地から行った診断、診察、検査、治療等の記録をいう。

「判定」とは、個人の知識、能力、資質、適性、性格等について専門的見地から又は一定の基準に基づき審査、検査等を行った結果について個別的又は総合的に評価し判断した結果の記録をいう。

「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性等を公正かつ的確に評価するために調査し、その結果に基づき評定した記録をいう。

土地、家屋等本人の所有物に対する価値等を見定めた記録を含む。

「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とは、開示することにより、事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす可能性が客観的に認められることをいう。

本号が適用される可能性のある場合としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等の事務を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・ 開示をすることにより、今後の本人に対する診療、指導等に影響はないが、今後の反復継続して行われる本人以外の者に対する診療、指導等の事務を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれがある場合

#### (5) 第5号関係

本号は、個人の生命等の確保、犯罪の予防、その他の公共安全と秩序の維持の観点から定めたものである。

本号に該当する情報を開示すれば、情報提供者、被疑者等の個人の生命、身体、財産等の保護又は犯罪の捜査等の遂行が困難となるので、これを防止するものである。

「個人の生命、身体、財産等」には、個人の地位、名誉、自由等を含む。

「犯罪の予防」及び「犯罪の捜査」とは、第6条第3項の解釈と同様である。

「その他の公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び犯罪の捜査のほか、平穏な住民生活、社会の風紀その他の公共の秩序を維持することをいう。

「支障を及ぼす」とは、公共安全と秩序を維持する活動の遂行を阻害し、又は効率的に行うことができなくなることをいう。

(6) 第6号関係

本号は、本人から開示請求がなされた場合であっても、本人の権利利益を保護する観点から本人に対しても非開示とすることが適当である場合が想定されることから、開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報については開示しないことができることを定めたものである。

「開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報」とは、例えば、児童相談記録の開示の場合で、これを開示することによって家族間の関係悪化をもたらし、ひいては本人の生活等を害するおそれがあることが予見される場合等をいう。

なお、本人に対する非開示規定は、実施機関が本人の権利利益を侵害するおそれがあるか否かを判断するものであるから、特に慎重な解釈運用がなされるべきである。

(7) 第7号関係

本号は、代理人から開示請求がなされた場合に非開示とできる規定であるが、本人と代理人が利益相反関係にある場合には第12条第2項ただし書によって請求権自体が否定されるので、本号が適用されるのは、本人と代理人が利益相反関係にあるとは認められない場合又は利益相反関係にあるか否かが判然としない場合である。

明確に利益相反関係であるとは認められない場合であっても、代理人に知られることによって本人の権利利益を侵害するおそれがある情報については本号により非開示とできることとする。

「開示することにより、当該本人の権利利益を害するおそれのある個人情報」とは、例えば、未成年者における交遊関係に関する情報のうち、親に知られたいと一般に認められるもの等が考えられる。

3 第2項関係

本項は、公安委員会と警察本部長が現に保有する個人情報の非開示情報に関する規定であり、知事等の実施機関に適用される前項各号（第5号を除く。）までの個人情報に加えて、公安委員会又は警察本部長が開示・非開示を決定する場合にのみ、開示しないことができる個人情報の範囲について定めたものである。

(1) 第1号関係

「前項各号（第5号を除く。）」は、2で述べた解釈と同様である。

(2) 第2号関係

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的利益であり、本項では、刑事法の執行を中心とした「公共の安全と秩序の維持」に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報について非開示情報としている。

「犯罪の予防、鎮圧及び捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示であり、それぞれの意味は、次のとおりである。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第1編第2章に規定さ



れた死刑、懲役、禁錮、罰金、勾留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観察措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これらの保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない警察活動に関する情報については、本号ではなく、他の適用除外事項により、開示・非開示を判断することになる。

「おそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」としたのは、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるため、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを整理・判断することが適当であるためである。

### (3) 第3号関係

本号は、個人の生命、身体、財産、地位、名誉、自由等を保護する観点から定めたものである。

警察が保有する個人情報の中には、前2号に該当しない場合であっても、開示すると、個人の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるものがある。そうした事態を防止するため、こうした活動を任務とする公安委員会又は警察本部長において、これらの保護に支障を及ぼすおそれがある個人情報を開示しないことができるものとするのが本号の趣旨である。

本号は、前2号の適用除外事項に該当しない情報について適用されるものであり、個人の生命や身体に危険が及ぶような情報であって、犯罪の予防や捜査等今後の刑事法の執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、本号ではなく、前号を適用することとなる。

本号は、警察法第2条第1項の規定により個人の生命、身体及び財産の保護に任ずる警察業務の特殊性と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非開示とすることができない個人情報について警察独自の適用除外事項として定めたものである。したがって、本号を適用して開示しないことができるのは、警察業務を通じて収集した個人情報の

中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響しうるものであって、当該個人情報を開示することにより、これらの「保護に支障を及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限られる。

## 第15条（部分開示）関係

第15条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、個人情報に次に掲げる個人情報記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 第13条各号のいずれかに該当する個人情報

(2) 前条第1項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

2 公安委員会又は警察本部長は、個人情報に次に掲げる個人情報記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 第13条各号のいずれかに該当する個人情報

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

### 【趣旨】

本条は、個人情報の部分開示について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「容易に」とは、開示部分と非開示部分とを分離することについて、行政文書を損傷することなく、過度の時間と費用を要しないことをいう。
- 2 「開示請求の趣旨を損なわない程度」とは、非開示部分を除いて開示した場合であっても、開示請求者の請求趣旨の全部又は一部を充足することができることをいう。

## 第16条（個人情報存否に関する情報）関係

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで第13条及び第14条に規定する非開示情報を結果的に開示することとなるおそれがある場合には、例外的に開示請求に係る個人情報の存否自体を明らかにしないで請求を拒否することができる「存否応答拒否（処分）」について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 個人情報の開示請求がなされると、実施機関は、請求に係る個人情報を保有している場合には、それが非開示情報に該当する情報であるか否かを判断した上で開示・非開示を決定しなければならない。また、開示請求に係る個人情報を実施機関が保有していない場合には、その旨を通知しなければならない。いずれの場合にも、開示請求がなされた場合には、実施機関は請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが原則である。しかしながら、請求に係る個人情報の内容によっては、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報に該当する情報を開示することとなる場合がある。こうした場合には、例外的に個人情報の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる。
- 2 「開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答える」とは、請求に係る個人情報が存在することを前提に非開示（部分開示を含む。）決定して通知すること又は当該個人情報を実施機関が保有していない旨の通知をすることにより、個人情報の存否を明らかにすることをいう。
- 3 「前条各号に掲げる個人情報を開示することとなるとき」とは、請求に係る個人情報の存否を明らかにすることにより、第13条又は第14条に規定する非開示情報を開示することになり、非開示情報の規定によって保護すべき利益が損なわれる場合をいう。例えば、表彰等の事務の選考に係る情報や取締りや立入検査等の事務に関する情報が請求された場合など、請求に係る個人情報が存在するか否かを明らかにするだけで、非開示情報に該当する個人情報を開示することと同じ状況になる場合をいう。
- 4 本条の適用による存否応答拒否は、第18条第2項による行政処分であり、請求者は司法上の救済とともに、行政不服審査法に基づき実施機関に対し審査請求を行うことができる。
- 5 本条は、請求に係る個人情報が存在するか否かを答えるだけで非開示情報に該当する情報を開示することとなる場合にのみ例外的に適用できるのであって、安易な運用によって、自己に関する個人情報の開示を求める権利を創設した制度の趣旨を損なうことにならないよう、特に慎重な運用に努める必要がある。

## 第17条（開示請求の方法）関係

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した開示請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る個人情報の特定に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するように努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の開示を請求する場合には、開示請求書を提出すべきこと及び請求の際に行う本人等の確認の手續等について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（開示請求の方法）

(1) 開示請求は、請求者の権利行使として開示の決定という行政行為を求める申請手続であって、文書により事実関係及び本人の意思に基づく申請であることを明確にしておくことが適当であることから施行規則に定める「個人情報開示請求書（施行規則様式第2号）」による様式行為としたものである。したがって、第22条の規定により口頭による開示請求ができる場合を除いて、口頭又は電話等による開示請求は認めないものとする。

(2) 「開示請求をしようとする個人情報に特定するために必要な事項」とは、事務事業の名称・内容、当該事業が実施された時期・場所、開示を求める具体的な内容など、請求しようとする個人情報が記録されている文書や電磁的記録などを特定するための情報をいう。

「実施機関の規則で定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、開示の方法、連絡先等をいう。

#### 2 第2項関係（本人等であることの証明）

(1) 個人情報の開示は、当該個人情報の本人又はその代理人に対してのみ行われるものであるから、本人等の確認は厳格に行うことが必要である。このため、開示請求は、府政情報センター又は担当室・課(所)等への来庁又は郵送によることとし、FAXや電子メール等による請求は認めないこととしている。

特に、郵送による開示請求においては、請求者に対面による本人確認ができないことから、誤って他人に開示されるおそれがあるため、請求者の本人確認について、通常の本人確認書類の他、住民票の写し（複写不可。開示請求前30日以内に発行されたもの。氏名、住所が確認できるもの、原則として個人情報開示請求書に記載された住所と同一であ

ること。)の提出を求めるなど、来庁による開示請求の取扱いよりも厳格に対応することとしている。

なお、郵送による開示請求については、多様な就業環境や生活環境により来庁が困難な府民等に対しても開示請求権を確保することから認めることとしたものである。

(平成28年4月14日 大阪府個人情報保護審議会答申第287号、平成28年6月1日から実施)

- (2) 「必要な資料で実施機関の定めるもの」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、「本人であることを証明する資料」としては、運転免許証、旅券等が、「代理人の資格を証明する資料」は、法定代理人にあっては成年後見の登記に係る登記事項証明書等が、本人の委任による代理人にあっては本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書がある。

### 3 第3項関係(個人情報の特定に必要な情報の提供)

第3項の「個人情報の特定に必要な情報」とは、請求に係る個人情報に関係する行政文書の目録等個人情報を特定するに足りる情報を意味し、実施機関は、請求者が的確に開示請求できるよう、これらの情報を提示する努力義務を負うものである。

### 4 第4項関係(開示請求書の補正)

実施機関は、受領した個人情報開示請求書に「個人情報を特定するに足りる事項」が書かれていないなど形式上の不備があれば、施行規則で定める「開示請求に係る補正通知書(施行規則様式第3号)」により、その補正をするのに必要な一定の期間を定めて、請求者に補正を求めることができる。

また、補正を求める場合において、実施機関は、本条第3項の情報など当該補正に必要な情報を請求者に提供するよう努めなければならない。

なお、通常の補正に要する相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても不備が補正されない場合には、原則として補正の意思がないものとして取り扱う。補正の期間については、不備等の内容に応じ、通常補正に要する相当な期間とする。

## 第18条（開示の決定及び通知）関係

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第16条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。

(1) 当該通知に係る決定の理由

(2) 当該通知に係る個人情報が第15条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、その期日

### 【趣旨】

本条は、開示請求があったときの当該開示請求に係る個人情報を開示するかどうかの決定及びその通知の手続を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（開示又は部分開示）

実施機関は、開示請求に係る個人情報を開示（部分開示を含む。）するときは、開示決定又は部分開示決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならないことを定めたものである。通知は、それぞれ施行規則に定める様式に従い、①全部開示の場合は「個人情報開示決定通知書」、②部分開示の場合は「個人情報部分開示決定通知書」により行う。

#### 2 第2項関係（非開示）

(1) 開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（第16条の規定により個人情報の開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨を通知しなければならないことを定めたものである。通知は、施行規則に定める様式に従い、①非開示の場合は「個人情報非開示決定通知書」、②第16条の規定による請求の拒否の場合は「個人情報開示請求拒否決定通知書」、③開示請求に係る個人情報を保有していない場合は「不存在による非開示決定通知書」により行う。

なお、部分開示、非開示、開示請求の拒否、不存在による非開示の決定は、いずれも行政処分であり、請求者は司法上の救済とともに行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求を行うことができる。

#### (2) 個人情報の不存在について

「個人情報の不存在」には、個人情報を取り扱う事務そのものが存在しない場合や保存期間の経過等により当該個人情報を廃棄した場合など、開示請求された個人情報そのものが客観的に存在しない場合や、開示請求された個人情報が「本人に関する個人情報」（第

12条「自己に関する個人情報であって検索し得るもの」と認められないと実施機関が判断する場合など、個人情報そのものは客観的に存在するが、それを不存在の場合と評価ないし同視する場合とが考えられる。

### 3 第3項関係(非開示決定等の場合の理由記載等)

- (1) 部分開示、非開示の決定をした場合には、その通知書に、第13条各号又は第14条各項各号のいずれかに該当するだけでなく、個人情報の開示をすることができない理由(通常は、その適用の基礎となった事実関係について開示請求者が具体的に知り得る程度に特定した理由)を記載しなければならないことを定めたものである。

開示請求を拒否する場合は、請求に係る個人情報の存否を明らかにすることによりどの非開示情報に該当する情報を開示することとなるのかを具体的に記入する。

不存在による非開示決定の場合は、当該個人情報が記録された行政文書が既に保存期間を経過して廃棄手続済であるなど、請求に係る個人情報を保有していない理由を具体的に記入する。

これらは、決定権者の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を相手方に知らせるためである。なお、審査請求についても教示するものとする。

- (2) 「あらかじめ明示することができる」とは、非開示(部分開示を含む。)決定の根拠・理由が将来の一定期日以降に消滅することが確実であって、明示しうる場合をいう。
- (3) 「その期日」とは、確定した年月日のことである。到来するか否かわからないもの又は到来することは確実であっても、その期日が不確定なものはこれに当たらない。

この期日付記は、開示できるようになる期日を教示するものであって、請求者は、改めて、その期日の経過後に、開示請求を行わなければならない。



## 第19条（開示決定等の期限）関係

- 第19条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に行わなければならない。ただし、第17条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間）内に、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、前条第2項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定があつたものとみなすことができる。

### 【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求があつたときの請求に対する決定までの期限について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（決定期限）

- (1) 「開示請求があつた日」とは、実施機関が、個人情報開示請求書を受領した日をいう。具体的には、窓口において、実施機関が本人等を確認の上、請求書を受領した日である。
- (2) 「開示請求があつた日から起算して15日以内」とは、開示請求書を受領した当日を初日として算入し、15日目が期間の満了日となることをいう。ただし、当該満了日が大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する大阪府の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日））に当たる場合は、その翌日をもって満了とする（民法第142条）。ただし、開示請求書の補正を求めた場合は、「補正に要した日数」は算入しない。（「補正に要した日数」とは、実施機関が補正通知書により補正を求めた日から補正がなされた日までの日数をいう。）

#### 2 第2項関係（決定期間の延長）

- (1) 「正当な理由」とは、請求書を受領して第1項に規定する15日以内に決定できないことについて、社会通念上、合理的な理由のある場合をいい、次のような場合が考えられる。
- ア 開示請求のあつた個人情報に開示請求者以外のものに関する情報が含まれており、当該開示請求者以外のものの意見を聴く必要がある場合であつて、期間内に開示・非開示等の決定をすることが困難であるとき。
- イ 請求に係る情報量が膨大で、情報の内容を確認し、開示・非開示の判断をするのに相当の日数を要する場合
- (2) 決定の期間を延長したときは、開示請求者に対し、施行規則で定める「個人情報開示決定期間延長通知書」（施行規則様式第9号）により、速やかに延長の期間及び理由を通知しなければならない。
- なお、本条による決定すべき期間の再延長はできない。

## 第19条の2（開示決定等の期限の特例）関係

第19条の2 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日（第17条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が開示決定等を行わないときは、開示請求者は、同号の残りの個人情報について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

### 【趣旨】

1 本条は、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、決定期限までに開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合における開示決定等の期限の特例について定めたものである。

2 実施機関は、個人情報の開示請求があった日から最大限30日以内に開示決定等を行うことを原則としている。したがって、たとえ請求に係る個人情報大量であったとしても、それが個人情報の開示を求める正当な権利の行使である以上、実施機関はそれに対応すべきであり、期限までに開示決定等を行うよう努力することは当然である。

しかしながら、開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、いかに実施機関が努力しても期限までに決定ができない場合があり得るし、また、開示請求に係る事務が膨大となるため、担当室・課(所)等の事務事業の遂行が著しく停滞し、結果的に府民に不利益を与える事態も想定される。こうした場合に、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分について、開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行えば、残りの部分については、その後の相当の期間内に開示決定等を行えばよいこととしたのが本条の趣旨である。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

(1) 「著しく大量である」場合とは、第19条第2項の規定により決定期間を15日間延長したとしても、そのすべてについて開示決定等を行うことが困難である場合又は開示決定等を行うとすれば担当室・課(所)等の事務事業の遂行に著しい支障が生ずる場合をいう。

(2) 「事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ」とは、請求に係る個人情報のすべてについて開示決定等を行うことにより担当室・課(所)等の通常の事務が著しく停滞するおそれがあるものをいう。

(3) 「当該開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分」とは、請求に係る個人情報のうち30日以内に実施機関が事務の執行に著しい支障を生じさせない範囲内で最大限努

力して開示決定等を行うことが可能な部分をいう。

- (4) 残りの個人情報についての決定までの「相当の期間」とは、30日以内に開示決定等を行う「相当の部分」に係る個人情報の内容や量からして実施機関が最大限努力して開示決定等に要する合理的な期間である。
- (5) 担当室・課(所)等は、本条第1項の規定により開示決定等の期限の特例を適用しようとするときは、個人情報の開示請求があつてから15日以内にその理由及び残りの個人情報についての開示決定等をする期限を付記して「開示決定等の期限の特例通知書(施行規則様式第9号の2)」により請求者に通知しなければならない。
- (6) 請求者に対し本条第1項の規定による通知をした場合には、第19条第2項の決定期間延長通知を行う必要はなく、「相当の部分」について30日以内に開示決定等を行えばよい。

## 2 第2項関係

請求者に対し本条第1項の規定による通知をした場合には、第19条第3項のみなし非開示規定は適用されない。

## 3 第3項関係

請求者は、担当室・課(所)等が「残りの個人情報についての開示決定等をする期限」までに実施機関が開示決定等をしないときは、残りの個人情報について非開示決定があつたものとみなすことができる。

### 第19条の3（開示請求に係る事案の移送）関係

第19条の3 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等の記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

#### 【趣旨】

1 本条は、ある実施機関に対してなされた個人情報（情報提供等の記録を除く。以下趣旨及び解釈において同じ。）の開示請求の事案を他の実施機関に移送する場合について定めたものである。

2 個人情報の開示請求は、請求に係る情報の内容が記録された個人情報を現に保有する実施機関に対して行われ、個人情報の開示決定等についても、当該実施機関が行うことが原則である。しかしながら、開示請求に係る個人情報が他の実施機関により提供されたものであるときは、業務内容を熟知している機関に判断を委ねる方が、より迅速かつ適切に事案を処理し得る場合があり得る。こうした場合に、請求を受けた実施機関は、請求の趣旨に反しない限りにおいて、請求に係る個人情報を提供した実施機関と協議の上、事案を移送できることとしたのが、本条の趣旨である。

#### 【解釈】

##### 1 第1項関係

(1) 「開示請求に係る個人情報（情報提供等の記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき」とは、請求を受けた実施機関が請求に係る個人情報を保有しており、かつ、他の実施機関から当該個人情報を提供された場合のことである。したがって、請求を受けた実施機関が請求に係る個人情報を保有していない場合は、事案の移送の問題は生じず、個人情報不存在として処理することとなる。

(2) 「当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて」とは、請求者が移送に反対する意思を明示していないことを言う。

事案の移送を行おうとする場合には、開示請求を受けた実施機関は、当該個人情報を提供した実施機関と協議しなければならない。

事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能となるものであり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた実施機関が、自らの判断と責任において開示決定等を行わなければならない。

(3) 事案の移送に関する協議が整った場合、事案を移送することとした実施機関の担当

室・課(所)等は、請求者に対し、「開示請求事案移送通知書(施行規則様式第9号の3)」によりその旨を通知しなければならない。また、事案の移送を受ける実施機関の担当室・課(所)等に対し、書面により通知するものとする。

- (4) 情報提供等の記録については、開示請求に係る事案の移送の適用除外としている。これは、番号法第31条第1項による個人情報保護法の読替規定において、事案の移送に関して適用除外としており、地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、これに合わせ、適用除外としたものである。

情報提供等の記録の適用除外については、番号法逐条解説(内閣府大臣官房番号制度担当室)において「情報提供等の記録に記録されるのは、法定された情報提供者及び情報照会者間で所定の事務のため所定の情報が授受された旨であり、情報提供等の記録に関する不開示情報についても、あらかじめ典型的に確定しているものと考えられる。そのため、他の行政機関の長や独立行政法人等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときに想定されず、また移送にかかる規定を適用すれば、情報提供等の記録に対する即時の開示を期待している開示請求者の利益を著しく害するため」とされているところである。

## 2 第2項関係

事案の移送は、あくまで行政の内部的な措置であり、これを行うことによって、請求の権利が制限されたり、請求者に何らかの不利益が及ぶようなことがあつてはならないことから、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。

## 3 第3項関係

事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、請求に係る個人情報の開示決定等を行わなければならない。開示請求に係る開示決定等の期限については、当初の開示請求があつた日から起算する。

移送を受けた実施機関が開示決定等を行うに当たっては、移送をした実施機関は、開示の実施にあたって必要な協力をしなければならない。

## 第20条（第三者に対する意見の提出の機会の付与等）関係

第20条 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第36条及び第37条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を通知して、その意見を書面により提出する機会を与えることができる。ただし、次項の規定により、あらかじめ第三者に対し、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない場合は、この限りでない。

2 実施機関は、開示決定をする場合において、例外開示情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る個人情報の開示に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該個人情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### 【趣旨】

1 本条は、個人情報の開示請求に係る個人情報に国、地方公共団体等及び請求者以外の第三者の情報が記録されている場合の第三者保護のための手続を定めたものである。

2 開示請求に係る個人情報に国、地方公共団体等及び請求者以外の第三者の情報が含まれている場合であっても、実施機関は、その情報が非開示情報に該当するか否かを適切に判断することによって、第三者の正当な権利利益の保護を図ることができる。しかしながら、第三者に関する情報の中には、一旦開示されると、当該第三者の権利利益を不当に侵害し、回復困難な損害を及ぼすおそれのあるものもあり、当該第三者にとって、事前手続として意見表明の機会をもつことは自己の権利利益の保護のために重要な意義を有する。また、第三者の権利利益を不当に侵害するような事態を実施機関のみにおいて常に全て予見できるとは限らず、当該第三者の意見を事前に聴取することを通じて、よりの確な判断を行うことに資することとなる。このように、第三者の権利利益を保護し、及び開示決定等の適正を確保する観点から、第三者に対する意見書の提出の機会の付与等の手続について定めたのが、本条の趣旨である。

3 本条第1項においては開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合の任意的な意見聴取の手続について規定し、第2項においては義務的な意見聴取の手続について規定している。また、第3項においては、第三者が反対意見書を提出した場合に実施機関が当該個人情報の開示の決定をしたときの第三者の争訟の機会の付与について規定している。

## 【解釈】

- 1 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該情報が、第13条各号又は第14条各項各号のいずれかに該当するかどうかを客観的に明らかであるときを除き、あらかじめ開示請求に係る個人情報が記録された行政文書の名称、開示請求があった日及び開示請求に係る個人情報に含まれる当該第三者に関する情報の内容を当該第三者に通知して意見書を提出する機会を与え、開示・非開示の判断を行うものとする。
- 2 実施機関は、第三者に関する「例外開示情報」（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報）に該当すると認められる情報が含まれる個人情報について、全部開示又は部分開示の決定をする場合には、あらかじめ施行規則に定める「第三者意見書提出機会通知書（施行規則様式第10号の2）」により当該第三者に通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。（例外開示情報については、第14条第1項第1号の解説を参照）
- 3 本条第2項に該当する場合でも、実施機関が第三者の所在を明らかにするための合理的な努力を行っても「当該第三者の所在が判明しない場合」には、本項の義務は免除される。  
なお、例外開示情報以外の個人情報についても、「第三者情報に関する取扱要領」により、例外事由に該当しない限り、「第三者意見書提出機会通知書（施行規則様式第10号）」により第三者に通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。
- 4 本条第1項又は第2項の規定による意見書提出の機会の付与は、行政手続上の事前の告知又は聴聞としての性格を持つものではない、また、意見書を提出する機会を与えられた第三者に開示・非開示についての同意権を与えたものではない。しかし、反対意見書が提出された場合においては、当該個人情報について開示決定（部分開示決定を含む、）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。また、この場合においては、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を施行規則に定める「第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定に係る通知書（施行規則様式第11号）」により通知しなければならない。  
なお、反対意見書が提出された場合以外の場合についても、本条第1項又は第2項により意見書提出の機会を付与した場合は、「第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示決定に係る通知書（施行規則様式第11号の2）」により第三者に対して通知するものとする。

## 第21条（開示の実施）関係

第21条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 前項の規定による個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている行政文書が、文書、図画、写真又はスライドである場合にあつては当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあつてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報が記録されている行政文書を開示することにより、当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第15条の規定に基づき個人情報が記録されている行政文書を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の規則で定める方法により開示することができる。

4 開示決定に基づき個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。

5 前項の規定による申出は、第18条第1項の規定による通知があつた日から30日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

6 第17条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

### 【趣旨】

本条は、第18条第1項の規定により個人情報を開示することの決定（部分開示の決定を含む。）をした場合における当該個人情報の開示の方法等について定めるものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（速やかな開示）

本項は、開示請求の対象となった個人情報の全部又は一部について開示することを決定したときは、速やかに当該決定に係る個人情報について開示しなければならない義務が実施機関にあることを明らかにしたものである。

#### 2 第2項関係（開示の方法）

(1) 本項は、開示請求の対象となった個人情報の記録媒体ごとに開示の方法を定めたものである。

(2) 個人情報の開示は、当該個人情報が記録されている行政文書が文書、図画、写真又はスライドにあつては、当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により行う。

文書、図画又は写真の写しの交付にあつては、施行規則で定める方法（別表1）により行うものとする。

電磁的記録にあつては、閲覧又は写しの交付に準ずる方法として施行規則で定める方法（別表2、3参照）により行うものとする。

なお、公安委員会又は警察本部長が実施機関である場合は、公安委員会の施行規則によるものとする。



(別表 1) 文書、図画又は写真の写しの交付の方法 (施行規則第10条第 1 項)

区 分	開 示 方 法
1 用紙に複写したもの	A三判以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したものの交付 (これにより難しい場合は知事が別に定める方法)
	A三判以下の大きさの用紙に多色刷りで複写したものの交付 (これにより難しい場合は知事が別に定める方法)
2 スキャナーで読み取り、媒体に複写したもの	光ディスク (C D - R (記憶容量 700 M B) 又は D V D - R (記憶容量 4.7 G B) ) に複写したものの交付

(別表 2) 閲覧に準ずる方法 (施行規則第10条第 2 項)

区 分	開 示 方 法
1 録音テープ又は録音ディスク	専用機器により再生したものの聴取
2 ビデオテープ又はビデオディスク	専用機器により再生したものの視聴
3 情報システム内部の電磁的記録 (他の電子計算機と情報通信網で結合することにより一体として情報の処理を行う電子計算機に内蔵され、又は常時接続されている電磁的記録媒体に記録されている電磁的記録)	用紙に出力したものの閲覧
4 その他の電磁的記録	次の方法のうち、実施機関が相当と認める方法 (1) 用紙に出力したものの閲覧 (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(別表3) 写しの交付に準ずる方法 (施行規則第10条第3項)

区 分	開 示 方 法
1 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープ(記録時間120分)又は光ディスク(CD-R(記憶容量700MB)又はDVD-R(記憶容量4.7GB))に複写したものの交付
2 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープ(VHS方式、記録時間120分)又は光ディスク(CD-R(記憶容量700MB)又はDVD-R(記憶容量4.7GB))に複写したものの交付
3 その他の電磁的記録	次のうち、実施機関が適当と認めるものの交付 (1) 用紙に出力したものの写し (2) 光ディスク(CD-R(記憶容量700MB)又はDVD-R(記憶容量4.7GB))に複写したもの

- (3) 複数の開示方法を規定している区分に該当する電磁的記録については、実施機関が適当と認める方法により開示する。

「実施機関が適当と認める方法」による開示とは、実施の容易さ、請求者の申出内容等を勘案して実施機関が適当と認めるいずれかの方法により開示することをいう。例えば、次のような場合は、容易に実施できるとはいえず、原則として「実施機関が適当と認める方法」には該当しない。

ア 実施機関が現に使用する機器やプログラムでの処理が容易でない場合

イ 非開示部分の分離が容易でない場合

ウ 請求者以外の個人情報の保護やシステム保全が容易でない場合

エ その他事務の適正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがある場合

- (4) 「他の電子計算機と情報通信網で結合することにより一体として情報の処理を行う電子計算機に内蔵され、又は常時接続されている電磁的記録媒体に記録されている電磁的記録」とは、情報通信網に接続されている情報システム内部の電磁的記録(電子計算機内部又はこれに常時接続されているハードディスク等に記録されている電磁的記録)のことを指す。単体のパソコンや単にインターネットに接続されているだけのパソコン等の内部の電磁的記録は、これに該当しない。

情報通信網に接続されている情報システム内部の電磁的記録の閲覧に準ずる方法は、用紙に出力したものの閲覧のみとする(容易に電磁的記録媒体に複写して専用機器で閲覧できる場合を除く。この場合は別表3を参照。)

- (5) 「写しの交付」は、本人確認に万全を期さなければならないことから、開示請求者に、直接写しを手渡すことを原則とする。

### 3 第3項関係(開示の方法の例外)

- (1) 本項は、一定の場合に、前項の例外として、原本によらず写しによることができることを規定したものである。
- (2) 「汚損され、又は破損されるおそれがあるとき」とは、行政文書の使用頻度が高く、又

は歴史的価値のある行政文書、傷みの激しい行政文書であって、原本を開示することにより汚損し、又は破損する可能性の高い場合をいう。

(3) 「第15条の規定に基づき個人情報記録されている行政文書を開示するとき」とは、第15条に規定された部分開示を実施する際に、原本の一部に同条各項各号の個人情報が含まれていることによりその部分を非開示とする必要がある場合をいう。

(4) 「その他相当の理由があるとき」とは、次の一に該当する場合をいう。

- ・台帳や執務室内のパソコンなどのように、日常業務に使用しており、これを閲覧や視聴等に供することにより日常業務に相当な支障を及ぼすおそれのある場合
- ・他の文書が混在している電磁的記録媒体の情報を閲覧・視聴する場合など、これを直接開示することにより、請求者以外の者の個人情報の保護等に相当な支障を及ぼすおそれのある場合
- ・その他行政の円滑な執行を確保する必要がある場合

(5) 個人情報記録されている行政文書が電磁的記録である場合における複写した物の閲覧又は写しの交付に準ずる方法は、当該個人情報に係る部分について、別表4又は別表5に定める方法による。

なお、公安委員会又は警察本部長が実施機関である場合は、公安委員会の施行規則によるものとする。

(別表4) 複写した物の閲覧に準ずる方法 (施行規則第10条第4項)

区 分	開 示 方 法
1 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープ等に複写したものを専用機器により再生したものの聴取
2 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープ等に複写したものを専用機器により再生したものの聴取
3 その他の電磁的記録	次の方法のうち、実施機関が適当と認める方法 (1) 用紙に出力したものを複写したものの閲覧 (2) 電磁的記録媒体に複写したものを専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

(別表5) 複写したものの写しの交付に準ずる方法 (施行規則第10条第5項)

区 分	開 示 方 法
1 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープ等に複写したものを更に録音カセットテープ(記録時間120分)又は光ディスク(CD-R(記憶容量700MB)又はDVD-R(記憶容量4.7GB))に複写したものの交付
2 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープ等に複写したものを更にビデオカセットテープ(記録時間120分)又は光ディスク(CD-R(記憶容量700MB)又はDVD-R(記憶容量4.7GB))に複写したものの交付
3 その他の電磁的記録	次のうち、実施機関が適当と認めるものの交付 (1) 用紙に出力したものを複写したものの写し (2) 電磁的記録媒体に複写したものを更に光ディスク(CD-R(記憶容量700MB)又はDVD-R(記憶容量4.7GB))に複写したもの

4 第4項及び第5項関係(開示実施方法の申出)

個人情報の開示を受けるものは、開示の実施方法等について、申し出なければならない。この申出は開示決定通知又は部分開示決定通知があった日から30日以内にしなければならないが、30日以内に申出をすることができないことにつき相当な理由があるときは、この限りでない。

また、この申出は、施行規則で定める「開示実施方法等申出書」により行わなければならないが、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

なお、個人情報開示請求書に開示の実施方法等が記載されている場合は、その記載された事項については申出があったものとみなし、改めて申出を要しない。

開示決定通知書又は部分開示決定通知書に記載されている開示を実施する日時について変更の希望がないとき等、開示実施方法等申出書による申出事項がないときも同様とする。

5 第6項関係(本人等の確認)

本項は、個人情報に他人に開示されることを防ぐため、第17条第2項に規定する本人等の確認を開示請求時だけでなく、開示時においても行うことを定めたものである。

**【運用】**

1 第4項及び第5項関係

- (1) 開示の日時

開示請求者は、開示請求書に開示を希望する日時を記載することができる。実施機関が開示請求に対して開示又は部分開示の決定をする場合で、請求者が希望した日時に開示を実施できないときは、事前に電話等により請求者の意向を聴取するなどして、開示を実施する日時を調整し、開示決定通知書等において日時を指定する。

事前に連絡がとれないなど調整がつかないときは、開示決定通知書等とともに「開示実施方法等申出書（施行規則様式第12号）」を送付して、改めて希望日時を申し出るよう求める。

(2) 開示の場所

開示の場所は、府政情報センター又は担当室・課(所)等とする。なお、本人からの申出により、郵送による写しの交付により開示することができる。

## 第22条（開示請求等の特例）関係

第22条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の開示請求をしようとする者は、第17条第2項の規定にかかわらず、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の開示請求があったときは、第18条から第19条の2まで、第20条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、個人情報の開示の方法は、前条第2項から第5項までの規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

### 【趣旨】

本条は、個人情報の開示に当たり、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものについて、請求者の負担等を考慮し、口頭による即時開示、いわゆる簡易開示制度を認めたものである。

### 【解釈】

- 1 「実施機関があらかじめ定めた個人情報」とは、個人情報の内容及び範囲、個人情報の開示に対する需要、実務上の対応の可能性等を勘案して、実施機関が定めた個人情報をいう。なお、実施機関が定めた個人情報の内容等については、大阪府公報に告示することになっている。
- 2 口頭による開示請求は、本人に限って認め、代理人には認めないものとする。  
これは、簡易開示制度においては、開示請求に対する迅速な処理が要求されることから本人確認を円滑に行う必要があるため、本人に限定するものである。  
また、本条に基づいて口頭により開示請求ができる場合であっても、第17条第1項に定める開示請求手続により開示の請求をすることを妨げない。
- 3 「実施機関の定めるもの」は、「開示請求等の特例に係る取扱要領」等で定めるものとする。ただし、この場合でも、本人の確認については、通常の手続きによる開示請求と同じく厳正に行う必要がある。
- 4 「第18条から第19条の2まで、第20条及び前条第1項の規定にかかわらず」とは、本条に基づく開示の請求に係る個人情報については、あらかじめ開示の判断はなされているので、開示・非開示の決定は行わず、即時開示することとしたものである。
- 5 「開示の方法は、実施機関が別に定めるところによる」とは、本条による個人情報の開示は、その判断、手続を一律に行うことで開示手続の効率化を図るものであるから、開示方法についてもあらかじめ定めた方法のみで行うものである。  
具体的な内容は、「開示請求等の特例に係る取扱要領」等で定めるものとする。

## 第23条（訂正請求）関係

第23条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）があったときは、訂正につき法令又は条例に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないときその他訂正しないことにつき正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

### 【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の事実に関する誤りがあると認める場合において、その訂正を請求できる権利を明らかにしたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（訂正の請求）

(1) 「何人も」とは、府民に限らず、外国人を含むすべての自然人をいう。

(2) 自己情報の訂正請求は、必ずしも自己情報の開示請求を前提としないので、他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について当該他の法令等に訂正の手續の定めがないときや、他の法令等の規定により閲覧・縦覧し、又は謄本・抄本の交付を受けた場合も含まれる。

また、代理人が開示を受けた場合であっても、当該個人情報の本人は訂正請求をできるものとする。

(3) 「実施機関が現に保有している」とは、第12条第1項の解釈と同様である。

(4) 「事実に関する」とは、例えば氏名、住所、年齢、性別、学歴、資格等であり、客観的正誤の判定に適する性質のものをいう。

(5) 「誤り」とは、個人情報を取り扱っている事務の目的、内容、当該個人情報の意味等からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記載されている個人情報が合致していないことをいう。

「誤り」の形態としては、単純な書き間違い、内容が不十分で読む者に誤解を生じさせる記載等がある。

なお、個人情報を取り扱う事務に基準日が設定されているものについては、現在の状況とは違っていても、基準日時点の状況に照らして正確であれば、事実の誤りには該当しない。

(6) 「訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）」とは、事実と合致しない内容を合致する内容に直すことのほか、不足している内容を加えること及び事実と合致しないものを削ることを含むものである。

#### 2 第2項関係（訂正の義務及び適用除外事項）

(1) 「訂正につき法令又は条例に特別の定めがあるとき」とは、他の法令又は条例の規定により訂正請求が認められている場合や訂正することが明らかに禁止されている場合をいう。

(2) 「実施機関に訂正の権限がないとき」とは、住民票などのように、実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成し、実施機関に提出した書類に記載した情報などのように、実

施機関に訂正の権限がない場合をいう。

- (3) 「その他訂正しないことにつき正当な理由があるとき」には、正確な事実が何であるかが不明な場合などが考えられ、例えば、戦前に外地で生まれた者の生年月日、名前等で証明するものがない場合などである。

### 3 第3項関係（代理人の請求）

「第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。」とは、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってその個人情報（本人の委任による代理人にあつては、特定個人情報に限る。）の訂正請求をすることを認めるものである。（第12条第2項の解釈を参照）

#### 【運用】

- 1 本条の訂正請求に関する規定は、個人の自己情報の訂正請求に関する一般的な定めであり、個別事務の実施に当たって種々の根拠、理由、方法等により行われる個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。
- 2 実施機関は、条例第9条第1項の規定により、事実に関して誤りがあつた場合は、個人情報を取り扱う事務の目的、取り扱っている個人情報の性質、内容等に即して、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関に訂正の権限がない場合について請求を受けた実施機関は、権限のある第三者機関に通知し、適切な対応を促したり、その旨を記録し、当該個人情報の使用に際して注意を喚起できるように配慮することが必要である。



## 第24条（訂正請求に係る個人情報の存否に関する情報）関係

第24条 第16条の規定は、訂正請求について準用する。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで非開示情報に該当する個人情報を結果的に開示することとなるおそれがある場合に、請求を拒否することができる「存否応答拒否（処分）」を、訂正請求にも準用することを定めたものである。

### 【解釈】

個人情報の訂正請求がなされた場合は、訂正（部分訂正を含む。）、非訂正又は不存在の決定をしなければならず、訂正請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが原則である。

しかしながら、訂正請求に係る個人情報の内容によっては、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第13条又は第14条に規定する非開示情報に該当する情報を開示することと同じ結果となる場合がある。このため、訂正請求についても、開示請求と同様、存否応答拒否をすることができるとしたものである（第16条の解釈を参照）。

## 第25条（訂正請求の方法）関係

第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
  - (2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
  - (3) 訂正を求める内容
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第17条第2項から第4項までの規定は、訂正請求について準用する。

### 【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の訂正請求の具体的な手続を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（請求書の記載事項とその提出）

- (1) 「訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、訂正を求める個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいう。
- (2) 「訂正を求める内容」とは、特定の行政文書に記録されている個人情報のうちの訂正を求める箇所及び訂正の内容をいう、
- (3) 「実施機関の規則で定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、連絡先等をいう。

#### 2 第2項関係（訂正内容の証明）

「訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料」とは、訂正を求める個人情報の内容が事実と合致することを示す資料をいう。この「証明」とは厳密な意味での証明のほか、本人の疎明を含むものである。

なお、「資料」には、書類のほか物品等が含まれる。

例えば、氏名、生年月日、住所、家族の状況については戸籍謄本など、資格については、免許証や資格証明書などが考えられる。

#### 3 第3項関係（本人等であることの証明等）

- (1) 第17条第2項の規定とは、個人情報の本人又はその代理人であることを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示する義務をいう。本項はこれを準用するものである。
- (2) 第17条第3項の規定は、請求者が的確に訂正請求できるよう、請求に係る個人情報に関係する行政文書の目録等個人情報を特定するに足りる情報を提示する努力義務を負うことを定めたものである。
- (3) 第17条第4項の規定は、受領した個人情報訂正請求書に形式上の不備があれば、施行規則で定める「訂正請求に係る補正通知書（施行規則様式第14号）」により、その補正をするのに必要な一定の期間を定めて、請求者に補正を求めることができることを定めたものである。また、補正を求める場合においては、実施機関は、当該補正に必要な情報を請求者に提供するよう努めなければならない。

## 第26条（訂正請求の決定及び通知）関係

- 第26条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の当該訂正請求に係る部分（以下「被訂正請求部分」という。）の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、速やかに、当該決定に係る被訂正請求部分の訂正をした上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨及び当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、被訂正請求部分の全部を訂正しないとき（第24条において準用する第16条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による被訂正請求部分の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、訂正請求の決定の手續等について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

- (1) 訂正請求に対し、個人情報の当該請求に係る部分（以下「被訂正請求部分」という。）の全部又は一部を訂正する決定をしたときは、訂正をした上で、決定の内容と訂正の内容を、訂正請求者に施行規則に定める様式により通知する。

通知は、施行規則に定める様式に従い、全部を訂正する決定をしたときは「個人情報訂正決定通知書（施行規則様式第15号）」、被訂正請求部分の一部を訂正する決定をしたときは「個人情報部分訂正決定通知書（施行規則様式第16号）」による。

- (2) 訂正は、実施機関が個人情報の内容及び個人情報が記録されている行政文書の媒体に応じて適切な方法で行う。

例えば、次のような方法が考えられる。

- ・ 誤っていた個人情報を完全に消去し、新たに記録する方法
- ・ 誤っていた個人情報の上に二本線を引き、余白部分に朱書等で新たに記載する方法
- ・ 別紙等に個人情報が誤っていた旨及び正確な内容の記録を添付する方法

#### 2 第2項関係

- (1) 訂正請求に対し、訂正をしない決定をした場合は、以下の区分により、それぞれ施行規則に定める様式に従い、請求者にその旨を通知する。

ア 被訂正請求部分の全部を訂正しないとき 「個人情報非訂正決定通知書（施行規則様式第17号）」

イ 訂正請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、非開示情報を開示することとなるため、請求を拒否するとき 「個人情報訂正請求拒否決定通知書（施行規則様式第18号）」

ウ 訂正請求に係る個人情報を保有していないとき 「不存在による非訂正決定通知書（施行規則様式第19号）」

### 3 第3項関係

第1項に定める部分訂正決定もしくは第2項に定める非訂正決定、訂正請求拒否決定又は不存在による非訂正決定をした場合は、通知書にその理由を付記しなければならない。

## 第27条（訂正決定等の期限）関係

第27条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第25条第3項において準用する第17条第4項の規定により訂正請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、前条第2項の規定による被訂正請求部分の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

### 【趣旨】

本条は、個人情報訂正請求があったときの請求に対する決定までの期限について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係（決定期限）

- (1) 「訂正請求があった日」とは、実施機関が、個人情報訂正請求書を受領した日をいう。具体的には、窓口において、実施機関が本人等を確認の上、請求書を受領した日である。
- (2) 「訂正請求があった日から起算して30日以内」とは、訂正請求書を受領した当日を初日として算入し、30日目が期間の満了日となることをいう。ただし、当該満了日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、それらの日の翌日をもって満了日とする（民法第142条）。ただし、訂正請求書の補正を求めた場合は、「補正に要した日数」は算入しない。  
（「補正に要した日数」とは、実施機関が補正通知書により補正を求めた日から補正がなされた日までの日数をいう。）

#### 2 第2項関係（決定期間の延長）

- (1) 「正当な理由」とは、請求書を受領して第1項に規定する30日以内に決定できないことについて、社会通念上、合理的な理由のある場合をいい、次のような場合が考えられる。
  - ア 訂正請求に係る事実の確認等について、他の機関への照会等が必要となる場合であって、期間内に訂正・非訂正等の決定をすることが困難であるとき。
  - イ 訂正請求に係る情報量や調査事項が膨大で、情報の内容を確認し、訂正・非訂正等の判断をするのに相当の日数を要する場合
- (2) 決定の期間を延長したときは、訂正請求者に対し、「個人情報訂正決定期間延長通知書（施行規則様式第20号）」により、速やかに延長の期間及び理由を通知しなければならない。なお、決定すべき期間の再延長はできない。

## 第28条（訂正決定等の期限の特例）関係

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、同号の残りの個人情報について訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

### 【趣旨】

- 1 本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認められるため、決定期限までに訂正決定等を行うことが困難である場合における訂正決定等の期限の特例について定めたものである。
- 2 実施機関は、個人情報の訂正請求があった日から最大限60日以内に訂正決定等を行うことを原則としているが、訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等のため、期限までに決定を行うことが困難な場合があり得る。こうした場合に、訂正請求後の相当の期間内に訂正決定等を行えばよいこととしたのが本条の趣旨である。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

- (1) 「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うに当って必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。
- (2) 担当室・課(所)等は、本条第1項の規定により訂正決定等の期限の特例を適用しようとするときは、個人情報の訂正請求があつてから30日以内（補正に要した期間を除く。）にその理由及び訂正決定等をする期限を付記して「訂正決定等の期限の特例通知書（施行規則様式第20号の2）」により請求者に通知しなければならない。
- (3) 請求者に対し本条第1項の規定による通知をした場合には、第27条第2項の決定期間延長通知を行う必要はない。

#### 2 第2項関係

請求者に対し本条第1項の規定による通知をした場合には、第27条第3項のみなし非訂正規定は適用されない。

#### 3 第3項関係

請求者は、担当室・課(所)等が「訂正決定等をする期限」までに実施機関が訂正決定等をしないときは、非訂正決定があつたものとみなすことができる。

## 第29条（訂正請求に係る事案の移送）関係

第29条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等の記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第26条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

### 【趣旨】

- 1 本条は、ある実施機関に対してなされた個人情報（情報提供等の記録を除く。以下趣旨及び解釈において同じ。）の訂正請求の事案を他の実施機関に移送する場合について定めたものである。
- 2 個人情報の訂正請求は、請求に係る情報の内容が記録された個人情報を現に保有する実施機関に対して行われ、個人情報の訂正決定等についても、当該実施機関が行うことが原則である。しかしながら、訂正請求に係る個人情報が他の実施機関により提供されたものであるときは、業務内容を熟知している機関に判断を委ねる方が、より迅速かつ適切に事案を処理し得る場合があり得る。こうした場合に、請求を受けた実施機関は、請求の趣旨に反しない限りにおいて、請求に係る個人情報を提供した実施機関と協議の上、事案を移送できることとしたのが、本条の趣旨である。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

(1) 「訂正請求に係る個人情報（情報提供等の記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき」とは、請求を受けた実施機関が請求に係る個人情報を保有しており、かつ、他の実施機関から当該個人情報を提供された場合のことである。したがって、請求を受けた実施機関が請求に係る個人情報を保有していない場合は、事案の移送の問題は生じず、個人情報不存在として処理することとなる。

情報提供等の記録の適用除外については、開示請求に係る事案の移送（条例第19条の3）の考え方と同様である。

(2) 「当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて」とは、請求者が移送に反対する意思を明示していないことを言う。

(3) 事案の移送を行おうとする場合には、訂正請求を受けた実施機関は、当該個人情報を提供した実施機関と協議しなければならない。

事案の移送は、実施機関相互の協議が整った場合に限り可能となるものであり、協議が整わない場合には、訂正請求を受けた実施機関が、自らの判断と責任において訂正決定等を行わなければならない。

(4) 事案の移送に関する協議が整った場合、事案を移送することとした実施機関の担当室・

課(所)等は、請求者に対し、「訂正請求事案移送通知書(施行規則様式第20号の3)」によりその旨を通知しなければならない。また、事案の移送を受ける実施機関の担当室・課(所)等に対し、書面により通知するものとする。

## 2 第2項関係

事案の移送は、あくまで行政の内部的な措置であり、これを行うことによって、請求者の権利が制限されたり、請求者に何らかの不利益が及ぶようなことがあってはならないことから、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。

## 3 第3項関係

事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、請求に係る個人情報の訂正決定等を行わなければならない。訂正請求に係る訂正決定等の期限については、当初の訂正請求があった日から起算する。

移送を受けた実施機関が訂正決定等を行うに当たっては、移送をした実施機関は、訂正の実施にあたって必要な協力をしなければならない。

訂正の実施は請求に係る個人情報を保有する実施機関が行う必要があるため、訂正決定が行われた場合、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正を実施しなければならない。



### 第30条（個人情報提供先への通知）関係

第30条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等の記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該個人情報（情報提供等の記録を除く。以下解釈において同じ。）の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めるものである。

#### 【解釈】

- 1 訂正請求制度は、実施機関の保有する個人情報の内容が事実でない場合に、個人情報の本人に訂正請求の権利を認めたものである。訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった実施機関の保有する個人情報である。しかし、訂正の実施をした実施機関が、当該個人情報を第三者に提供しており、その提供先の第三者において誤った個人情報が利用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとした。  
なお、情報提供等の記録の提供先への通知については、次条において定めることから、本条の適用除外としたものである。
- 2 「必要があると認めるとき」については、通知は提供元の実施機関の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断することとなる。
- 3 訂正を実施した実施機関は、提供先の利用目的に照らして個人情報を提供したものであるから、その利用目的に照らして必要があると認めるときは、提供先に対して訂正の通知をすることが適当である。
- 4 以上に対し、提供先の実施機関から提供元の実施機関への通知については規定がない。これは、一般的には、提供先に対して訂正請求があった場合は、提供元の実施機関に対して事案の移送手続がなされる場合が多いこと、仮に移送しない場合においても訂正を実施した実施機関において提供元の利用状況について把握すべき立場にないことから、あえて通知すべきこととはしなかったものである。

## 第30条の2（情報提供等の記録の提供先への通知）関係

第30条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）の規定により記録された事項に係る者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が訂正決定に基づき情報提供等の記録の訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めるものである。

### 【解釈】

情報提供等の記録の訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び情報照会者若しくは情報提供者又は条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するとしている。これは、番号法第31条第1項による個人情報保護法の読替規定において、情報提供等の記録の訂正の実施をした場合に係る通知について定められており、地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、これに合わせ、設けたものである。

情報提供等の記録の訂正の実施をした場合に係る通知については、番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室）において「情報提供等の記録の情報は他機関から提供を受けるものではないが、記録事項が誤っていた場合には、当該情報提供等の記録と同一の情報提供等の記録を有する者、すなわち情報照会者又は情報提供者及び情報提供ネットワークシステム上の情報提供等の記録を保有する総務大臣へ通知する必要があること」とされているところである。

なお、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者については、番号法の改正（平成29年5月30日施行）により、同法第26条において同法第23条の規定を準用するとされたことにより通知先に加えたものである。

## 第31条（利用停止請求）関係

第31条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有する自己に関する個人情報（情報提供等の記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条（第3項を除く。）若しくは番号法第19条の規定に違反して提供されているとき、又はこれらのおそれが著しいとき 当該個人情報の提供の停止
- (3) 第9条第3項の規定に違反して保有されているとき又はそのおそれが著しいとき 当該個人情報の消去

2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の同項各号に定める措置（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関から開示を受けた個人情報（情報提供等の記録を除く。以下趣旨及び解釈において同じ。）がこの条例の規定に違反して取り扱われていると認める場合において、当該個人情報の利用の停止又は消去、提供の停止を請求できる権利を定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

- (1) 「何人も」は、第12条第1項の「何人も」と同義である。
- (2) 「実施機関が現に保有する」とは、実施機関が現に保有するすべての個人情報をいい、登録簿において既に抹消されている個人情報取扱事務に係る個人情報も含まれる。
- (3) 情報提供等の記録については、利用停止請求の適用除外としている。これは、番号法第31条第1項による個人情報保護法の読替規定において、利用停止請求を適用除外としており、地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、これに合わせ、適用除外としたものである。

情報提供等の記録の適用除外については、番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室）において「情報提供等の記録については、情報提供ネットワークシステムにおいて自動保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的内利用及び提供の規定に違反しているときが想定されない。また仮にそのような状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わせず、かつ適法な情報提供を安定的に情報提供ネットワークシ

システムにおいて実現するためには、不法・不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等の記録を利用し続ける必要性が極めて高い。さらに、情報提供等の記録以外の特定個人情報については利用停止請求も引き続き認めており、また情報提供等の記録についても不適法な取扱いを行った者に対しては個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令等を行うことができ、不適法な取扱いがなされているときの措置は、利用停止請求を認めなくとも妥当性を欠くものではない」とされているところである。

(4) 「次の各号のいずれかに該当すると認めるとき」とは、自己に関する個人情報が、次のいずれかに該当すると認めるときである。

ア 第1号関係

「第7条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき」とは、第7条の利用目的の明確化及び必要な範囲内での収集（第1項）、適法かつ公正な手段による収集（第2項）、本人収集の原則（第3項）、思想、信仰、信条その他の心身に関する基本的な個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報の原則収集禁止（第5項）の収集制限規定のいずれかに違反して収集されているときをいう。

「第8条第1項若しくは第2項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき」とは、第8条第2項又は第8条の2第2項の規定により目的外利用ができる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、収集した目的以外の目的で、個人情報を利用しているときをいう。

「番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき」とは、番号法第29条の規定により特定個人情報ファイルが作成できる場合に該当しないにもかかわらず、同法に違反して作成された特定個人情報ファイルに個人情報が記載されているときをいう。なお、特定個人情報ファイルに係る利用停止請求は、番号法第30条第1項による個人情報保護法の読替規定において規定されており、地方公共団体にあつては、同法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、これに合わせ、設けたものである。

イ 第2号関係

「第8条（第3項を除く。）の規定に違反して提供されているとき」とは、第8条第2項ただし書の規定により目的外提供ができる場合及び第8条第4項ただし書の規定によりオンライン提供ができる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、収集した目的以外の目的で、個人情報を提供しているときをいう。

「番号法第19条の規定に違反して提供されているとき」とは、番号法第19条各号により特定個人情報を提供できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、特定個人情報を提供しているときをいう。

ウ 第3号関係

「第9条第3項の規定に違反して保有されているとき」とは、第9条第3項ただし書きの規定より保存できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報を取り扱う事務の目的に照らし本来保有の必要のない個人情報を保有しているときをいう。

(5) 「そのおそれが著しいとき」とは、第31条第1項第1号、第2号又は第3号の規定に違反して収集、利用、提供又は保有される高度の蓋然性があるときをいう。

(6) 「当該各号に定める措置」とは、次の措置をいう。

ア 「利用の停止」とは、その個人情報の利用の全面的な停止又は一部停止をいう。

イ 「消去」とは、当該個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

ウ 「提供の停止」とは、以後の提供行為を停止することをいう。

なお、既に提供した個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講ずる必要がある。

エ 請求者は、第1号の違反について請求する場合には、「利用の停止を求める」、「消去を求める」、「利用の停止及び消去を求める」というように求める措置の内容を選択することができる。

## 2 第2項関係

「利用停止請求に理由がある」とは、第31条第1項第1号、第2号又は第3号の規定に違反する事実があると実施機関が認めるときである。その判断は、当該実施機関の所掌事務、個人情報の利用目的及び本条例の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第31条第1項第1号、第2号又は第3号の規定に係る違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

## 3 第3項関係

「第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。」とは、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってその個人情報（本人の委任による代理人にあっては、情報提供等の記録を除く特定個人情報に限る。）の利用停止請求をすることを認めるものである。（第12条第2項の解釈参照）

## 第31条の2（利用停止請求に係る個人情報の存否に関する情報）関係

第31条の2 第16条の規定は、利用停止請求について準用する。

### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで非開示情報に該当する個人情報を結果的に開示することとなるおそれがある場合に、請求を拒否することができる「存否応答拒否（処分）」を、利用停止請求にも準用することを定めたものである。

### 【解釈】

個人情報（情報提供等の記録を除く。以下解釈において同じ。）の利用停止請求がなされた場合は、利用停止（部分利用停止を含む。）、非利用停止又は不存在の決定をしなければならず、利用停止請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが原則である。

しかしながら、利用停止請求に係る個人情報の内容によっては、当該個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、第13条又は第14条に規定する非開示情報に該当する情報を開示することと同じ結果となる場合がある。このため、利用停止請求についても、開示請求と同様、存否応答拒否をすることができるとしたものである。（第16条の解釈を参照）

### 第31条の3（利用停止請求の方法）関係

第31条の3 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第17条第2項から第4項までの規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

#### 【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報（情報提供等の記録を除く。以下解釈において同じ。）の利用停止を請求する場合には、利用停止請求書を提出すべきこと、及び請求の際に行う本人等の確認の手續等について定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 第1項関係（利用停止請求の方法）

(1) 利用停止請求は、請求者の権利行使として利用停止の決定という行政行為を求める申請手続であって、文書により事実関係及び本人の意思に基づく申請であることを明確にしておくことが適当であることから、施行規則に定める「個人情報利用停止請求書（施行規則様式第21号）」による様式行為としたものである。したがって、口頭又は電話等による利用停止請求は認めないものとする。

(2) 「利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項」とは、事務事業の名称・内容、当該事業が実施された時期・場所、利用停止を求める具体的な内容など、請求しようとする個人情報が記録されている文書や電磁的記録などを特定するための情報をいう。

(3) 「利用停止請求の趣旨」とは、第31条第1項第1号、第2号又は第3号により求める措置の内容であり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

「利用停止請求の理由」とは、請求者が第31条第1項第1号、第2号又は第3号に該当すると考える根拠であり、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されている必要がある。

(4) 「実施機関の規則で定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、連絡先等をいう。

##### 2 第2項関係（本人等であることの証明等）

(1) 第17条第2項の規定とは、個人情報の本人又はその代理人であることを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示する義務をいう。本項はこれを準用するものである。

(2) 第17条第3項の規定は、請求者が的確に利用停止請求できるよう、請求に係る個人情報に関係する行政文書の目録等個人情報を特定するに足りる情報を提示する努力義務を負うことを定めたものである。

(3) 第17条第4項の規定は、受領した個人情報利用停止請求書に形式上の不備があれば、施行規則で定める「利用停止請求に係る補正通知書（施行規則様式第22号）」により、そ

の補正をするのに必要な一定の期間を定めて、請求者に補正を求めることができることを定めたものである。また、補正を求める場合においては、実施機関は、当該補正に必要な情報を請求者に提供するよう努めなければならない。



## 第31条の4（利用停止請求の決定及び通知）関係

第31条の4 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の当該利用停止請求に係る部分（以下「被利用停止請求部分」という。）の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該決定に係る被利用停止請求部分の利用停止をした上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨及び当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、被利用停止請求部分の全部の利用停止をしないとき（第31条の2において準用する第16条の規定により利用停止請求を拒否するとき及び利用停止請求に係る個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第一項の規定による被利用停止請求部分の一部の利用停止をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、利用停止請求の決定の手續等について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

(1) 利用停止請求に対し、個人情報（情報提供等の記録を除く。以下解釈において同じ。）の当該請求に係る部分（以下「被利用停止請求部分」という。）の全部又は一部を利用停止する決定をしたときは、利用停止をした上で、決定の内容と利用停止の内容を、利用停止請求者に施行規則に定める様式により通知する。

通知は、施行規則に定める様式に従い、全部を利用停止する決定をしたときは「個人情報利用停止決定通知書（施行規則様式第23号）」、被利用停止請求部分の一部を利用停止する決定をしたときは「個人情報部分利用停止通知書（施行規則様式第24号）」による。

(2) 利用停止は、実施機関が個人情報の内容及び個人情報が記録されている行政文書の媒体に応じて適切な方法で行う。

#### 2 第2項関係

利用停止請求に対し、利用停止をしない決定をした場合は、以下の区分により、それぞれ施行規則に定める様式に従い、請求者にその旨を通知する。

(1) 被利用停止請求部分の全部を停止しないとき「個人情報非利用停止決定通知書（施行規則様式第25号）」

(2) 利用停止請求に係る個人情報の存否を明らかにするだけで、非開示情報を開示することになるため、請求を拒否するとき「個人情報利用停止請求拒否決定通知書（施行規則様式第26号）」

(3) 利用停止請求に係る個人情報を保有していない場合「不存在による非利用停止決定通知書（施行規則様式第27号）」

#### 3 第3項関係

第1項に定める部分利用停止決定若しくは第2項に定める非利用停止決定、利用停止請求拒否決定又は不存在による非利用停止決定をした場合は、通知書にその理由を付記しなければならない。

## 第31条の5（利用停止決定等の期限）関係

第31条の5 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内になければならない。ただし、第31条の3第2項において準用する第17条第4項の規定により利用停止請求書の補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間(前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあつては、当該延長後の期間)内に、実施機関が利用停止決定等を行わないときは、利用停止請求者は、前条第2項の規定による被利用停止請求部分の全部の利用停止をしない旨の決定があつたものとみなすことができる。

### 【趣旨】

本条は、個人情報（情報提供等の記録を除く。以下解釈において同じ。）の利用停止請求があつたときの請求に対する決定までの期限について定めたものである。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

(1) 「利用停止請求があつた日」とは、実施機関が、個人情報利用停止請求書を受領した日をいう。具体的には、窓口において、実施機関が本人等を確認の上、請求書を受領した日である。

(2) 「利用停止請求があつた日から起算して30日以内」とは、利用停止請求書を受領した当日を初日として参入し、30日目日が期間の満了日となることをいう。ただし、当該満了日が大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する大阪府の休日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日））に当たる場合は、その翌日をもって満了とする（民法第142条）。

ただし、利用停止請求書の補正を求めた場合は、「補正に要した日数」は参入しない。（「補正に要した日数」とは、実施機関が補正通知書により補正を求めた日から補正がなされた日までの日数をいう。）

#### 2 第2項関係（決定期間の延長）

(1) 「正当な理由」とは、請求書を受領して第1項に規定する30日以内に決定できないことについて、社会通念上、合理的な理由のある場合をいい、調査のため相応の期間を要する場合や、利用停止をするか否かの判断に時間を要し、第1項の期限内に利用停止決定等を行うことが困難な場合をいう。

(2) 決定期間を延長したときは、利用停止請求者に対し、延長の期間及び理由を「個人情報利用停止決定期間延長通知書(様式第28号その1又はその2)」により通知しなければならない。

なお、決定すべき期間の再延長はできない。

## 第31条の6（利用停止決定等の期限の特例）関係

第31条の6 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 利用停止請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、同号の残りの個人情報について利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

### 【趣旨】

1 本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認められるため、決定期限までに利用停止決定等を行うことが困難である場合における利用停止決定等の期限の特例について定めたものである。

2 実施機関は、個人情報（情報提供等の記録を除く。以下解釈において同じ。）の利用停止請求があった日から最大限60日以内に利用停止決定等を行うことを原則としているが、利用停止請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、利用停止を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等のため、期限までに決定を行うことが困難な場合があり得る。こうした場合に、利用停止請求後の相当の期間内に利用停止決定等を行えばよいこととしたのが本条の趣旨である。

### 【解釈】

#### 1 第1項関係

(1) 「特に長期間を要する」場合とは、第31条の5第2項の規定により決定期間を30日間延長したとしても、そのすべてについて決定等を行うことが困難である場合をいう。

(2) 担当室・課(所)等は、本条第1項の規定により利用停止決定等の期限の特例を適用しようとするときは、個人情報の利用停止請求があってから30日以内にその理由及び利用停止決定等をする期限を付記して「利用停止決定等の期限の特例通知書(施行規則様式第28号の2)」により請求者に通知しなければならない。

(3) 請求者に対し本条第1項の規定による通知をした場合には、第31条の5第2項の決定期間延長通知を行う必要はない。

#### 2 第2項関係

請求者に対し本条第1項の規定による通知をした場合には、第31条の5第3項のみならず非利用停止は適用されない。

#### 3 第3項関係

請求者は、担当室・課(所)等が「利用停止決定等をする期限」までに実施機関が利用停止決定等をしないときは、残りの個人情報について非利用停止決定があったものとみなすことができる。

### 第3節 是正の申出

#### 第32条（是正の申出）関係

第32条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する個人情報  
の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱い  
の是正を申し出ることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）に  
ついて準用する。

#### 【趣旨】

- 1 本条は、自己に関する個人情報の取扱いがこの条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、当該実施機関に対して、是正の申出をすることができることを定めたものである。
- 2 本条に基づく是正の申出の実際上の効果としては、個人情報を取り扱う制度の改善に結びつくことも期待できるものである。例えば、申出者に係るものだけでなく、全体としての取扱いを変更したり、中止したりするといった措置を講ずる場合も考えられる。

#### 【解釈】

- 1 第1項関係（是正の申出）
  - (1) 「是正の申出」は、自己に関する個人情報の取扱いについてのみ行うことができるものである。これ以外に、第三者の個人情報の取扱いが不適切であると認めるときや自己とかわりのない事務の改善等については、苦情の申出によることとなる。
  - (2) 「条例の規定に違反して不適正である」とは、実施機関がこの条例の明文の規定に違反して個人の権利利益を侵害していることをいう。具体的には、個人情報の取扱いが、第8条第1項の目的外の利用及び提供の制限、第8条第2項の提供先に対する措置要求、第8条第3項のオンライン結合を用いた個人情報の提供の制限、第9条の適正管理の規定に違反している場合等をいう。
  - (3) 「その取扱いの是正」とは、違法に個人情報を利用又は提供した場合の個人情報の利用又は提供の中止又は抹消等など、個人情報の取り扱われ方に応じた是正の内容をいう。
  - (4) 「申し出ることができる」とは、是正の申出が、実施機関が職権により調査、処理を行う端緒として制度化したものであって、条例上の請求権ではないことを示したものである。したがって、是正の申出に対する第34条第1項の通知は、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の対象となる行政処分には当たらない。
- 2 第2項関係（代理人の請求）

「第12条第2項の規定は、是正の申出について準用する。」とは、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が、本人に代わってその個人情報（本人の委任による代理人にあっては、特定個人情報に限る。）の是正の申出をすることを認めるものである。（第12条第2項の解釈参照）

### 第33条（是正の申出の方法）関係

第33条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第17条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

#### 【趣旨】

本条は、自己に関する個人情報の是正の申出の具体的な手続を定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 第1項関係（申出書の記載事項とその提出）

- (1) 「是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項」とは、当該個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいい、個人情報取扱事務の名称、当該個人情報の内容を特定するために必要な事項等を含む。
- (2) 「是正の申出に係る個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容」は、実施機関が申出に対する調査及び処理を行うための判断材料となるものであるから、「取扱いの内容」については、申出者が不適正であると考え取扱いの内容及びその理由について具体的に記載することをいい、「是正を求める内容」については、個人情報の取扱いをどのように是正を求めるかを特定するために必要な事項のことをいう。
- (3) 「実施機関の規則で定める事項」とは、実施機関が規則等で定めるものをいい、具体的には、連絡先等をいう。

##### 2 第2項関係（本人等であることの証明）

「第17条第2項の規定」とは、個人情報の本人又はその代理人であることを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示する義務をいう。本項はこれを準用するものである。

### 第34条（是正の申出に対する措置等）関係

第34条 実施機関は、前条第1項に規定する是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあつては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる

#### 【趣旨】

本条は、申出書の提出があったときに実施機関が行うべき調査と通知すべき事項等を定めたものである。

#### 【解釈】

- 1 是正の申出については、その内容によっては、調査、処理等に相当の期間を要するものも予想され、一律に期限を設定することはできないことから、申出の内容に応じて合理的な範囲で、できるだけ速やかに処理すべきこととしている。
- 2 「必要な調査」とは、申出者が是正を求める個人情報の取扱いが、実際行われているかどうか、その取扱いがこの条例の規定に違反して不適正なものかどうかについて、申出者、職員その他の関係者に対し説明又は必要な資料の提出を求めることなどの調査等をいう。
- 3 「是正の申出に対する処理」には、是正の申出の内容に沿って個人情報の取扱いを是正すること、是正の基本的な方向を定めること及び当該是正の申出に理由がないとして当該個人情報の取扱いを変更しないこと等種々の措置が含まれる。
- 4 実施機関は、是正の申出の内容を勘案して、判断の客観性、公正性をより一層確保するため必要があると認めるときは、審議会の審議を経てから処理ができることとした。  
この手続は、是正の申出に対する通知が、行政不服審査法や行政事件訴訟法の対象となる行政処分でないことから、申出人の救済を図り、実効的な是正の申出制度とするために設けられた制度である。

#### 第4節 救済手続

##### 第34条の2（府が設立した地方独立行政法人に対する審査請求）関係

第34条の2 府が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

##### 【趣旨】

本条は、府が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができることを確認的に明らかにしたものである。

### 第34条の3（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）関係

第34条の3 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

#### 【趣旨】

本条は、行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、同項本文の規定を適用除外とすることについて定めたものである。

#### 【解釈】

個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求については、第35条第1項の規定により、原則として、知事等の実施機関は審議会に諮問をしなければならないとされており、行政不服審査法第9条第1項に規定する審理員を指名しなくとも、審議会において調査審議を行うことにより、審理の公正性が確保できるため、本条が定められたものである。

行政不服審査法第9条第1項本文の適用除外については、大阪府個人情報保護審議会に諮問し、答申（第279号）を得ているところである。

#### ※答申第279号（抜粋）

行政不服審査法第9条第1項に規定される審理員の指名については、同項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用除外とすることが適当であると判断される。

当審議会は、大阪府附属機関条例を設置根拠とし、審理の公平性を担保し、個人の権利・利益の救済を確実にを行うための第三者機関であり、学識経験者により構成されている。

当審議会の調査審議にあつては、諮問実施機関に対して審議会において理由の説明を求め、不服申立人及び参加人等に対して反論の機会及び口頭で意見を陳述する機会を設けるなどとしており、また、審議会委員によるインカメラ審理等による直接的・実質的な審理を行っている。

平成8年の設置からこれまでの間、当審議会は、これらによる調査審議を行うことにより、対象個人情報の開示・非開示等について公平・中立な判断を行ってきたところである。

以上から、審理員を指名しなくとも、当審議会において調査審議を行うことにより、審理の公正性が確保できるため、行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定を適用除外とすることが適当であると判断される。



## 第35条（審議会への諮問）関係

第35条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 裁決で、開示請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、個人情報の全部を開示するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。
- (4) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。
- (5) 裁決で、訂正請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。
- (6) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。
- (7) 裁決で、利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

2 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があるときは、これらの写しを添えてしなければならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合の手続について定めたものである。

### 【解釈】

1 個人情報の開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対して、行政不服審査法に基づき実施機関に審査請求があった場合は、遅滞なく、審議会に諮問して、その答申を得なければならない。

「…実施機関は、…諮問しなければならない」とは、審査請求に係る審理の公正を確保するため、知事はもとより、知事以外の実施機関においても諮問しなければならないことをいう。

## 2 審議会への諮問の必要がない場合

- (1) 実施機関が、自主的に審査請求に係る決定を取り消し又は変更して、審査請求人が求めるとおり開示、訂正又は利用停止を行う場合

この場合は、審議会の答申を得る理由がないことから、実施機関は審議会に諮問することなく当該審査請求に対する裁決をすることができる。

ただし、審査請求に係る開示決定等を取り消し又は変更し、個人情報の一部を開示する場合で、第三者が開示決定等について反対意見書を提出している場合は、当該第三者の利益を保護する観点から審議会に諮問しなければならない。

- (2) 審査請求が明らかに不適法で却下する場合

次の場合等により当該審査請求を却下する場合をいう。

ア 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき

イ 申立人に審査請求適格のないとき

ウ 審査請求書の重要な事項についての補正命令に審査請求人が従わないとき

## 第36条（諮問をした旨の通知）関係

第36条 前条第1項の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

### 【趣旨】

本条は、第35条の規定により実施機関が審議会に諮問した場合において、不服申立人等の関係者にその旨を通知する義務を定めたものである。

### 【解釈】

- 1 実施機関は、第35条の規定に基づき審議会に諮問したときは、その旨を「審議会諮問通知書（施行規則様式第31号）」により、次のものに通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人
  - (2) 開示請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
  - (3) 当該諮問に係る開示決定等について第20条第3項の反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 2 「参加人」とは、行政不服審査法第13条に規定する参加人をいう。

### 第37条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）関係

第37条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

#### 【趣旨】

本条は、審査請求が提起されている場合において、第三者の意思に反して開示する旨の裁決をするときは、第20条第3項の規定を準用して、当該第三者に争訟の機会を付与することについて定めたものである。

#### 【解釈】

- 1 第三者に関する情報が含まれる個人情報について開示決定(部分開示決定を含む。)を行う場合であって、当該第三者が当該個人情報の開示について反対意見書を提出しているときは、開示決定を行った日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、開示決定後直ちに、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知することにより、当該第三者に争訟を行う機会を付与することとしている。  
この趣旨を踏まえ、第三者に関する情報が含まれる個人情報に係る審査請求について裁決がなされ、結果として当該第三者に関する情報が開示されることとなる場合においても、当該第三者に対し争訟を行う機会を付与する必要がある。
- 2 まず、本条第1号は、第三者に関する情報が含まれる個人情報に係る開示決定に対し当該第三者から審査請求が提起されたが、当該審査請求が却下又は棄却され、結果として、当該個人情報が開示されることとなる場合において、第20条第3項を準用し、審査請求に対する裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くとともに、当該裁決後直ちに、第三者である審査請求人及び参加人に対し、開示を実施する日等を書面により通知しなければならない旨を定めたものである。
- 3 また、本条第2号は、第三者に関する情報が含まれる個人情報を非開示とする旨の決定(第三者に関する情報の部分を非開示とする部分開示決定を含む。)に対し審査請求が提起された結果、当該決定内容が変更され、当該個人情報(第三者に関する情報の部分)が開示されることとなる場合においても、第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示しているときは、第20条第3項の規定を準用し、開示する旨の裁決をした日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置くとともに、当該開示の裁決後直ちに、当該参加人に対し、開示をする旨の裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない旨を定めたものである。
- 4 本条による通知は、次の各様式により行う。
  - (1) 本条第1号の通知 「個人情報の開示実施日等通知書(施行規則様式第32号)」
  - (2) 本条第2号の通知 「個人情報の開示決定に係る通知書(施行規則様式第33号)」

## 第38条（審議会の調査権限）関係

- 第38条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報  
が記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人  
も、審議会に対し、その提示されている行政文書の開示を求めることができない。
- 2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報の  
内容を審議会の指定する方法により分類し又は整理した資料を作成し、審議会に提出す  
るよう求めることができる。
- 3 諮問実施機関は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、  
これを拒んではならない。
- 4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査  
請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に対し、その意見を  
記載した書面(以下「意見書」という。)又は資料の提出を求めること、適当と認める  
者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査をするこ  
とができる。

### 【趣旨】

本条は、審議会の調査権限について定めたものである。

### 【解釈】

- 1 審議会は、諮問した実施機関に対して、審査請求に係る個人情報が記録されている行政文  
書の提示を求める権限を有し、この場合、審議会に提示されている行政文書については、何  
人も審議会に対し開示を求めることができない。
- なお、当該個人情報には特定個人情報も含まれており、諮問に係る個人情報が特定個人情  
報であっても審議会におけるインカメラ審理を妨げない。

※ 参考：内閣官房ホームページ「マイナンバー社会保障・税番号制度」

地方公共団体向けFAQコーナー 抜粋

Q3-2 特定個人情報の本人開示請求等の受付や異議申立てに係る諮問・審査手続につい  
て、番号法第9条第2項の「利用」に当たるとして条例で規定する必要はありますか。

A3-2 条例に基づく個人情報の開示請求制度は地方公共団体が保有する個人情報の正確  
性、取扱いの適正性を本人が確認するために不可欠の制度であるところ、かかる制度が  
機能するためには、その目的に則し個人情報を用いること（開示の判断においてその資  
料として個人情報を用いること）が当然の前提となります。この理は特定個人情報の場  
合にも当てはまります。そのように解しないと、条例で定めない限り、特定個人情報に  
ついては開示請求ができないという本末転倒の結果となってしまいます。

したがって、ご指摘の手続きにおいては、開示制度上、当然に用いることができると  
解されるため、番号法第9条第2項に基づき、条例で規定していただく必要はありませ  
ん。（2014年6月回答）

- 2 審議会は、必要と認めるときは、実施機関に対し、審議の対象となる個人情報の内容を、  
審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることが  
できる。

- 3 「諮問に係る個人情報記録されている行政文書の提示」と「資料の提出」は、審議会での迅速かつ適正な審議に欠くことのできないものであり、諮問した実施機関は、審議会からの求めがあれば、これを拒むことはできない。
  
- 4 審議会は、審議の必要に応じて、審査請求人等に対して資料の提出を求めること、また、適当と認める者に対しその知っている事実を陳述させることや鑑定を求めることなどができる。

## 第39条（意見の陳述）関係

第39条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

### 【趣旨】

本条は、審議会における審査請求人等の口頭での意見の陳述について定めたものである。

### 【解釈】

1 審議会は、審査請求人等から口頭で意見を述べたい旨の申立てがあったときは、特に必要がないと認める場合を除き、当該審査請求人等に口頭での意見陳述の機会を与えなければならない。

2 口頭意見陳述の際、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。審議会は、補佐人の出頭を許可するに当たり、合理的な範囲にその人数を制限することができる。

本条の「補佐人」とは、その審査請求事案についての専門的知識を有する者など審査請求人や参加人を援助することができる者をいう。

#### 第40条（意見書等の提出）関係

第40条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、審査請求人等の審議会への意見書等の提出について定めたものである。

#### 【解釈】

審査請求人等は、審議会に対して、任意に意見書や資料を提出することができるが、審議会が、円滑な調査審議の必要から「提出すべき相当の期間」を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

「相当の期間」とは、審査請求人等が、意見書又は資料を準備し、提出するために社会通念上必要と認められる期間をいう。



## 第41条（委員による調査手続）関係

第41条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第38条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第39条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

### 【趣旨】

本条は、審議会が審査請求の調査審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、案件の実情に即して、その指名する委員に調査手続の一部を行わせることができる旨を定めたものである。

### 【解釈】

審議会は、必要があると認めるときは、次の行為について、担当する委員を指名して、その委員にこれを行わせることができる。

- (1) 第38条第1項の規定により、実施機関から提示された個人情報記録された行政文書について閲覧等をさせること。
- (2) 第38条第4項の規定による「審査請求人、参加人又は諮問実施機関に対し、意見書又は資料の提出を求めること」や「相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査」をさせること。
- (3) 第39条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせること。

なお、指名された委員がこれらの行為を行った場合は、その内容について、審議会に速やかに報告しなければならない。

## 第42条（提出資料の閲覧等）関係

第42条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付(以下「閲覧等」という。)(当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。

2 審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

### 【趣旨】

本条は、審査請求人等が、審議会に対し、より実効的な意見表明ができるようにするため、他の審査請求人等から審議会に提出された意見書や資料の閲覧等を求めることができることを定めたものである。

### 【解釈】

審査請求人、参加人又は諮問実施機関は、審議会に対して、他の当事者から審議会に提出された意見書や資料について閲覧又は写しの交付を求めることができる。

### 【運用】

- 1 審査請求人等が、本条により閲覧等を求めるときは、審議会(事務局 府政情報室)に「提出資料閲覧等請求書(施行規則様式第34号)」を提出するものとする。
- 2 審議会は、審査請求人等の求めに応じ、すでに審議会に提出された意見書又は資料の目録を当該審査請求人等の閲覧に供するものとする。
- 3 審議会は、審査請求人等から提出資料閲覧等請求書の提出があったときは、速やかに、閲覧等の諾否を決定し、次の各様式により当該審査請求人等に対し通知しなければならない。
  - (1) 求めがあった意見書等の全部の閲覧等を承諾する場合  
「提出資料閲覧等承諾通知書(施行規則様式第35号)」
  - (2) 求めがあった意見書等の一部の閲覧等を承諾する場合  
「提出資料閲覧等一部承諾通知書(施行規則様式第36号)」
  - (3) 求めがあった意見書等の閲覧等を拒否する場合  
「提出資料閲覧等拒否通知書(施行規則様式第37号)」
- 4 審議会は、本条による求めがあった場合、当該閲覧等の諾否の判定に要する期間等を考慮して、閲覧等の日時・場所を指定する。
- 5 審議会は、求めがあった意見書又は資料に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。
- 6 審議会は、本条に基づく求めがあった場合、対象となる意見書等を閲覧に供し又は写しを交付することによって第三者のプライバシーを侵すおそれがある場合や、事業者の正当な利益を害すると認められる場合、あるいは行政の事務の執行に支障を及ぼすおそれがある場合

などは、その求めを拒否することが出来る。

- 7 審議会は、閲覧等の諾否の決定に際して、当該閲覧資料等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

#### 第43条（調査審議手続の非公開）関係

第43条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

##### 【趣旨】

本条は、審議会が行う審査請求に係る調査審議の手続の非公開について定めたものである。

##### 【解釈】

審議会では、諮問に係る個人情報を実際に見聞して調査審議を行うこと（インカメラ審理）から、その手続については、非公開で行うものである。

#### 第44条（答申等）関係

第44条 審議会は、諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。

3 諮問実施機関は、審議会在第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 諮問実施機関は、審査請求があった日から起算して90日以内に当該審査請求に対する裁決をするよう努めなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、審議会の答申等について定めたものである。

#### 【解釈】

実施機関は、当該審査請求に対する裁決を行うにあたっては、審議会の答申を最大限に尊重しなければならない。

## 第45条（苦情の処理）関係

第45条 実施機関は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、実施機関が、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める義務があることを定めたものである。

### 【解釈】

1 本条の苦情は、実施機関が現に保有している個人情報の取扱い全般にわたり、また、その申出者について制限はないものである。

また、その申出の方法は、書面又は口頭のいずれでもよく、その形式は問わないものである。

2 「処理するよう努めなければならない」とは、必要に応じ調査、検討等を行い、苦情の申出の趣旨、内容に即した解決に努めなければならないことをいう。

なお、苦情相談の申立者が匿名であったり、府の調査に協力しない場合で十分な情報が得られない場合は、この限りでない。

## 第5節 他の制度との調整等

### 第46条（他の制度との調整等）関係

第46条 この章の規定は、実施機関及び指定管理者等（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で、実施機関が指定したものをいう。以下同じ。）又は指定管理法人（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の3第1項に規定する指定公立国際教育学校等管理法人で、教育委員会が指定したものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

2 この章第2節から前節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第2項の訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報

3 第12条から第22条までの規定は、次の各号に掲げる個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める方法による当該個人情報の開示については、適用しない。

(1) 法令又は他の条例（大阪府情報公開条例を除く。以下この項において同じ。）の規定により閲覧し、又は縦覧することができる個人情報（電磁的記録に記録されたものを除く。） 閲覧

(2) 法令又は他の条例の規定により交付を受けることができる謄本、抄本等に記録されている個人情報（電磁的記録に記録されたものを除く。） 写しの交付

(3) 法令又は他の条例の規定により、第21条第2項の実施機関の規則で定める方法と同じ方法で開示を受けることができる個人情報（電磁的記録に記録されたものに限る。） 当該同じ方法

4 第23条から第27条までの規定は、法令又は他の条例の規定により、自己に関する個人情報の訂正をすることができる場合においては、適用しない。

5 第31条から第31条の6までの規定は、法令又は他の条例の規定により、自己に関する個人情報の利用停止をすることができる場合においては、適用しない。

#### 【趣旨】

本条は、実施機関及び指定管理者等が、府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報についてはこの章の規定を適用しないこと、刑の執行、訴訟に関する書類等に係る個人情報についてはこの章の第2節から第4節までの規定を適用しないこと、及び法令の規定により自己情報の開示を受け、訂正し、又は利用停止することができる場合における本条例の規定の適用関係を定めたものである。

#### 【解釈】

##### 1 第1項関係

(1) 本項は、図書館等の施設において府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、図書館等の固有の目的のために管理され、当該施設の資料の利用に関する規程等により閲覧等の手続が定められていることから、この章の規定は適用しないことを定めたものである。

- (2) 「その他の府の機関」とは、図書、刊行物等を府民の利用に供することを事務として行っている施設をいい、公の施設であると事務所であると問わない(建物の一部に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。)
- (3) 適用除外とするのは、「府民の利用に供することを目的として」管理している個人情報のみであって、当該施設であっても、行政事務等のために作成し、又は取得したもので府民の閲覧に供することを予定していないものについては、第2章の規定の適用があるものである。

## 2 第2項関係

- (1) 本項は、刑の執行、訴訟に関する書類等に係る個人情報について、開示、訂正、利用停止請求、是正の申出及び救済手続きから除外することを定めたものである。

第1号に列挙された刑事事件の裁判や刑の執行等に係る個人情報は、個人の前科、逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報であり、これらを開示請求等の対象とすると、前科等をチェックするために用いられ、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生じ、本人の不利益になるおそれがあるとされていることなどから、これらの個人情報について、開示、訂正及び利用停止の請求に関する規定を適用しないこととしたものである。

また、第2号の刑事訴訟に関する書類等に記録されている個人情報については、刑事訴訟法及び刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)により、その開示等の要件及び手続きについて独自のシステムが設けられており、また、同条の押収物については、刑事訴訟法において、その開示等に関する一定の手続きが定められていることなどから、開示、訂正及び利用停止の請求に関する規定を適用しないこととしたものである。

- (2) 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法第48条の2第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる(恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。)。恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。刑の執行等に係る個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえ、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」こととした。

刑事訴訟法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

刑の執行等に係る個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。



### 3 第3項から第5項関係（法令又は他の条例との関係）

(1) 本項は、法令又は他の条例により自己情報の開示等を行うことができる場合は、当該法令等によるものとし、本条例の開示請求等に関する規定を適用しないことを定めたものである。

(2) 特定個人情報については、第3項の適用除外とされ、法令又は他の条例により開示請求ができる場合にあっては本条例による開示請求ができるものとしている。これは、番号法第30条第1項及び番号法第31条第1項による個人情報保護法の読替規定において、他の法令による開示の実施との調整（同法第88条）について適用除外としており、地方公共団体においては、番号法第32条により個人情報保護法等が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることとされていることから、これに合わせ、適用除外としたものである。

特定個人情報の適用除外については、番号法逐条解説（内閣府大臣官房番号制度担当室）において「情報提供等記録開示システムでは、特定個人情報を自動的に開示する仕組みを予定しており、請求の方法も開示の方法も電磁的方法であり、かつ開示までに要する時間も極めて短時間となることを想定している。そのため他の法令による開示よりも、情報提供等記録開示システムでの開示の方が利便性が高いものと考えられることなどから、上記規定を適用除外とするものである。」とされているところである。

(3) 「法令又は他の条例(大阪府情報公開条例を除く。）」とは、自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下(3)から(6)までにおいて同じ。）が記録されている行政文書全体について、公開条例に基づく公開請求を妨げるものではないことを示したものである。しかし、公開条例第19条の他の条例には、この条例が含まれるので、この条例により個人情報が記録されている行政文書の閲覧、写しの交付等が受けられる場合には、公開条例は適用されないこととなるため、自己に関する個人情報の開示を受けようとする者は、公開条例によらずこの条例により開示請求をすることとなるという趣旨である。

(4) 法令又は他の条例に規定により個人情報の閲覧等ができる場合の例としては、次のようなものなどが考えられる。

- ・ 貸金業者登録簿の閲覧(貸金業の規制等に関する法律第9条)
- ・ 建築計画概要書に関する図書の閲覧(建築基準法第93条の2)
- ・ 宅地建物取引業免許申請書、添付書類、変更届等の閲覧(宅地建物取引業法第10条)
- ・ 開発登録簿の閲覧(都市計画法第47条)
- ・ 公害審査会の事件の記録の閲覧(公害紛争処理法施行令第15条の3)
- ・ 建設業許可申請書、添付書類、変更届等の閲覧(建設業法第13条)
- ・ 建築士事務所の登録簿の閲覧(建築士法第23条の9)
- ・ 聴聞調書及び報告書の閲覧(大阪府行政手続条例第24条)

(5) 法令又は他の条例に規定により個人情報の訂正ができる場合の例としては、次のようなものなどが考えられる。

- ・ 保健師、助産師、看護師籍の訂正の申請(保健師助産師看護師法施行令第3条)
- ・ 受胎調節実地指導員名簿の訂正(母体保護法施行令第4条及び同法施行規則第12条及び第13条)

(6) 法令又は他の条例が、個人情報の開示等を求めることができる期間について規定している場合において、当該期間以外の期間における個人情報の開示請求等は、この条例の定めるところによるものとする。この場合において、当該法令又は他の条例が、個人情報の開示等を求めることができる期間以外の期間の個人情報の開示請求等を禁止しているものであるかどうかについて、当該法令又は他の条例の趣旨を踏まえて、慎重に判断し、開示・非開示の決定等をするものとする。

### 第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

#### 第1節 事業者の責務

##### 第47条（事業者の責務）関係

第47条 事業者は、個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。以下この章（第53条の3を除く。）及び第58条第2号において同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、府の個人情報保護施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、要配慮個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。）については個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有する。

#### 【趣旨】

1 本条は、事業者が、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴い個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずる責務を有していることを明らかにしたものである。

特に、個人情報のなかでも、要配慮個人情報は、個人の尊厳に深くかかわるものであり、また、差別の誘因ともなりかねないものであり、事業内容の如何にかかわらず、その取扱いに最大限の配慮が求められるべき情報である。このため、このような個人情報については、事業者が、個人の権利利益を侵害することのないよう特に慎重に取り扱う責務を有していることを明らかにしたものである。

2 平成8年の本条例の制定の際、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定については、事業者の事業活動の広域性、多様性等から本来的には法による保護対策がなされることが望ましいとされたが、当時法制化がなされていない状況にあったことから、本条例で設けられたものである。

平成15年5月に、事業者の遵守すべき義務等を定めた一般法である個人情報保護法が公布されたが、その対象事業者（個人情報取扱事業者）は、5千人を超える個人情報を事業活動に利用している事業者に限定されていたこと、また、いわゆるセンシティブ情報に関する規定も有していなかったことなどから、本条の規定を存置させた。

また、平成27年9月公布（平成29年5月施行）の改正個人情報保護法において、5千人以下の個人情報を取り扱う事業者も個人情報取扱事業者として同法が適用されることとなり、また、センシティブ情報に相当する要配慮個人情報に関する規定も新たに設けられたが、全ての事業者が個人情報取扱事業者となるものではないこと、また、個人情報保護法と本条例における個人情報及び要配慮個人情報の範囲が異なる部分（死者に関する情報及び第2条第2号イの要配慮個人情報の取扱い）があることから、本条及び第50条から第53条までの規定を存置させた。

#### 【解釈】

1 「事業者」とは、第2条第9号の「事業者」をいう。

条例における「事業者」は、個人情報保護法第16条第2項の「個人情報取扱事業者」の範囲とは異なり、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」以外の事業者も含まれる。

なお、第53条の4（適用除外）第1項各号に規定する事業者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、本条を含む第3章の規定は、適用しない。

2 「個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。）」とは、第2条第1号の「個人情報」から、「他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるもの」を除いた情報である。

すなわち、第2条第1号アの「個人情報」は、氏名等により特定の個人であることが明らかに識別できるものもとより、当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものが含まれるが、事業者が取り扱う個人情報においては、「他の情報との照合」について容易性を要件とするものである。

なお、第2条第1号イの個人識別符号についても、事業者が取り扱う個人情報に含まれる。当該規定制定の経緯については、第2条（定義）関係の解釈1(3)及び(6)を参照のこと。

3 「第53条の3を除く」とは、第53条の3において定める指定管理者等が管理施設の管理に関して取り扱う個人情報の定義について、本条で定める事業者が取り扱う個人情報ではなく、第2条第1号の実施機関が取り扱う個人情報の定義を適用することを意味する。

これは、指定管理者が公の施設の管理に関して取り扱う個人情報については、指定管理者が行う業務の公共性に鑑み、当該実施機関と同レベルの保護が図られるべきものであること（第53条の3関係の趣旨を参照）から、実施機関が取り扱う個人情報の定義を適用することとしたものである。

なお、国家戦略特別区域法第12条の3第1項に規定する公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域において学校教育法の特例として、公立学校の管理を非営利法人（指定管理法人）に行わせることができる事業）を活用した学校の管理に関して取り扱う個人情報については、当該事業に係る制度が、地方自治法に基づく指定管理者制度に準じた制度であることから、指定管理者における場合と同様に扱うこととしている。

4 「個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずる」とは、事業者が、個人情報の収集、管理、利用、提供等を行うことにより個人の権利利益を侵害することのないよう、自主的に保護措置を講ずべき義務を有していることを明らかにしたものである。

なお、事業者が具体的な保護措置を講ずるに当たっては、第49条第2項の規定により知事が作成し、公表する「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（事業者指針）が、その拠りどころとなるものである。また、特定個人情報の取扱いにあっては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）（令和4年3月一部改正）」を遵守する必要がある。

5 「府の個人情報保護施策」とは、実施機関が第3条の規定により講ずる施策をいう。

なお、第3章では、事業者が取り扱う個人情報の保護のために知事が実施する施策として、事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、勧告等について規定している。

6 「要配慮個人情報（他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるものを除く。）」とは、第2条第2号の「要配慮個人情報」から、「他の情報と容易に照合することができず、それにより特定の個人を識別することができないこととなるもの」を除いた情報である。

すなわち、事業者が取り扱う要配慮個人情報においては、2の個人情報と同様に、「他の情報との照合」について容易性を要件とするものである。

なお、第2条第2号イの「社会的差別の原因となるおそれのあるもの」についても、事業者が取り扱う要配慮個人情報に含まれる。

7 「特に慎重に取り扱う」とは、要配慮個人情報については、その取扱いが不適正であるような場合には、個人の権利利益の侵害のおそれが大きいため、特に慎重な取扱いを求めることを意味するものである。

なお、個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者の要配慮個人情報の取扱いについて、原則取得禁止（個人情報保護法第20条第2項）、オプトアウト方式による第三者提供の禁止（同法第27条第2項）等の制限規定が設けられている。

## 第48条（府の出資法人の責務）関係

第48条 府が出資する法人で実施機関が定めるものは、前条に規定するもののほか、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報保護施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずる責務を有する。

### 【趣旨】

本条は、府が出資する法人のうち実施機関が定める法人の責務について定めたものである。

### 【解釈】

「府が出資する法人で実施機関が定めるもの」とは、府が出資する法人のうち、事業内容が府行政と密接な関連を有し、その事務事業が府行政の補完的・代行的な機能を有しているなど、実施機関に準じた公共性・公益性が認められる法人で、実施機関が指定するものをいう。

「実施機関が行う個人情報保護施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置」とは、本制度に基づき実施機関が講ずることとなる収集制限、目的外利用及び提供制限等の保護措置を参考として個人情報の保護のための内部規程を設けたり、個人情報の保護について職員研修を行うなど、出資法人の事業内容から判断して必要と思われる保護措置をいう。

### 【運用】

本条により実施機関が定めた法人に対する具体的な指導及び助言は、当該法人の業務に対する指導監督事務を所掌する室（課・所）等を通じて行うものとする。

## 第2節 事業者に対する指導等

### 第49条（事業者の自主的措置のための指導及び助言等）関係

第49条 知事は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずるよう、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

2 知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、かつ、これを公表するものとする。

#### 【趣旨】

1 本条は、事業者が自主的に個人情報の保護のための適切な措置を講ずることができるよう、知事が事業者に対して指導、助言を行うほか、事業者が個人情報を取り扱う際の拠りどころとなる指針を定め、これに基づいて事業者の啓発や指導を行うものとしたものである。

2 個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者が遵守すべき義務等が定められていることから、「事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針」（以下「事業者指針」という。）を作成するにあたっては、同法及び本条例の趣旨を損ねることのないよう留意する必要がある。

事業者指針は、平成8年10月14日に、OECD（経済協力開発機構）が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（1980年）で示した8原則等を踏まえ、個人情報保護審議会の意見を聴いた上で作成し、その後、次のとおり見直されている。

- ・ 平成18年3月 個人情報保護法の制定等を踏まえた見直し
- ・ 平成27年11月 番号法制定等を踏まえた見直し

#### 【解釈】

1 「適切な措置」とは、事業者が取り扱う個人情報の内容等に応じて、自主的に個人情報の取扱基準を定めること、現行の個人情報の取扱いを見直すこと等の措置をいう。

2 「指導及び助言」は、事業者が有する事業活動の自由に配慮し、公平性や統一性を確保して行うこととなる。

例えば、次のようなことが考えられる。

- ・ 事業者の意識啓発のためのパンフレット等の作成、配布
- ・ 個人情報の保護に関する研修会、講演会等の開催
- ・ 事業者からの保護措置に係る相談に応じた個別指導
- ・ 平成29年12月 個人情報保護法の改正等を踏まえた見直し

## 第50条（説明又は資料の提出の要求）関係

第50条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

### 【趣旨】

- 1 本条は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認める場合に、知事は、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができることを定めたものである。
- 2 個人情報保護法第129条において、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者における個人情報の取扱いに関する監督や苦情の申出への必要なあっせん及びその処理を行う事業者への協力を行うこととされている。また、具体的な監督権限として、同法第4章において、個人情報取扱事業者の義務等の履行の確保に必要な限度で、報告・資料の提出要求（同法第143条）、質問・立入検査（同法第143条）、指導・助言（同法第144条）、勧告・命令（同法第145条）を行うことができるとされている。  
一方、本条から第52条に規定する説明・資料の提出要求、勧告及び事実の公表にあつては、第47条の趣旨2のとおり、全ての事業者が個人情報取扱事業者となるものではないこと、また、個人情報保護法と本条例における個人情報及び要配慮個人情報の範囲が異なる部分（死者に関する情報及び第2条第2号イの要配慮個人情報の取扱い）があることから、規定されるものである。  
よって、同法と条例の重複適用とされるような場合には、以上に述べた同法及び条例の趣旨を損ねることのないよう、個人情報保護の実効性を確保する観点に立った適正な運用を図る必要がある。

### 【解釈】

- 1 「個人情報を不適正に取り扱っている」とは、個人情報を違法・不正な手段により収集し、適正な管理を怠り、又は正当な理由なく目的外に利用・提供することにより、個人の権利利益に侵害を与えている場合をいい、具体的には、個別の事案ごとに、取り扱われる個人情報の内容、形態、個人の権利利益の侵害の程度等を勘案して判断されるものである。
- 2 「事実を明らかにするために必要な限度」とは、個人情報を不適正に取り扱っている疑いがある場合に、事業者の事業活動の自由に配慮しつつ、その事実を一般に理解し得る程度に明らかにするために必要な範囲をいう。したがって、当該個人情報の取扱いに関連のない事項についてまで、説明又は資料の提出を求めることはできない。
- 3 「説明又は資料の提出を求めることができる」とは、単なる協力要請にとどまらず、知事が、条例に基づいて、説明又は資料の提出を求めることができることを明らかにしたものである。

### 【運用】

- 1 本条に基づき説明又は資料の提出を求めるにあたっては、まず、事業者や関係人に対して任意で事情を調査し、その結果、当該事業者の個人情報の取扱いが個人の権利利益を侵害するおそれがあり、社会的にも是認されないものであるとの疑いが認められることを確認する

必要がある。

- 2 事業者が、説明又は資料の提出を正当な理由なく拒否した場合は、第52条により、その事実を公表することとなるので、本条に基づき説明又は資料の提出の要求を行うに当たっては、十分な事前調査を行うなど、慎重に運用することとする。



## 第51条（勧告）関係

第51条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

### 【趣旨】

本条は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っている疑いがあると認める場合に、知事は、審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いの是正の勧告をすることができることを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「個人情報を著しく不適正に取り扱っている」とは、事業者の個人情報の不適正な取扱いにより、個人の権利利益に重大な侵害を与える事態が生じ、又は生じることが明白であり看過できない場合をいい、具体的には、個別の事案ごとに、取り扱われる個人情報の内容、形態、個人の権利利益の侵害の程度等を勘案して判断されるものである。
- 2 個人情報の取扱いの是正の勧告は、事業者が行う個人情報の不適正な取扱いが事業活動の自由等を勘案しても社会的に容認されないものであり、府の是正の指導に従わず継続して行われている場合において行うことができるものである。
- 3 個人情報の取扱いの是正の勧告を行う場合には、当該是正の勧告の妥当性について客観的な判断が求められることから、あらかじめ、審議会の意見を聴くこととしたものである。

### 【運用】

事業者に対し、本条に基づく是正の勧告を行う前には、第50条の規定に基づき事業者からの説明や資料の提出の要求を行うなど十分な事前調査を行い、また、当該事業者に対して個人情報の取扱いに関して必要な是正の指導を行う必要がある。

## 第52条（事実の公表）関係

第52条 知事は、事業者が第50条の規定による要求に正当な理由なく応じなかったとき又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、あらかじめ、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該事業者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が第50条の説明又は資料提出の要求に応じなかったとき、又は前条の勧告に従わないときは、知事は、審議会の意見を聴いた上で、その事実を公表できること等を定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「正当な理由なく応じなかったとき」とは、第50条の規定による要求に対し、明らかに企業秘密に該当すると認められるなど、回答を拒否することについての合理的な理由がある場合を除き、説明又は資料提出を拒否した場合のほか、当該要求に回答しない場合、当該要求に対する回答を遅延させる場合も含まれる。
- 2 「勧告に従わなかったとき」とは、第51条の勧告に従わない意思が明白である場合、合理的な期間内に必要な是正措置を講じない場合等をいい、勧告書の不受理、不回答も含まれる。
- 3 「公表」は、府民に情報提供することにより、府民に注意を喚起するとともに、第50条の要求や第51条の勧告の実効性を担保することにもつながるものである。
- 4 「公表」の方法は、大阪府公報に登載するほか、必要と認める場合には、府のホームページや報道への資料提供等、他の方法も併せて行うこととするものである。
- 5 本条の規定により事実の公表を行う場合には、当該事実の公表の妥当性について客観的な判断が求められることから、審議会の意見を聴くこととしたものである。
- 6 「あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与える」のは、公表により社会的信用を失うなど、事実上の不利益を与えることともなるので、事業者に釈明等の機会を与え、適正手続を保障するためである。

## 第52条の2（適用上の注意）関係

第52条の2 知事は、第49条から前条までの規定に基づき、事業者に対し指導、助言、説明若しくは資料の提出の要求若しくは勧告又は事実の公表を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

### 【趣旨】

本条は、知事が第49条から第52条までの規定に基づき、指導、助言、説明若しくは資料の提出の要求若しくは勧告又は事実の公表を行うに当たっては、表現の自由等を妨げてはならないことを定めたものである。

個人のプライバシーの権利、自己情報コントロール権は、個人の尊厳を謳った憲法第13条に淵源を有する憲法上の重要な基本的人権であり、他方、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由も、憲法上保障された基本的人権である。

本条は、個人情報保護法が、これら表現の自由等に配慮する規定を設けている趣旨にかんがみ、条例においても、同様の規定を設けたものである。

第53条の4に規定する報道機関、著述業者、学術研究団体等、宗教団体及び政治団体については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ同条当該各号に規定する目的であるときは、第3章の規定は適用しない。本条は、これらの主体による諸活動を適用除外にしても、当該諸活動の自由を十分なものとするためには、その相手方の行為についても配慮する必要があることから、知事の権限行使に当たっては、第53条の4で第3章の適用除外となる事業者以外の事業者についても、表現の自由等と関わる活動を妨げてはならないことを明らかにしたものである。

### 【解釈】

- 1 「指導、助言、説明若しくは資料の提出の要求若しくは勧告又は事実の公表」については、第49条から前条までを参照のこと。
- 2 「自由を妨げてはならない」とは、知事は、「表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由」を妨げるような説明若しくは資料の提出の要求若しくは勧告又は事実の公表等を行わないということである。

## 第53条（苦情相談の処理）関係

第53条 知事は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

### 【趣旨】

本条は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情相談があったとき、知事が適切かつ迅速に処理するよう努める義務があることを定めたものである。

また、個人情報保護法第14条においても、「地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされており、苦情相談については、同法及び本条により対応するものである。

### 【解釈】

- 1 本条の苦情相談は、事業者が府内において行う個人情報の取扱い全般にわたるものであり、その申出者に制限はない。
- 2 苦情相談の申出の方法は、書面又は口頭のいずれでもよく、その形式は問わないものとする。
- 3 「処理するよう努めなければならない」とは、苦情相談の趣旨、内容に即して処理に努める義務があることをいう。

具体的には、個人情報保護法において、

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する苦情は、当事者間で解決が図られるものとして個人情報取扱事業者に苦情に係る適切かつ迅速な処理及び苦情処理に必要な体制の整備が努力義務とされていること、
- ・ 個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体において業務の対象となる個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理を行うこととされていること、
- ・ 個人情報保護委員会に個人情報取扱事業者への監督権限が付与されていること等を踏まえ、

相談者への助言、事業者への助言や指導、認定個人情報保護団体や個人情報保護委員会の相談窓口への案内や情報提供等、必要な対応を行うものである。

なお、苦情相談の申出者が匿名であったり、府の対応に協力しない場合等で十分な情報が得られない場合には、具体的な処理を行うことができないことがある。また、苦情相談の処理には、調停や仲裁、苦情を直接に処理することは含まない。

### 【運用】

- 1 苦情相談は、府政情報室が窓口となり、その内容に応じて、関係部局と連携して処理するものとする。

事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情相談は、消費生活に関連するものが多いと考えられることから、消費生活センター等関係機関との連携を密にして対応するものとする。

- 2 個人情報保護法第147条及び個人情報保護法施行令第32条及び38条では、同法第143条第1項に規定する権限（報告徴収及び検査）が事業所管大臣又は金融庁長官に委任された場合において、他の法令により事業者に対する報告徴収又は検査権限に属する事務が地方公共団体

の長等の事務とされているときは、当該地方公共団体の長等が同法第143条第1項に規定する権限（報告徴収及び検査）に属する事務を行うこととされているが、この場合の本条の苦情相談の処理や同法第143条第1項に規定する報告徴収及び検査については、当該事業者を所管する室・課（所）等において行うものである。なお、当該室・課（所）等が苦情相談の処理や報告徴収及び検査を行う場合に当たっては、府政情報室と連携して対応するものとする。

- 3 個人情報保護委員会では、個人情報保護に関するガイドラインを定め、具体的な個人情報の取扱方法を示すとともに、個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問への回答、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うため、電話による相談窓口を設置しており、苦情の相談に対しては、必要に応じて、苦情の相手方に対し、何らかの対応を求めることができるほか、両当事者の間に立ってあっせんを行うこともできるとしている。また、個人番号（マイナンバー）の取扱いに関する苦情の申出についても、必要なあっせんを行うため、苦情あっせん相談窓口を設置している。

### 第3節 府が設立した地方住宅供給公社等の特例

#### 第53条の2（府が設立した地方住宅供給公社等の特例）関係

第53条の2 第7条第3項（第6号を除く。）及び第5項並びに第8条第3項から第5項までの規定は、府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社の個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上側に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
（表は略）

#### 【趣旨】

本条は、府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社（以下「三公社」という。）が取り扱う個人情報について、第7条第3項（第6号を除く。）及び第5項並びに第8条第3項から第5項までの規定が直接適用されることを定めたものである。

#### 【解釈】

三公社については、第7条第3項（第6号を除く。）及び第5項並びに第8条第3項から第5項までが直接適用されるが、これらについては、それぞれ該当条項を参照のこと。

なお、第7条第3項第7号に係る審議会意見の表1、同条第5項に係る審議会意見の表2及び第8条第4項に係る審議会意見の表4については、三公社についても適用される。

## 第4節 指定管理者等の特例

### 第53条の3（指定管理者等の特例）関係

第53条の3 前章（第34条の2を除く。）の規定は、指定管理者等による地方自治法第244条第1項に規定する公の施設又は指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例（令和3年大阪府条例第4号）第2条に規定する対象学校（以下これらを「管理施設」という。）の管理に係る個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、次の表の上側に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表は略）

- 2 指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、第7条第3項第7号若しくは第5項又は第8条第2項第9号若しくは第4項の規定による審議会の意見の聴取が既に行われている場合における当該指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供については、前項において準用する第7条第3項第7号若しくは第5項又は第8条第2項第9号若しくは第5項の規定（審議会の意見の聴取に関する部分に限る。）は、適用しない。

#### 【趣旨】

平成15年の地方自治法の改正により、公の施設の管理に関する指定管理者制度が設けられた。

指定管理者制度は、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に代行させるものであり、指定管理者は、施設の利用承認などの処分に該当する使用許可も行うことができることとなるとともに、指定管理者の範囲についても特段の制約は設けられず、地方公共団体が出資していない民間事業者も、議会の議決を経て指定管理者となることができることとされたものである（地方自治法第244条の2第3項）。

本条は、この制度の導入により、指定管理者が公の施設の管理を行うことになっても、その業務の公共性に鑑み、指定管理者が公の施設の管理に関して取り扱う個人情報については実施機関と同レベルの保護が図られるべきであることから、指定管理者に対しても、第2章（第34条の2を除く。）の規定を準用することを定めたものである。

なお、国家戦略特別区域法第12条の3第1項に規定する公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域において学校教育法の特例として、公立学校の管理を非営利法人（指定管理法人）に行わせることができる事業）を活用した学校の管理に関して取り扱う個人情報については、当該事業に係る制度が、地方自治法に基づく指定管理者制度に準じた制度であることから、指定管理者における場合と同様に扱うこととしている。

#### 【解釈】

- 1 「管理施設の管理に係る個人情報の取扱い」とは、公の施設にあつては公の施設の設置条例や指定管理者と締結する協定書等において規定される公の施設の管理業務の実施に係る個人情報の取扱いをいい、対象学校にあつては「指定公立国際教育学校等管理法人による大阪府立学校の管理に関する条例」や指定管理法人と締結する協定書等において規定される対象学校の管理業務の実施に係る個人情報の取扱いをいう。
- 2 指定管理者等が取り扱う個人情報に係る保護措置は次のものである。
  - (1) 個人情報取扱事務の登録及び縦覧（第53条の3により準用する第6条）  
指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報取扱事務については、指定実施機関

(当該指定管理者等の管理に係る管理施設を所管する実施機関) が個人情報取扱事務登録簿に登録し、縦覧に供しなければならない。

当該個人情報取扱事務を廃止したときは、指定実施機関が登録簿から抹消する。

- (2) 収集の制限、利用及び提供の制限、適正管理（安全確保の措置）、委託に伴う措置等に係る義務（第53条の3により準用する第7条、第8条、第9条、第10条）

指定管理者等は、管理施設の管理に係る個人情報の取扱いについて、実施機関と同様の義務を負う。

ただし、次の事項について審議会の意見を聴く必要がある場合は、指定実施機関が諮問する。

ア 本人収集の原則に対する例外事項（第53条の3により準用する第7条第3項第7号）

指定管理者等が、本人以外から収集する場合

イ 要配慮個人情報の原則収集禁止の例外事項（第53条の3により準用する第7条第5項）

指定管理者等が、要配慮個人情報を収集する場合

ウ 目的外利用・提供の原則禁止に対する例外事項（第53条の3により準用する第8条第2項第9号）

指定管理者等が、個人情報取扱事務の目的以外に当該指定管理者等内において利用し、又は指定実施機関及び当該指定管理者等以外のものに提供する場合

エ オンライン提供の原則禁止に対する例外事項（第53条の3により準用する第8条第5項）

指定管理者等が、指定実施機関及び当該指定管理者等以外のものに対して個人情報をオンライン提供する場合

- (3) 指定管理者等の職員のうち管理施設の管理に係る事務を行う職員等の義務（第53条の3により準用する第11条）

指定管理者等の職員のうち管理施設の管理に係る事務を行う職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

- (4) 開示請求、訂正請求、利用停止請求、是正の申し出（第53条の3により準用する第12条、第23条、第31条、第32条）

指定管理者等が現に保有している管理施設の管理に係る個人情報については、開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに是正の申出の対象とする。

請求の受付け、決定及び措置を実施する者は、下表のとおりである。

	請求の受付等 決定、通知	措置する場合の実施	審査請求に係る行政庁
開示請求	指定実施機関	指定実施機関が開示	指定実施機関
訂正請求	〃	指定実施機関が、指定管理者等に訂正させる	〃
利用停止請求	〃	指定実施機関が、指定管理者等に利用停止させる	〃
是正の申出	〃	指定実施機関が、指定管理者等に是正させる	〃

- (5) 是正の申出があった場合の審議会への諮問（第53条の3により準用する第34条）

指定管理者等が現に保有している管理施設の管理に係る個人情報については是正の申出がなされた場合において、審議会に諮問をするときは、指定実施機関がこれを行う。



(6) 審査請求があった場合の審議会への諮問等（第53条の3により準用する第35条、第36条、第38条、第44条）

ア 審議会への諮問について（第53条の3により準用する第35条、第36条）

指定実施機関は、個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する決定に対して、行政不服審査法に基づき当該指定実施機関に審査請求があった場合は、第53条の3により準用する第35条第1号から第4号までのいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問して、その答申を得なければならない。

また、諮問をした指定実施機関（諮問指定実施機関）は、諮問した旨を「審議会諮問通知書（施行規則様式第31号）」により、第53条の3により準用する第36条第1号から第3号までに掲げるものに通知しなければならない。

イ 審議会の調査権限について（第53条の3により準用する第38条）

審議会は、諮問指定実施機関に対して、審査請求に係る個人情報が記録されている行政文書の提示を求める権限を有し、この場合、審議会に提示されている行政文書については、何人も審議会に対し開示を求めることができない。

審議会は、必要と認めるときは、諮問指定実施機関に対し、審議の対象となる個人情報の内容を、審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

「諮問に係る個人情報が記録されている行政文書の提示」と「資料の提出」は、審議会での迅速かつ適正な審議に欠くことのできないものであり、諮問指定実施機関は、審議会からの求めがあれば、これを拒むことはできない。

ウ 裁決について（第53条の3により準用する第44条）

諮問指定実施機関は、審査請求に対する裁決を行う。

裁決を行うにあたっては、審議会の答申を最大限に尊重しなければならない。

(7) 苦情の処理（第53条の3により準用する第45条）

指定実施機関は、指定管理者等が現に保有している管理施設の管理に係る個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努める義務を負う。

(8) 他の制度との調整（第53条の3により準用する第46条第1項）

指定管理者等が、府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、第2章の規定を適用しない。

(9) 指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者等の罰則（第59条、第60条）

指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供したり、あるいは、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合は、実施機関の職員等と同様に処罰される。

### 3 様式

指定管理者等が取り扱う個人情報に係る事務について、施行規則で定める様式を用いるときは、各号様式その2を用いる。

### 4 第2項関係（経過措置）

指定管理者等による管理施設の管理に係る個人情報の収集、利用又は提供に相当するものについて、2(2)に係る審議会への諮問が既に行われている場合は、指定実施機関が改めて審議会に諮問する必要がないこととしたものである。

## 第5節 適用除外

### 第53条の4（適用除外）関係

第53条の4 事業者のうち次の各号に掲げる者については、その個人情報を取り扱う目的の全部又は一部がそれぞれ当該各号に規定する目的であるときは、この章の規定は、適用しない。

- (1) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）  
報道の用に供する目的
  - (2) 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
  - (3) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的
  - (4) 宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
  - (5) 政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的
- 2 前項第1号に規定する「報道」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること（これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。）をいう。

#### 【趣旨】

本条は、事業者のうち、報道機関等が報道等の目的で個人情報を取り扱うときは、第3章を適用しないことを定めたものである。

個人のプライバシーの権利、自己情報コントロール権は、個人の尊厳を謳った憲法第13条に淵源を有する憲法上の重要な基本的人権であり、他方、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由も、憲法上保障された基本的人権である。

個人情報保護法が、これら表現の自由等に配慮する規定を設けている趣旨にかんがみ、条例においても、同様の規定を設けたものである。

#### 【解釈】

- 1 第3章の規定が適用されないのは、本条の「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）」（第1号）、「著述を業として行う者」（第2号）、「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者」（第3号）、「宗教団体」（第4号）及び「政治団体」（第5号）が、それぞれ当該各号に規定する目的で、個人情報を取り扱う場合である。

したがって、これらの機関等が、本条当該各号に規定する目的以外の目的で個人情報を取り扱う場合（例えば、報道機関が人事管理のために従業者の個人情報を取り扱う場合や新聞販売のために購読者名簿を管理する場合など）は、適用除外とはならない。

- 2 「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）報道の用に供する目的」

- (1) 「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（報道を業として行う個人を含む。）」とは、第2項の「報道」を業とする者であり、報道を業として行う出版社やフリージャーナリストも含まれる。報道の媒体は問わず、インターネットを利用するものも含まれる。
- (2) 「報道の用に供する目的」には、取材リストの作成、取材による個人情報の収集、個人情報の編集・報道の全てを含む。

- 3 「著述を業として行う者 著述の用に供する目的」
- (1) 「著述を業として行う者」の「著述」とは、小説、評論等のジャンルを問わず、人の知的活動により、創作的な要素を含んだ内容を言語を用いて表現することをいい、出版物、インターネット等、その表現方法・手段は問わないとされている。  
なお、名簿や地図のように、データの羅列に過ぎないものは「著述」に該当するとは解されない。
  - (2) 「著述の用に供する目的」とは、著述目的の取材、執筆、編集、校正、印刷、製本、刊行の一連のプロセス全体を含む。
- 4 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者 学術研究の用に供する目的」
- (1) 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、民間研究所、学会等、学術研究を主たる目的とする機関又は団体をいう。「学術研究」には、人文科学、社会科学、自然科学の全てを含む。「団体」は、法人格を有するものに限られず、権利能力なき社団も含まれる。
  - (2) 「それらに属する者」とは、私立大学の教員、民間研究所の研究者、学会の会員等をいう。民間企業の研究者が学会に所属している場合の研究者は、学会の会員としての立場では、「それらに属する者」に該当する。
- 5 「宗教団体 宗教活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」
- (1) 「宗教団体」とは、宗教法人法第2条が定義するものをいい、同法第12条第1項に基づく認証を受けていることを要しない。
  - (2) 「宗教活動」は、宗教法人法第2条における宗教団体の定義からして、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」と解され、「（これに付随する活動を含む。）」には、宗教団体による霊園、宿坊の経営や他宗派の人々に対する葬儀の運営が含まれる。
- 6 「政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」
- (1) 「政治団体」とは、政治資金規正法第3条第1項で定義するものをいう。
  - (2) 「政治活動」は、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること」、「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること」であると解され、「政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」の具体例としては、政党の機関紙の購読者リストの作成、後援会名簿の作成がある。

## 第4章 雑則

### 第54条（費用負担）関係

第54条 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 開示請求をして、個人情報記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付（第21条第2項及び第3項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受ける者
- (2) 第42条第1項の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの
- (3) 第8条第2項第1号の規定に基づき、実施機関が定めるところにより、個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの

#### 【趣旨】

本条は、個人情報記録されている行政文書等の写しの作成等に要する費用の負担について定めたものである。

#### 【解釈】

- 1 本条において、写しの作成等に要する費用を負担しなければならないと定められたものは次のとおりである。
  - (1) 開示請求をして、個人情報記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付（施行規則で定める電磁的記録の写しの交付に準ずる方法を含む。）を受ける開示請求者
  - (2) 第42条第1項の規定に基づき、審議会から、意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（施行規則で定める電磁的記録の写しの交付に準ずる方法を含む。）を受ける審査請求人等
  - (3) 第8条第2項第1号の規定に基づく個人情報の提供として、実施機関に申し出て、個人情報記録されている行政文書等の写しの交付（施行規則で定める電磁的記録の写しの交付に準ずる方法を含む。）を受けるもの
- 2 行政文書等の写しの作成に要する費用の額  
行政文書等の写しの交付を受けるものが負担する行政文書等の写しの作成に要する費用は、施行規則別表に定める。  
ただし、公安委員会又は警察本部長が実施機関である場合は、公安委員会の施行規則によるものとする。  
なお、費用は前納とする。

## 大阪府個人情報保護条例施行規則別表

項	区分		費用の額
1	乾式複写機による作成	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 30円
2	録音カセットテープへの複写による作成		1巻につき 270円
3	ビデオカセットテープへの複写による作成		1巻につき 320円
4	光ディスク（CD-R（記憶容量700MB）又はDVD-R（記憶容量4.7GB））への複写による作成	文書等をスキャナにより読み取ってきた電磁的記録の複写の場合	1枚につき40円に当該文書等1枚ごとに10円を加えた額
		その他の場合	1枚につき100円

### 備考

- 1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合には、片面を1枚として計算する。
- 2 乾式複写機による作成については、原則として、A3判までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、A3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して写しの枚数を計算するものとする。
- 3 この表の中欄に掲げる方法以外の方法による写しの作成に要する費用の額は、知事が別に定める。

### 【運用】

#### 1 費用徴収を行う機関

実施機関における費用の徴収事務は、府政情報センターで写しの交付を行う場合は、府政情報室の職員が、公安委員会又は警察本部長が実施機関であって警察本部情報公開コーナーで写しの交付を行う場合は、警察本部総務部府民応接センターの職員が、担当室・課（所）等において写しの交付を行う場合（郵送による場合を含む。）は、当該担当室・課（所）等の職員が、それぞれ行う。

#### 2 郵送等に要する費用

郵送による写しの交付を行う場合は、事前に、写しの作成に要する費用（納付書による納付、現金書留、定額小為替又は普通為替。切手は不可）及び郵送に要する費用（納付書による納付又は切手）の負担を求める。

## 第55条（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人との協力）関係

第55条 知事は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

### 【趣旨】

本条は、個人の権利利益の保護を図るため必要があると認めるときは、知事は、国及び他の地方公共団体等に協力の要請をすること等を定めたものである。

### 【解釈】

「協力を要請し」とは、国に対しては事業者に対する関係省庁による行政指導等を、他の地方公共団体に対しては当該地方公共団体の区域内に事務所を有する事業者に関する調査、情報提供の依頼を要請すること等をいう。

また、国、他の地方公共団体及び独立行政法人等などに対しては、苦情相談の事例から得られる知見を共有すること等をいう。

## 第56条（運用状況の公表）関係

第56条 知事は、毎年1回、各実施機関に係るこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、個人情報保護制度の適正な運営と健全な発展を期するため、制度の運用状況について、毎年1回公表することを定めたものである。

### 【運用】

本条による運用状況の公表は、毎年度、年度の実施状況について、各実施機関からの報告を速やかに取りまとめ、概ね次の事項を、インターネットの利用など適当な方法により公表する。

- (1) 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
- (2) 開示、訂正及び利用停止請求並びに是正の申出の件数
- (3) 開示、訂正及び利用停止請求並びに是正の申出の処理状況
- (4) 審査請求件数
- (5) 審査請求の処理状況
- (6) 苦情処理件数
- (7) 苦情相談件数
- (8) その他必要な事項

## 第57条（審議会の建議等）関係

第57条 審議会は、この条例の運用に関する事項について調査審議し、及び実施機関に対し、個人情報保護制度の在り方について建議することができる。

2 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### 【趣旨】

本条は、審議会は、この条例の運用に関する事項について調査審議し、実施機関に対し、個人情報保護制度の在り方について建議することができること及び審議会委員の守秘義務について定めたものである。

### 【解釈】

1 「審議会」は、大阪府附属機関条例第2条第1項及び各個別の条文の規定に基づき、審査機関あるいは審議機関として、その役割を付与されている。

しかし、情報化が進んでいく中で、個人情報保護に関し新たに生ずる課題やその保護の在り方に対する社会的ルールの形成などに際し、本条により知事等実施機関に対し、個人情報保護制度の新たな在り方などを建議できることとし、本制度の一層の充実を図っていかうとするものである。

2 「審議会の委員」とは、特別職に属する公務員であり、地方公務員法が適用されないので、同法の守秘義務を負っていないが、審議会の機能に鑑み、審議会の委員に対する守秘義務を条例上明らかにしたものである。



## 第58条（委任）関係

第58条 この条例の実施に関し必要な事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める者が定める。

- 一 実施機関の取り扱う個人情報の保護 実施機関
- 二 事業者の取り扱う個人情報の保護 知事

### 【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項を定める権限を各実施機関に委任することを定めたものである。

### 【解釈】

- 1 「この条例の実施に関し必要な事項」とは、登録簿、開示等の請求書及び開示決定通知書等の様式、運用状況の公表方法等をいう。
- 2 この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関の取り扱う個人情報の保護については各実施機関がそれぞれの規則等により、事業者の取り扱う個人情報の保護については知事はその規則により定めることとしたものである。

## 第5章 罰則

第59条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第10条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者、公社の職員若しくは職員であった者又は指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関等における個人情報の適正な取扱いを担保し、府民の信頼を確保するため、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供することを処罰するものである。

### 【解釈】

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第6号に係る実施機関の職員の解釈と同義であり、「職員であった者」については、第6条第3項の「職員であった者」の考え方と同義である。
- 2 「第10条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者」とは、実施機関からの委託により、個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者をいう。  
「公社の職員若しくは職員であった者」とは、第53条の2の規定による読替え後の第7条第3項にいう公社（府が設立した地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社）の職員若しくは職員であった者をいう。  
「指定管理者等が行う管理施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者」とは、第46条第1項に規定する指定管理者又は指定管理法人で、第53条の3にいう公の施設の管理又は対象学校の業務に従事している者若しくは従事していた者をいう。  
個人情報取扱事務の受託従事者等、公社の職員等及び指定管理者等が行う管理施設の管理業務の従事者等に対しても、個人情報の保護の徹底を図り、本人に対する直接的な責任を明らかにする観点から、罰則を課すこととしたものである。
- 3 過去に「職員であった者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に収集した個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルの要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わりがないからである。
- 4 本条の罪は「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。  
「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。
  - (1) 取り扱う目的の達成に必要な範囲内で提供する場合
  - (2) 法令に基づき提供する場合
  - (3) 第8条第2項の規定に基づいて提供する場合
- 5 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られない

ことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の2つの要素を具備しているものをいう。

## 6 本条の罪の対象は「個人情報ファイル」である。

(1) 「個人情報ファイル」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)

(2) 「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する実施機関の所掌事務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。

「体系的に構成」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

「行政文書」は、第2条第6号の「行政文書」と同義である。

(3) 電子計算機処理に係る個人情報ファイルに限られ、マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルは対象ではない。

電子計算機処理に係る個人情報ファイルに対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

(4) 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」としたのは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、実施機関が組織的に保有しているものではないことから、本法で定義する個人情報ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複写することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。

なお、加工したのも、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

7 「提供」とは、個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態にあれば、不作為によることもあり得る。

## 8 法定刑

本条の罪を犯した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることとしている。

9 具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員等が、個人の秘密が記載されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複製して、不正に譲渡した場合が考えられる。

10 本条と地方公務員法との関係について

本条は、地方公務員法第60条の守秘義務違反に対する罰則の法定刑（1年以下の懲役又は3万円以下の罰金）を加重したものである。

第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

#### 【趣旨】

本条は、前条に規定する者が、個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

#### 【解釈】

1 「業務」は、過去に従事した業務か、現在従事している業務かを問わない。

「行政文書」は、第2条第6号の「行政文書」と同義である。

個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、本件は「行政文書に記録された個人情報」を対象としており、その内容・形態は問うていない。

2 本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず「行政文書に記録された個人情報」と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定したものである。

「提供」は、第59条の提供と同義である。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

3 法定刑

本条の罪を犯した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとしている。

4 具体例

本条の罪の典型例としては、実施機関の職員等が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

第61条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

### 【解釈】

1 「実施機関の職員」は、第59条の実施機関の職員と同義である。

なお、本条は、職権の濫用を要件としていることから、受託業務の従事者等を対象としていない。

「職権」とは、実施機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」するとは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ること含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。

既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複製して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

2 「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該実施機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。

「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、行政文書を閲覧して知った個人の秘密について、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

3 「個人の秘密」は、第59条の個人の秘密と同義である。

4 法定刑

本条の罪を犯した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとしている。

5 具体例

本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

第62条 第57条第2項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**【趣旨】**

本条は、審議会委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

**【解釈】**

- 1 「秘密」とは、第59条の解釈と同義である。
  
- 2 審議会の委員は、その審議の場合において、審査請求事案及び第7条及び第8条に基づく諮問事項に関して、個人の秘密に属する事項に係る個人情報やその他の非開示情報を直接閲覧することになり、その審理の過程において、職務上様々な秘密を知り得ることになることから、この場合の「秘密」は個人の秘密のみならず、職務上知り得た秘密が対象とされる。

第63条 前4条の規定は、府外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

**【趣旨】**

本条は、第59条から第62条までの罪について、府域外で犯した者についても適用することを定めるものである。



第64条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

**【趣旨】**

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

**【解釈】**

- 1 「偽りその他不正の手段」とは、個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。
- 2 「開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者」とは、この条例の規定により開示請求を行い、当該請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定に基づき、実際に当該個人情報を閲覧し、又は写しの交付を受けた者のことをいう。
- 3 偽りその他不正の手段により開示を受けた場合には、第三者へ開示されることなどによる個人の権利利益の侵害を防止するために、条例で定められた厳格な開示制度の目的を侵害するものであり、開示手続の適正化を担保する必要性が認められることから、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である「過料」を科すこととしたものである。

## 附則関係

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。ただし、第7条第3項第6号、同条第4項ただし書、第8条第1項第7号、同条第3項及び第35条第2項中審議会の意見を聴くことに関する部分、第30条第3項、第42条第1項及び第2項並びに附則第5項(大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)第1条第1号の表の改正規定中審議会の項を加える部分に限る。)の規定は、同年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

#### (大阪府公文書公開等条例の一部改正)

3 大阪府公文書公開等条例(昭和59年大阪府条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

#### (大阪府公文書公開等条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の日前にされた前項の規定による改正前の大阪府公文書公開等条例第17条第1項又は第18条第1項の規定による請求については、なお従前の例による。

#### (大阪府附属機関条例の一部改正)

5 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

#### (移行型地方独立行政法人に関する経過措置)

6 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第61条に規定する移行型地方独立行政法人に限る。以下同じ。)の成立の際現にこの条例の規定によりなされている開示請求その他の請求(当該地方独立行政法人がその成立の日以後行う、その日の前日において実施機関が行っていた業務に相当する業務に係るものに限る。)又はこれに係る審査請求については、当該地方独立行政法人に対してなされたものとみなす。

7 前項に掲げるもののほか、地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為(当該地方独立行政法人がその成立の日以後行う、その日の前日において実施機関が行っていた業務に相当する業務に係るものに限る。)については、当該地方独立行政法人に対してなされたもの又は当該地方独立行政法人によりなされたものとみなす。

### 附 則 (平成12年条例第49号)

#### (施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第12条第2項及び第13条第3号の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

(平成12年規則第230号で平成12年6月1日から施行)

#### (経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の大阪府個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項若しくは第2項の規定によりなされている開示請求、第21条第1

項若しくは第3項の規定によりなされている訂正請求又は第24条第1項若しくは第2項の規定によりなされている削除請求(以下これらを「旧開示請求等」という。)は、それぞれ改正後の大阪府個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第12条第1項若しくは第2項の規定によりなされた開示請求、第23条第1項若しくは第3項の規定によりなされた訂正請求又は第28条第1項若しくは第2項の規定によりなされた削除請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例第30条第1項の規定により大阪府個人情報保護審議会に対してなされている諮問(以下「旧諮問」という。)は、新条例第35条の規定によりなされた審議会に対する諮問とみなす。

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に旧条例の規定によりなされた旧開示請求等又は旧諮問に係る処分、手続その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によってなされたものとみなす。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

5 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成14年条例第22号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第79号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第8条第1項の改正規定 平成17年10月1日

(2) 第2条及び附則第6項の規定 規則で定める日

(平成18年規則第3号で平成18年4月1日から施行)

(3) 附則第七項の規定 公布の日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の大阪府個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第2条第1号イ又はロに掲げる情報については、この条例の施行の日から平成17年9月30日までの間は、第1条による改正後の大阪府個人情報保護条例(以下「新条例」という。)第7条第3項第6号若しくは第5項又は第8条第1項第6号若しくは第3項の規定にかかわらず、実施機関は、大阪府個人情報保護審議会の意見を聴かないことができる。

3 この条例の施行の際現になされている旧条例第12条第1項、第23条第1項若しくは第28条第1項の規定による開示請求、訂正請求若しくは削除請求又は旧条例第35条の規定による諮問については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(大阪府附属機関条例の一部改正)

5 大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表大阪府個人情報保護審議会の項中「、同条第4項ただし書、第8条第1項第7号、同条第3項、第34条第2項、第35条」を「（同条例第53条の2第1項において準用する場合を含む。）、第7条第5項ただし書（同条例第53条の2第1項において準用する場合を含む。）、第8条第1項第6号（同条例第53条の2第1項において準用する場合を含む。）、第8条第3項（同条例第53条の2第1項において準用する場合を含む。）、第34条第2項（同条例第53条の2第1項において準用する場合を含む。）第35条（同条例第53条の2第1項において準用する場合を含む。）」に改める。

6 大阪府附属機関条例の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表大阪府個人情報保護審議会の項中「第7条第3項第6号（同条例第53条の2第1項）を「第7条第3項第7号（同条例第53条の2及び第53条の3第1項）に、「第7条第5項ただし書（同条例第53条の2第1項）を「第7条第5項ただし書（同条例第53条の2及び第53条の3第1項）に、「第8条第1項第6号（同条例第53条の2第1項）を「第8条第1項第9号（同条例第53条の3第1項）に、「第8条第3項（同条例第53条の2第1項）を「第8条第3項（同条例第53条の2及び第53条の3第1項）に、「第34条第2項（同条例第53条の2第1項）を「第34条第2項（同条例第53条の3第1項）に、「第35条（同条例第53条の2第1項）を「第35条（同条例第53条の3第1項）」に改める。

（大阪府立青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 大阪府立青少年野外活動施設条例の一部を改正する条例（平成16年大阪府条例第70号）の一部を次のように改正する。

第8条を第15条とする改正規定中「第15条」を「第14条」に改める。

第7条を第14条とし、同条の前に7条を加える改正規定中「第14条」を「第13条」に、「次の7条」を「次の6条」に改め、第12条及び第13条第1項第3号を削り、「前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者」を「前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者」に改め、第13条第1項第4号を同項第3号とし、同条を第12条とする。

別表第3の改正規定中「（第14条関係）」を「（第13条関係）」に改める。

附 則（平成21年条例第7号）抄

（施行期日）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第67号）抄

（施行期日）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第100号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は公布の日から、第3条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第3号で平成29年5月30日から施行）

（大阪府附属機関条例の一部改正）

2 大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。（表は略）

附 則（平成28年条例第28号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた改正前の大阪府個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第18条第1項若しくは第2項の決定、旧条例第26条第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第31条の4第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第53条の3において準用する旧条例第18条第1項若しくは第2項の決定、旧条例第53条の3において準用する旧条例第26条第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第53条の3において準用する旧条例第31条の4第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第12条第1項若しくは第2項の規定による請求、旧条例第23条第1項若しくは旧条例第23条第3項において準用する旧条例第12条第2項の規定による請求若しくは旧条例第31条第1項若しくは旧条例第31条第3項において準用する旧条例第12条第2項の規定による請求若しくは旧条例第53条の3において準用する旧条例第12条第1項若しくは第2項の規定による請求、旧条例第53条の3において準用する旧条例第23条第1項若しくは旧条例第23条第3項において準用する旧条例第12条第2項の規定による請求若しくは旧条例第53条の3において準用する旧条例第31条第1項若しくは旧条例第31条第3項において準用する旧条例第12条第2項の規定による請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪府個人情報保護条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第20号）

（施行期日）

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年条例第85号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現になされている改正前の大阪府個人情報保護条例第12条第1項（同条例第53条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第2項（同条例第53条の3において準用する場合を含む。）の規定による請求については、改正後の大阪府個人情報保護条例第13条（同条例第53条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（大阪府附属機関条例の一部改正）

3 大阪府附属機関条例（昭和27年大阪府条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。（略）

（大阪府暴力団排除条例の一部改正）

4 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。（略）

附 則（令和 3 年条例第68号）

（施行期日）

この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。